

逗子市総合計画

基本構想 2015-2038 (2022 年度一部改定)

中期実施計画 2023-2029 (2024 年度一部改定)

第3期 逗子市まち・ひと・しごと 創生総合戦略（2025-2029）



目 次

序文.....	3
---------	---

第1編 総論

第1節 基本構想改定と中期実施計画策定の経緯.....	7
第2節 総合計画の計画期間と構成.....	8
第3節 中期実施計画策定にあたっての変更点.....	10
第4節 人口ビジョンの位置付けと総合戦略の取り扱い.....	11

第2編 基本構想

第1章 基本構想の基本方針

第1節 基本構想策定の目的	17
第2節 基本構想の計画期間及び内容.....	17
第3節 基本構想の見直し	17

第2章 逗子市の将来像

第1節 いつまでも変わることのない理想像.....	21
第2節 将来像	22
第3節 将来人口	23
第4節 土地利用にあたっての基本方針.....	25

第3章 わたしたちはこんなまちにしてい

＜5本の柱と取り組みの方向＞	29
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち.....	31
第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち.....	34
第3節 自然と人間を共に大切にするまち.....	37
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち.....	39
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち.....	42

第4章 池子の森全面返還をめざして.....

第5章 計画の実現に向けて.....

※ 本文中に「*」を付している語句については、巻末に用語解説を設けて、50音順に説明しています。
「*」は、概ね章ごとに初めて出た部分に付しています。

第3編 実施計画

第1章 実施計画の基本方針

第1節 実施計画策定の目的.....	57
第2節 実施計画の計画期間及び内容.....	57
第3節 実施計画の見直し.....	57
第4節 総合戦略の地域ビジョン、基本目標及び基本的方向.....	57

第2章 計画の基礎条件

第1節 人口.....	65
第2節 土地利用方針.....	70

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

＜第3章の見方＞.....	77
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち.....	79
第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち.....	113
第3節 自然と人間を共に大切にするまち.....	133
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち.....	155
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち.....	191

第4章 池子の森全面返還をめざして..... 205

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって.....	209
第2節 進行管理.....	213

第4編 資料

1 逗子市総合計画/逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過	217
2 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針	221
3 逗子市総合計画審議会の審議経過	233
4 逗子市総合計画審議会への諮問と答申	235
5 逗子市総合計画審議会条例	243
6 逗子市総合計画審議会委員名簿	246
7 逗子市総合計画策定条例	247
8 逗子市総合計画の策定に係る市民参加のプロセス	249
9 関連する行政計画	253
10 財政状況	255
11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る 総合計画中期実施計画での位置付け対応表.....	260
12 SDGs との関係.....	268
13 用語解説	293

本計画における「まちづくり基本計画」に関する記載について

2015 年（平成 27 年）に策定した本計画は、策定にあたり 2007 年（平成 19 年）に策定した逗子市まちづくり基本計画との一体化を図りました。

2024 年（令和 6 年）3 月 29 日付けの逗子市まちづくり条例の一部改正により、まちづくり基本計画に係る規定条文が削除されたことから、まちづくり基本計画は廃止となりました。また、この条例改正に伴い、逗子市総合計画策定条例における「総合計画はまちづくり基本計画を包含する」という規定も削除されました。

本計画において、「まちづくり基本計画」という名称、同計画に由来する記述や内容が記載されていますが、策定段階でまちづくり計画と一体化を図ったものであり、経過としての記載は残るものの、今般の条例改正に伴う本計画の変更は行いません。

序 文

逗子市では、平成 19 年 12 月に、約 30 年間のまちづくりに関する基本的な計画「逗子市まちづくり基本計画」を策定しました。この計画では、「30 年後」に焦点を当て、めざすべきビジョンをうたい、これを踏まえたテーマごとの目標と方針を提示しています。

このめざすべきビジョンは、いわばわたしたちにとっての逗子まちづくりの憲法であることから、原文のままここに示し、尊重していきます。

逗子市まちづくり基本計画（平成 19 年 12 月）より

I 逗子のビジョン

1. 自然の恵みと享受

2036 年、逗子の、米軍家族住宅が撤去された後の池子の森を含め、連綿と続く緑の海は荘厳な感動をもたらす。逗子市民は、2007 年に市民参加により策定した、二度と逗子の山の緑と稜線は汚さないと強い意志を込めた「まちづくり基本計画*」の真髓を律儀に守り続け、山々を歩けば、十全に手入れされた里山、美しい杉や檜の商業樹林、さらには潜在自然植生に根差した深遠な「いのちの森*」として鮮やかに蘇った光景に接する。そしてなにより、山の稜線から川を辿って海に至る散策路が張り巡らされ、歩く文化が脈々と息づいている。その成果の大半は、行政と市民の自発的な奉仕活動による協同作業に預かっている。

2. <いにしえ>への郷愁と血の通ったふれあい社会の創造

逗子は、互いに知り合える地域を全市にくまなく造り出す努力を重ねる。そこには逗子・桜山（櫻山）・沼間・池子・山の根（山野根）・久木（久野谷・柏原）・小坪・新宿（新宿原）、この遥か<いにしえ>から連綿と受け継がれ、常に自然と深く関わった地名に内在する共同体のぬくもり、人と人とのふれあい、人と自然との連なりを手放すまいとする市民の意思が込められている。

この市民の血の通ったふれあいの精神によって、逗子のまちではどこでも日常のさりげない挨拶が交わされる。

その根底にある生きざまは、歩くことに象徴される人間本来の精神と他人あるいは自然への思いやりを取り戻す試みであり、逗子市民はこれを「ふれあい活動圏*」をよすがとしたコミュニティに活かし、強固な交わりとして浸透させる。

3. 自然の摂理(せつり)をなくしつつある地球への自戒

逗子市民は、地球が自然の摂理をなくしつつあるものと捉え、自然と共生する限りない努力を始める。

その第一は、過度な車依存からの脱却であり、第二は、視界をふさがない低層の、自然と融合した品位と統一感のあるまちへの絶えざる努力である。エネルギーと廃棄物についても同じ自然との共生という思想に立って、循環型社会の実践を続け、不便をいとわず、慎ましく人と人、人と自然のぬくもりあるコミュニティを希求する。

4. 逗子市民が発するメッセージ

逗子市民は、崇高なメッセージを首都圏の人々から日本中に、ひいては世界に向かって発する。それは、開発の名による破壊をあくまで拒み、守りつづけた自然、品位と統一感のある低層のまち並み、それを育む自律した市民によるコミュニティの姿である。

- (注)・このビジョンは、2007年(平成19年)12月に策定された「逗子市まちづくり基本計画」において、「30年後のわたしたち」の視点で描かれており、2036年にめざすべき理想が実現した状態を表現しています。
- ・総合計画の目標年次は、2038年度(令和20年度)ですが、上記の1.にある「2036年」は原文をそのまま掲載しています。

第 1 編 総論

第1節 基本構想改定と中期実施計画策定の経緯

総合計画は、長期的な展望に立ってめざすべき将来像を描き、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものです。逗子市では、2015 年（平成 27 年）に都市宣言である「青い海と みどり豊かな 平和都市」といういつまでも変わることのない理想像のもと、基本構想と、基本構想を具現化するための事業計画である実施計画の二層構造の総合計画を策定し、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。計画策定にあたっては、2007 年（平成 19 年）に策定した「逗子市まちづくり基本計画」との一体化を図っています。

基本構想は、計画期間が 2015 年度（平成 27 年度）から 2038 年度（令和 20 年度）までの 24 年間と長期にわたる計画であるため、必要に応じて 8 年ごとに見直すこととしました。2022 年度（令和 4 年度）に基本構想の見直しを行った結果、一部を改定するとともに、前期実施計画の計画期間が終了することから、2023 年度（令和 5 年度）からの中期実施計画を策定するものです。

一方、2016 年（平成 28 年）には、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画として逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を、総合計画をベースに策定しました。現在は、2020 年度（令和 2 年度）からの第 2 期総合戦略の推進を図っています。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営の上で重要な課題であることから、計画の二重性の解消や、市民へのわかりやすさの向上、進行管理等事務手続きの合理化を図るため、中期実施計画に総合戦略を一体化させることとします。

本計画において、逗子市の将来像を描き、あわせて、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働をはじめ多様な主体との連携によるまちづくりの推進を図っていきます。

第2節 総合計画の計画期間と構成

逗子市の将来像とその実現のための基本方針を明らかにするとともに、今後の急速な社会環境の変化の中で、その変化に適切に対応し、実効性のある計画にするために、総合計画の計画期間及び構成を次のとおりとします。

1 総合計画の計画期間

まちづくり基本計画が30年後に焦点を当てた計画であったことを踏まえ、同計画との一体化により、計画期間を2015年度（平成27年度）から2038年度（令和20年度）までの24年間とします。

2 総合計画の構成

計画期間を24年間としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、将来像とその実現に必要な政策・施策は具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。そのため、総合計画を「基本構想、実施計画」の二層構造とします。

(1) 基本構想

基本構想においては、都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」という、いつまでも変わることのない理想像に着実に近づけるため、将来像と分野ごとの「めざすべきまちの姿」、その実現のための「取り組みの方向」を示します。

また、基本構想が24年間という長期にわたる計画であるため、次期の実施計画の策定に合わせて見直すこととします。

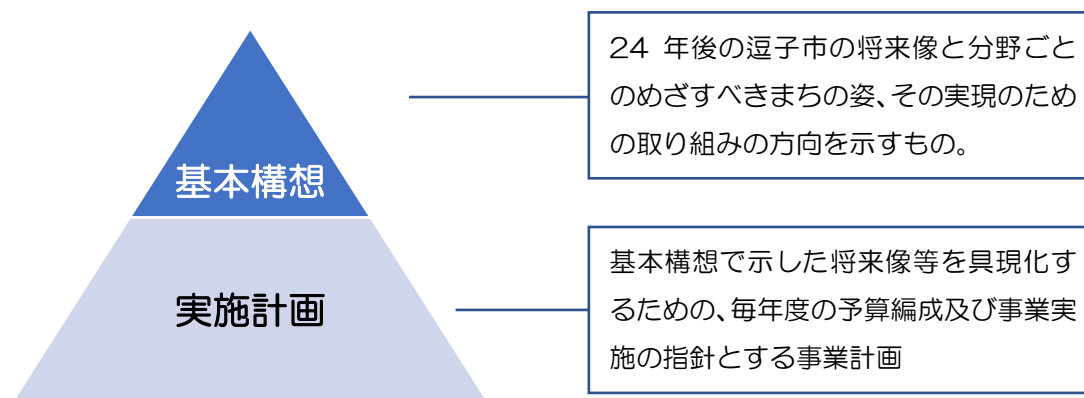
(2) 実施計画

実施計画は、基本構想で示した将来像や「めざすべきまちの姿」、「取り組みの方向」を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものです。

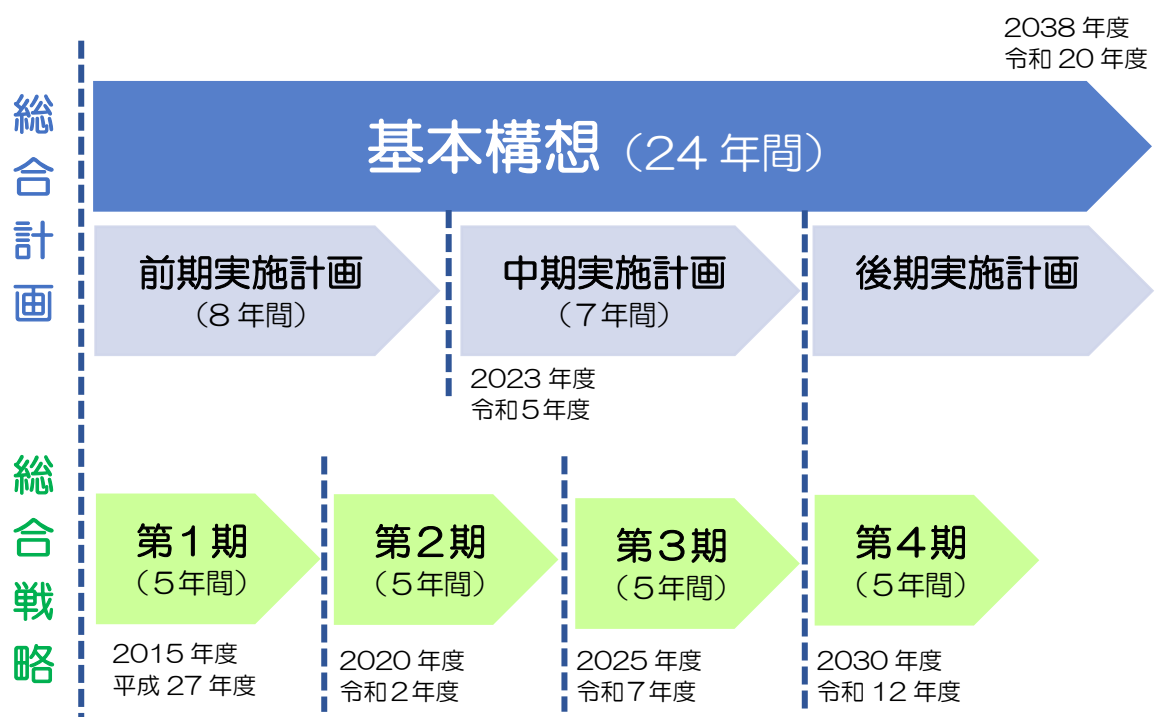
一体化する総合戦略の計画期間は5年間で、現在の第2期総合戦略の計画期間は2024年度（令和6年度）までとなっています。そこで、中期実施計画の計画期間は、第2期総合戦略の残り期間2年間と第3期総合戦略の5年間を合わせ、2029年度（令和11年度）までの7年間とします。

なお、毎年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、総合戦略の計画期間終了時や、国の制度改正、状況の変化、PDCAサイクルによる計画修正の必要性などに対応するため、適時見直しを行います。

◆ 総合計画の構成のイメージ図



◆ 総合計画及び総合戦略の期間のイメージ図



※後期実施計画の期間については、中期実施計画終了時の状況で判断する。

第3節 中期実施計画策定にあたっての変更点

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

2015年度（平成27年度）からの総合計画を策定後、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画として本市の総合戦略を、総合計画をベースに2016年（平成28年）に策定しました。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で重要な課題であることから2つの計画を一体化させ、より合理的、効果的に推進を図ります。

2 都市計画マスタープランの分離

総合計画とまちづくり基本計画の一体化により、まちづくり基本計画に包含されていた都市計画マスタープランも総合計画に包含されるものと位置付けられました。しかしながら、都市計画マスタープランの記載箇所は明示されていないことから、市がめざす都市計画の方向性等がわかりにくくなっていたため、都市計画マスタープランに記載すべきことについて改めて整理し、総合計画とは別に策定することにします。

都市計画マスタープランは、2023年度（令和5年度）に策定する予定であり、策定時点をもって総合計画との一体化は解消します。

なお、総合計画とまちづくり基本計画は一体化していることから、都市計画マスタープランに該当するとみられる記述について、基本的には削除等の変更は行いません。

3 個別計画等との相互連携の見直し

前期実施計画期間において、基本構想の体系「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定することとし、一体的に計画の推進を図ってきましたが、一方で各計画の運用の柔軟性の低下、計画策定や運用に係る事務作業の増加等の課題が生じていました。こうした課題を解決し、計画運用の合理化を図るため、行政計画の必要性は分野ごとに個別に判断することとし、進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で行うものとします。

第4節 人口ビジョンの位置付けと総合戦略の取り扱い

1 人口ビジョンの位置付け

逗子市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。国及び県の長期ビジョンを勘案して策定し、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎と位置付けられるものです。

総合戦略は人口ビジョンを踏まえた上で策定されていることから、総合計画と総合戦略の一体化にあたり、人口ビジョンは総合計画の基礎資料と位置付けます。

人口ビジョンにおいては、本市の人口の現状分析を踏まえ、人口減少社会に取り組む基本方針を次のとおり定めています。

◆ 人口ビジョンにおける人口減少社会に対する基本方針

1 子どもを安心して生み、育てる環境の整備

年少人口を回復させるために、若い世代の結婚・出産の希望をかなえ、安心して子育てができるような環境を整備します。

2 子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入促進、転出抑制

子育て世代を中心とした生産年齢人口層からは「住みたい」と思われ、また、市民からは「いつまでも住み続けたい」と思われるまちとなるよう、市のポテンシャルを最大限に活かし、市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

3 健康長寿、健康寿命の延伸

今後ますます高齢化が進む中で、誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境を整備します。

2 総合戦略の取り扱い

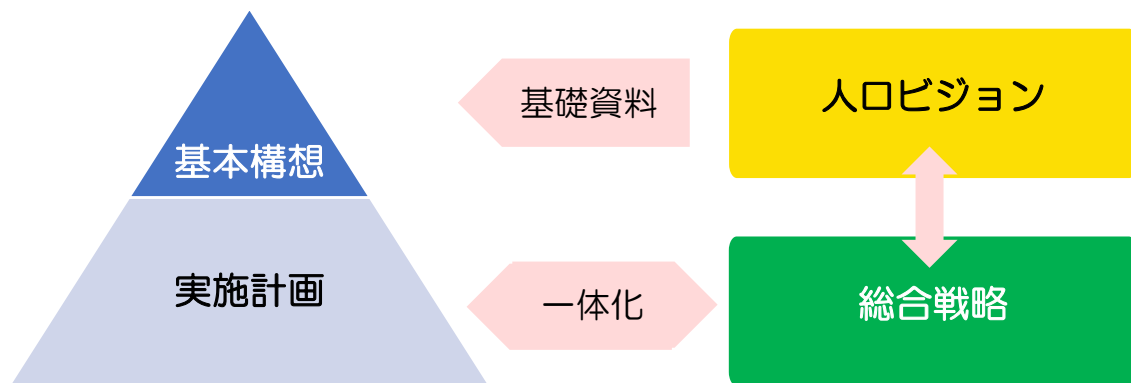
総合戦略は、人口ビジョンを踏まえるとともに、国の戦略及び県の状況を勘案した上で策定しています。人口ビジョンにおける人口減少社会に対する基本方針の実現を図るため、総合戦略では4つの基本目標を掲げています。そして、基本目標の下に、講ずべき施策の「基本的方向」と、それを推進するための「主な取り組み」を記載しています。

総合計画と総合戦略を一体化するにあたり、基本構想の体系のもと、中期実施計画の中に総合戦略の主な取り組みを位置付けることとします。

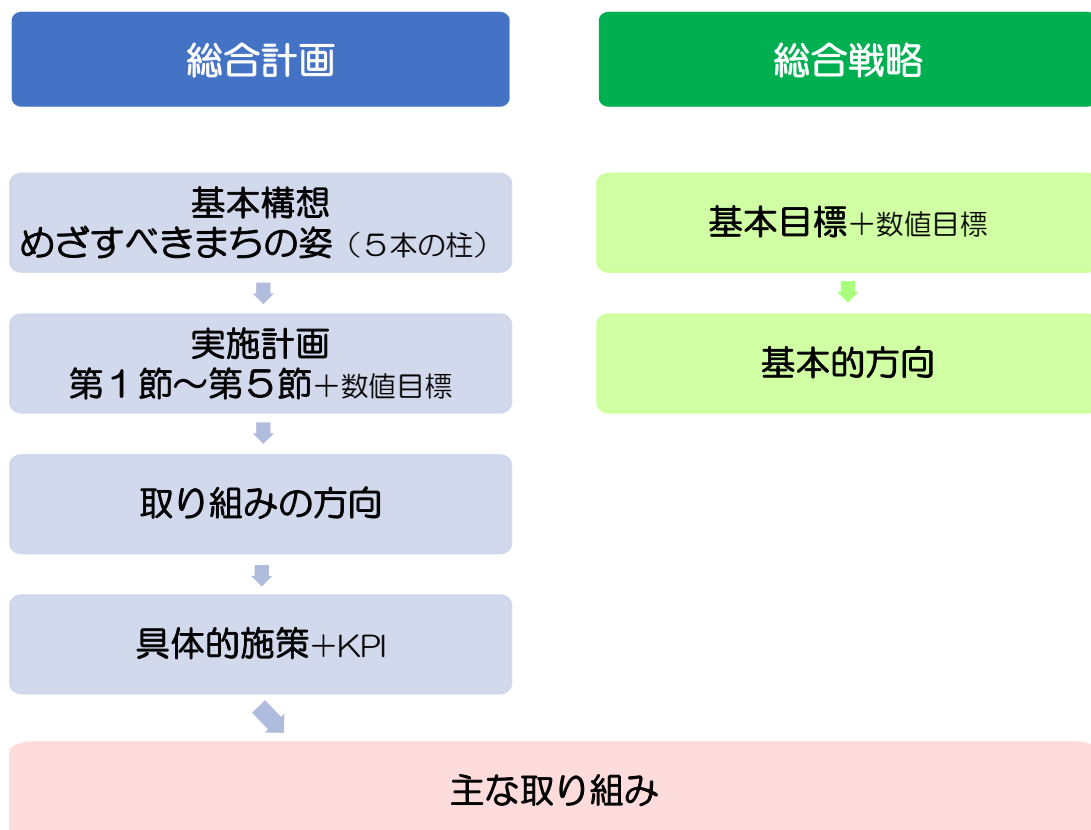
◆ 総合戦略における基本目標

- 【基本目標1】若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 【基本目標2】逗子市への新しいひとの流れをつくる
- 【基本目標3】逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる
- 【基本目標4】魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する

◆ 総合計画と総合戦略の一体化のイメージ図



◆ 総合計画と総合戦略の計画の構成



第 2 編 基本構想

2015-2038

(2022 年度一部改定)

第 1 章

基本構想の基本方針

第1節 基本構想策定の目的

この基本構想は、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働をはじめ多様な主体との連携によるまちづくりの推進を図るものです。

第2節 基本構想の計画期間及び内容

- 1 2015年度（平成27年度）から2038年度（令和20年度）までの24年間の計画期間とします。
- 2 基本構想は、『第1章 基本構想の基本方針』、『第2章 逗子市の将来像』、『第3章 わたしたちはこんなまちにしていこう』、『第4章 池子の森全面返還をめざして』、『第5章 計画の実現に向けて』の5部で構成します。
- 3 『第3章 わたしたちはこんなまちにしていこう』には、「めざすべきまちの姿（5本の柱）」とその実現のための「取り組みの方向」を示します。
- 4 『第5章 計画の実現に向けて』には、基本構想を実現するにあたり、全般にわたって推進すべき事項について記載します。

第3節 基本構想の見直し

24年間という長期にわたる計画であるため、実施計画の策定に合わせて見直すこととします。

第2章

逗子市の将来像

第1節 いつまでも変わることのない理想像

逗子市では、昭和49年4月15日市制施行20周年にあたり、自然を愛し明るく平和なまちづくりを行うことを期して、「逗子市都市宣言」を行いました。

(昭和49年4月15日逗子市告示第15号)

逗子市都市宣言を次のように定める。

青い海と みどり豊かな 平和都市

私たち逗子市民は、青い海と、みどり豊かな自然を愛し、輝く太陽のもと、明るい、平和なまちづくりにまい進することを宣言します。

この「青い海と みどり豊かな 平和都市」こそ、逗子市にとっていつまでも変わることのない理想像です。

第2節 将来像

都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」といういつまでも変わることのないこの理想像に着実に近づくために、まちづくり基本計画*との一体化を踏まえ 24 年後の逗子市の将来像を次のとおり設定します。

将来像

**自然に生かされ、自然を生かすまち
コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち**

この将来像が具現化されたまちの有り様を表したものが、序文で描かれた逗子のビジョンとなります。

1 自然に生かされ、自然を生かすまち

～ 自然を大切にするまちでありたい

- ・ 自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち
- ・ 資源を大事にし、循環利用できるまち
- ・ 自然を壊すのではなく、活かすまち
- ・ 建物と緑が渾然一体となったまち並み、海・山・川の生気に満ちたまち

2 コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち

～ 人間を大切にするまちでありたい

- ・ 生きることを重んじ、互いに力を合わせ助け合うまち
- ・ 市民が尊重し合い、市民が自治によって自らつくるまち
- ・ 歩くことが楽しい、ふれあいのまち

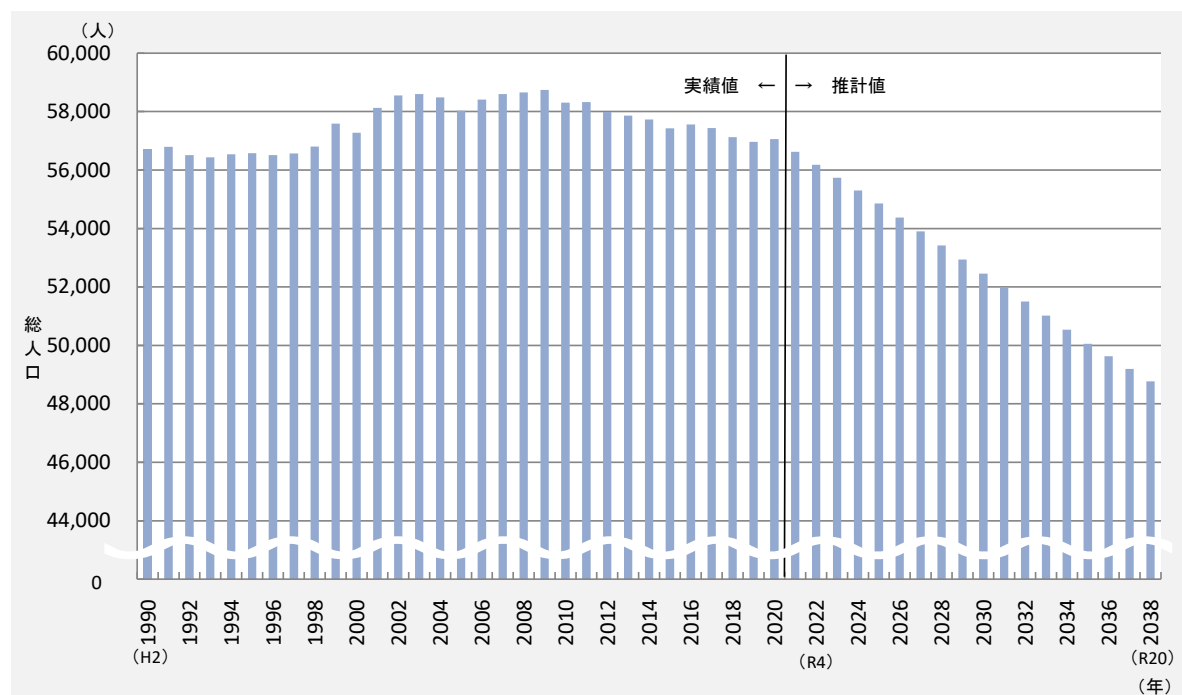
第3節 将来人口

逗子市では、昭和40年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和50年代以降開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。2001年（平成13年）以降は、58,000人から57,000人程度の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008年（平成20年）から人口減少に転じ少子高齢化が進んでいる中で、今後は、逗子市においても減少傾向が顕著になっていくものと予想されます。

これからの逗子市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け、この基本構想の最終年度である2038年度（令和20年度）には、総人口は49,000人を下回ることが予想されます。

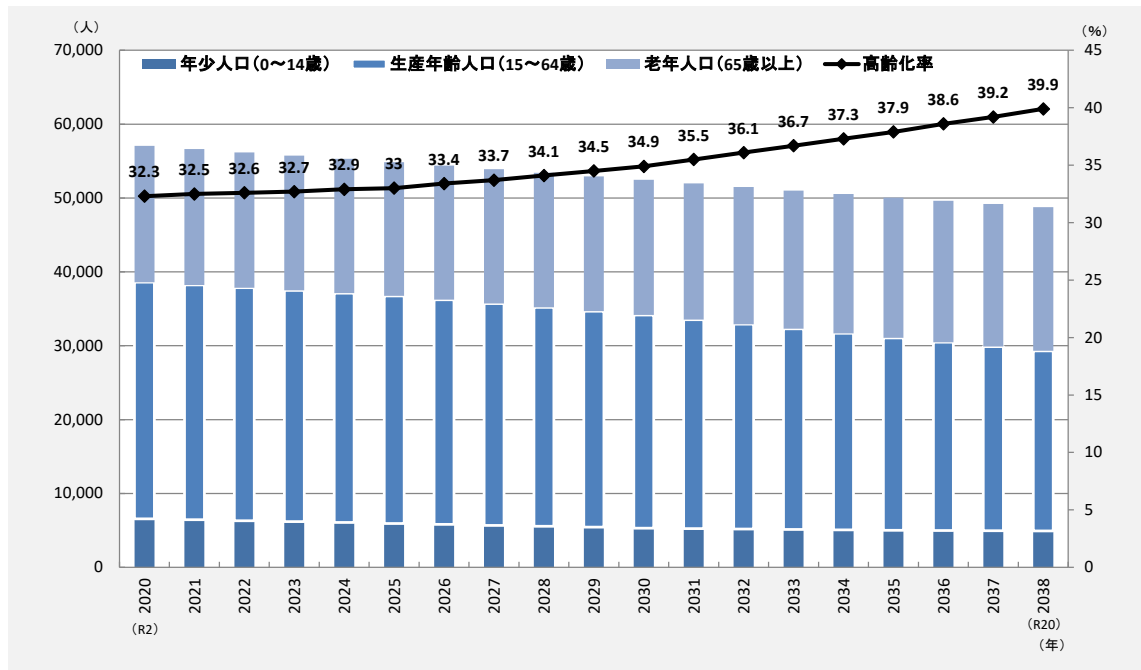
また、高齢化率*については、老年人口の増加に伴い、2038年度（令和20年度）には40%程度となることが推計されています。

◆ 逗子市の将来の人口（推計）



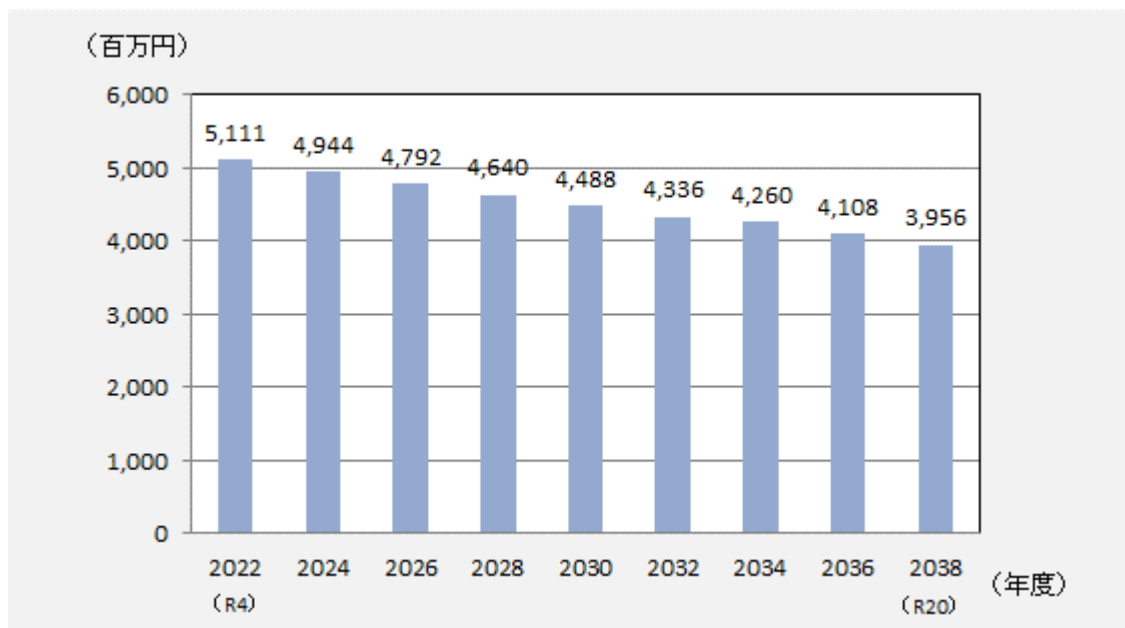
※実績値は統計値（各年10月1日現在）、推計値は2021年度（令和3年度）逗子市推計

◆ 逗子市の将来の年齢構成と高齢化率（推計）



※2020年（令和2年）は実績値、推計値は2021年度（令和3年度）逗子市推計

◆ 逗子市の将来の個人市民税収入の見込み



※ 本推計は、個人市民税の制度が現行のまま変わらないとしたうえで、2022年度（令和4年度）課税状況調のデータから年齢層別の一人当たり課税額を算出し、人口推計結果をもとに推計した年齢別の納税義務者数に一人当たり課税額を乗じ積算したもの。

将来人口に基づき、逗子市の歳入の多くを占めている個人市民税収入を推計すると、生産年齢人口の減少に伴い、年々減少することが見込まれます。

しかし、今後のまちづくりを進めて行くうえで、人口構成を考慮しつつ、一定の人口を維持していくことが、まちのにぎわいや活性化、行政サービス水準の維持には必要不可欠です。このことから、今後は様々な分野において、これまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り人口の維持に努めます。

第4節 土地利用にあたっての基本方針

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域*及び市街化調整区域*の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

第3章

わたしたちは
こんなまちにしてい

◆ 5本の柱と取り組みの方向 ◆

いつまでも変わることのない理想像と将来像の実現に向け、「5本の柱」とそれぞれを分類した「取り組みの方向」を定めます。

いつまでも変わることのない理想像	
青い海と みどり豊かな 平和都市	
将来像	
自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち	
5本の柱	取り組みの方向
第1節 共に生き、心豊かに 暮らせるふれあいのまち	1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち 5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち
第2節 共に学び、共に育つ 「共育(きょういく)」の まち	1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち 2 文化を新たに創造するまち 3 スポーツを楽しむまち 4 学校教育の充実したまち 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち
第3節 自然と人間を共に 大切にするまち	1 自然を大切にするまち 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち 3 カーボンニュートラルを実現するまち 4 暮らしと景観に配慮したまち
第4節 安全で安心な、 快適な暮らしを支えるまち	1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち 3 歩行者と自転車を優先するまち 4 都市機能の整った快適なまち 5 地域資源を生かした個性豊かにぎわいのあるまち
第5節 新しい地域の姿を示す 市民主権のまち	1 市民自治のまち 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち 3 世界とつながり、平和に貢献するまち

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

◆ めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

◆ 取り組みの方向

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち

1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

歳を重ねても健康でいたいという思いはみんなの願いです。人生のうちで健康でいる期間が長ければ長いほど質の高い生活が送れます。

そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自身の健康状態を的確に把握するとともに、家族みんなや仲間と楽しみながら健康づくりを続けることが重要です。

市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進していきます。

また、健やかで安心して暮らしていくために、医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との連携を強化し、誰もが身近なところで適切な医療を受けられるような地域医療体制が充実したまちをめざします。

3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中であって、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねてもできる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーション*とリハビリテーション*の理念を継承するとともに、ソーシャルインクルージョン*の考え方に基づき、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる共生社会を実現していくまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ*に応じた一貫した支援体制を充実するとともに、高齢化や「親亡き後」を見据えた仕組みづくりを進める必要があります。

また、バリアフリー*のまちづくりとして道路や施設等の整備だけでなく、こちらのバリアフリー*も実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

5 誰もが心豊かに子育て・子育て*できるまち

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもがその権利を擁護され、愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に子育て・子育てできるまちづくりをめざします。

第2節 共に学び、共に育つ「共育*（きょういく）」のまち

◆ めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち逗子」をめざします。

◆ 取り組みの方向

- 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習*のまち

市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しめるよう、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う社会教育*の機会を広く市民に提供するとともに、市民の自主的な学びを支援します。

そして、学ぶ楽しみ教える喜びで地域の一人ひとりがいきいきと輝いているまち、学んだ成果を生かすことで元気な地域づくりへとつなげていくまち、生涯学習のまち逗子をめざします。

2 文化を新たに創造するまち

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、共感や連帯を生み、人の心を豊かにします。さらに、新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

わたしたちは、逗子の伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こして、地域の文化を市民の手で拓き、互いを高め合い、育むことで、「まちが文化を活かし、文化がまちを活かす」地盤をつくります。そして、逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を背景に生まれる、個性的で創造的な文化芸術の力で、文化と自然がつむぐ活力あるまち（地域社会）の発展をめざします。

3 スポーツを楽しむまち

わたしたちは、スポーツ都市宣言*の理念に基づき、市民一人ひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくる「健康づくり」、みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営むことができる「場づくり」、スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげる「交流づくり」、スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進する「基盤づくり」を進めます。

一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、互いに高め合うことで、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツ、健康づくりができるまちをめざします。

4 学校教育の充実したまち

人は自然と社会の中で生涯学び続けていくことが必要です。その入り口の一つとして学校教育は大きな役割を果たすものです。今日、価値観の多様化や高度な情報化社会の中であって、子どもたちが身につけなければならない力は多岐にわたっています。これまで受け継がれてきた知識や文化・伝統などを踏まえ、地域社会や家庭と連携し、互いの個性を尊重し合う人間性溢れる教育、限りある命を生きていることの素晴らしさを感じることができる教育を行っていくこと、そしてこれからの国際社会の一員として生きていく力を育むことが必要です。

いつの時代にも変わってはならない本質の部分の土台に、その時々¹の教育的課題に臨機応変に対応して、「豊かな人間性」・「確かな学力」・「健康な心身」を目標として『自ら考え、心豊かに、たくましく生きる逗子²の子ども』の育成を図ります。

5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

わたしたちの身近にある様々な文化財は、先人たちの暮らしの中で生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、このまちに暮らすわたしたちの心を支え、豊かにするものとして後世にながく伝え、いかしていくべきふるさとの遺産です。

文化財を適切に保存しつつ、わたしたちの身近な歴史から共に学び、共に育ち、次世代へ誇りや愛着をつないでいくまち、ふるさとの遺産を共にまもり、つないでいくまちをめざします。

第3節 自然と人間を共に大切にすまち

◆ めざすべきまちの姿

逗子を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵のみどりなどが良好な状態に残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間を共に大切にすまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

◆ 取り組みの方向

- 1 自然を大切にすまち
- 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 3 カーボンニュートラルを実現すまち
- 4 暮らしと景観に配慮したまち

1 自然を大切にすまち

首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地*の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

わたしたちは、逗子の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生すまちづくりを進めていきます。

2 廃棄物による環境負荷の少ないまち

ごみの排出は環境に大きな負荷をかけます。良好な環境を保全し、次世代につないでいくためには、できる限り「燃やさない、埋め立てない」という持続可能な循環型社会*をめざす必要があります。

わたしたちは、自主的にごみの発生・排出抑制に取り組むとともに、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、環境保全と安全・安心に配慮したごみ処理の推進に努めます。

わたしたちは、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減し、「ゼロ・ウェイスト*社会」の実現をめざします。

3 カーボンニュートラル*を実現するまち

地球温暖化の問題は、地球規模で取り組む課題です。

その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガス*は、日常生活においても発生しています。わたしたち一人ひとりのライフスタイルを見直し、身近なことから温室効果ガス排出量の削減を実践していきます。

また、温室効果ガスの発生量の多い化石燃料から、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギー*への転換に努めます。

わたしたちは、持続可能な社会を実現するため、2050年温室効果ガス排出実質ゼロのまちづくりを進めます。

4 暮らしと景観に配慮したまち

きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境を維持し、より一層人に優しい都市環境を整備することは重要な課題です。

また、みどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる美しいまち並みは、市民共有の財産です。

良好なまち並みと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、自然景観及び人工景観の向上をめざしていきます。

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、暮らしと景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

◆ めざすべきまちの姿

わたしたちは、逗子が持つ豊かな自然環境やコミュニティの質の高いまちを未来に継承していきます。

そのため、土地利用の基本方針を尊重し、社会ニーズを的確にとらえ、長期的な視点に立った都市のデザインを描いて、計画的なまちづくりを進め、誰もが安全で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

◆ 取り組みの方向

- 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち
- 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち
- 3 歩行者と自転車を優先するまち
- 4 都市機能の整った快適なまち
- 5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

土地利用の基本方針にうたわれた理念の実現を図るため、逗子が潜在的に持つ優れた価値と原風景を再認識し、大局的長期的視点に立ち、住む人にも訪れる人にも優しく、にぎわいとくつろぎ、そして安らぎが生まれる人間らしいスケールのまちをめざします。

基本的に低層のまち並みの形成を基盤とする中で、地域ごとの整備方針に基づき、地域のまちづくりを進めます。

2 災害に強く、犯罪のない安全なまち

高齢化が進む住宅都市として、「自らの命は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」という意識の浸透、自主防災組織*の充実及び避難行動要支援者*に対する地域での助け合いの取り組み等を広げ、市民自らの防災力の向上を図るとともに、情報伝達体制の整備や津波対策の充実、河川の改修等を進め、地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり、狭あい道路*の整備や消防力の充実など都市災害を防ぐまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、地域の安全は地域で守るという意識を高め、防犯環境に配慮した環境整備を図り、誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくりをめざします。

3 歩行者と自転車を優先するまち

自動車交通がもたらす交通事故や交通公害、混雑などを解決するためには、環境負荷の低減を図り、自動車の過度な利用を抑制し、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性を高める必要があります。

わたしたちは、歩行者も自転車も優先することができる社会をめざすことにより、豊かで快適、安全な、生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の高いまちづくりを実現します。

4 都市機能の整った快適なまち

市民の安全で快適な都市生活を維持し、拡充を図るため、高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要です。

本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー化を図り、また、地震をはじめとした自然災害等を考慮した都市機能の再編・再整備を計画的に進めます。

5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

市街地を囲むみどり豊かな山や青い海の逗子海岸や小坪漁港、これらの逗子の魅力を国内外に向けて発信し続け、人が集い、ふれあいの輪が広がり、地域のにぎわいが生まれるまちをつくれます。

自然、文化、人という逗子の恵まれた地域資源を、磨き、つなぎ、生かすことにより、地域産業の活性化や個性豊かな産業の創出を図るとともに、住む人、働く人、訪れる人が一体となって、成熟した魅力あふれるまちをつくれます。

第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち

◆ めざすべきまちの姿

市民は、市政の主権者であり、まちづくりに参加する権利を有します。

わたしたちは、主権者である市民として、互いに尊重し合いながら、その人のもつ個性や能力を十分に発揮できる地域社会をつくっていきます。また、グローバル化した社会の中で、地域や国を越えて、世界に貢献していきます。

わたしたちは、地域社会、さらには世界の一員として主体的に行動する市民主権のまちをつくりま

◆ 取り組みの方向

- 1 市民自治のまち
- 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち
- 3 世界とつながり、平和に貢献するまち

1 市民自治のまち

逗子のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。自分のことだけでなく、他人や地域、自然のことを自分のことのように考え、行動することができる市民の姿が望まれます。

また、逗子に住み、働き、学び、交わるあらゆる主体が、地域の一員として、考え、行動し、それぞれの関係の中で互いの理解を深め、担い合い支え合うことにより、心豊かな市民自治のまちを実現します。

2 誰もが尊重され、自由で平等なまち

その人の持つ個性、人格そのものや能力が尊重され、それらが十分に発揮できるまちづくりを推進し、誰もが、性別、国籍、障がい等によって差別されることなく人権が尊重され、自由で平等な参画が保障されているまちをめざします。

3 世界とつながり、平和に貢献するまち

ICT*の進化や移動時間の短縮化など、科学技術のめざましい発展を背景に、世界との距離は加速度的に近くなっています。

市民の誰もが国際性を身につけ、池子米軍家族と培ってきた日米親善交流を礎に、さらに多くの世界の人々や都市との交流、協力を進め、逗子から世界に向けて、世界の恒久平和や調和ある発展についてメッセージを発し、貢献するまちをめざします。

第4章

池子の森全面返還を めざして

池子住宅地区への米軍家族の入居に係る諸課題への対応を図りながら、市民と米軍家族との良好な関係づくりを進めます。また、国、米軍との交渉を進め、共同使用地（池子の森自然公園）の部分返還、さらに、最終的には「池子住宅地区及び海軍補助施設*」の全面返還をめざします。

第5章

計画の実現に向けて

1 自律した市民の主体的な参加、参画

まちづくりの主体は、まちに住み、生活する市民一人ひとりです。

市民自らがまちづくりに対する認識を深め、主体的に活動していくことが重要です。

また、計画の実現のためには、政策の実行の場面だけではなく、政策の決定の場面にも市民の参画が必要です。

市民と市は目的や課題を共有し、共にまちづくりに取り組みます。

2 公・共・私の役割分担と連携

市民ニーズや価値観の多様化が進む中、市だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になっています。

まちづくりのあらゆる場面で、公（行政）・共（地域、各種団体、企業）・私（個人、家庭）が互いの特性を踏まえたうえで、役割を分担し、連携・協力し合いながらまちづくりを進めていきます。

3 効果的・効率的な自治体経営の推進

人口減少や少子高齢化社会の進展に伴い、市の財政はますます厳しい状況が続くことが予測されます。

このような中、計画を着実に推進していくために、徹底した合理化・効率化、自主財源の確保等による財政の弾力化、組織を支える人材の育成を進め、健全な経営を行っていきます。

4 デジタル技術の活用

AI*やIoT*をはじめデジタル技術の進展はめざましく、官民挙げて、society5.0と称される新たな社会（超スマート社会）をめざす取り組みが始まっています。暮らしに関わるあらゆる分野において、こうした技術を積極的に活用していくことで、より便利で質の高い暮らしができるまちづくりを進めていきます。

また、あらゆる主体が、自らの活動を発信し、コミュニケーションを豊かにすることで、よりよくつながり、いきいきと暮らせるまちをめざします。

第 3 編 実施計画

2023-2029

(2024 年度一部改定)

第1章

実施計画の基本方針

第1節 実施計画策定の目的

この実施計画は、基本構想で示した将来像等を具現化するため、予算編成及び事業実施の指針を示すものです。

第2節 実施計画の計画期間及び内容

- 1 2023年度（令和5年度）から2029年度（令和11年度）までの7カ年を計画期間とします。
- 2 実施計画は、『第1章 実施計画の基本方針』、『第2章 計画の基礎条件』、『第3章「わたしたちはこんなまちにしていこう」を実現するために』、『第4章 池子の森全面返還をめざして』、『第5章 計画の推進にあたって』の5部で構成します。
- 3 『第3章「わたしたちはこんなまちにしていこう」を実現するために』には、基本構想の「取り組みの方向」ごとに講ずべき「具体的施策」とその「主な取り組み」を記載します。また、基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」ごとに数値目標を、「取り組みの方向」における「具体的施策」ごとに重要業績評価指標（KPI）*を設定します。
- 4 『第5章 計画の推進にあたって』には実施計画を実現するにあたり、全般にわたって推進すべき事項について記載します。

第3節 実施計画の見直し

毎年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、総合戦略の計画期間終了時や、国の制度改正、状況の変化、PDCAサイクルによる計画修正の必要性などに対応するため、適時見直しを行います。

第4節 総合戦略の地域ビジョン、基本目標及び基本的方向

総合戦略における、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域がめざすべき理想像）は、総合計画基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」とします。

また、基本目標と効果を客観的に検証するための数値目標、講ずべき施策の基本的方向は次のとおりです。

総合計画と総合戦略を一体化するにあたり、中期実施計画の中に総合戦略の主な取り組みを位置付け、これを推進することで基本目標の達成をめざすものです。

【基本目標 1】若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

＜数値目標（2029 年度（令和 11 年度））＞

指 標	現 状
出生数が 280 人/年を維持している。	277 人（2023 年）
補 足 説 明	
・「神奈川県人口統計調査結果報告」に基づく。 ・出生数は 2018 年～2023 年の 6 年間で 22%減少しており、また、15～49 歳の女性の人口は、2023 年～2029 年の 7 年間で 11%程度減少することが推計されていることから、現状維持をめざすもの。	

全国的に初婚年齢が上昇している中で、本市の平均初婚年齢は 2021 年（令和 3 年）に夫 32.3 歳、妻 31.3 歳となっており、都道府県レベルでは全国で最も平均初婚年齢の高い東京都（夫 32.2 歳、妻 30.5 歳）を若干上回っています。

初婚年齢の高齢化（晩婚化）は、未婚率の上昇のみならず、出産年齢の高齢化（晩産化）につながり、ひいては出産数の減少（少子化）につながることから、まずは結婚を希望する若い世代の後押しをすることが重要になります。

また、急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育て世代のワーク・ライフ・バランス を実現させながら、まち全体で子育てを応援し、地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

＜基本的方向＞

- 1 若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。
- 2 子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。
- 3 誰もが働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。

【基本目標 2】逗子市への新しいひとの流れをつくる

＜数値目標（2029 年度（令和 11 年度））＞

指 標	現 状
5 年間の転入超過数が累計で 1,000 人を維持している。	1,071 人 (2019 年から 2023 年の累計)
補 足 説 明	
・「神奈川県人口統計調査結果報告」に基づく。 ・直近の 5 年間は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で転入超過者数が突出していることから、増加ではなく現状維持をめざすもの。	

本市は、昭和 40 年代の大規模な宅地開発により転入人口が増加し、人口が急増しましたが、昭和 50 年代以降、開発の規模及び件数が縮小したことに伴って人口の増加が止まりました。その後、平成に入ってから死亡数が出生数を上回る自然減の状態へとシフトしましたが、基本的には転入超過基調で推移してきたことから、58,000 人台の人口を維持してきました。しかし、近年では、自然減の影響が大きくなってきたこともあり、人口は減少傾向となっています。

本市のまちづくりを進めていく上で、まちのにぎわいや活性化、行政サービスの水準を維持するためには、人口構成を考慮しつつ、一定の人口を維持していくことが必要です。そのためには、本市はこれまで転入人口により人口規模が維持されてきたところですが、これまで以上に本市の魅力を高め、発信することにより、「また訪れたい」、「いつか訪れたい」から「住みたい」と思われるまちづくりを進め、最終的には子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加につなげ、できる限り現状の人口の維持に努めます。

＜基本的方向＞

- 1 逗子市での居住を潜在的に希望している層を、逗子市への移住に確実に結びつけ、逗子市への定住を促進する。
- 2 「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーション*を推進する。

【基本目標 3】 逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる

＜数値目標（2029 年度（令和 11 年度））＞

指 標	現 状
個人市民税納税義務者数が 31,450 人になっている。	28,926 人 (2023 年度)
補 足 説 明	
・「市税概要」に基づく。 ・個人市民税納税義務者数は、均等割のみ課税されている者を除く。 ・2019 年度～2023 年度の 5 年間の平均伸び率が 1.4%であり、今後 5 年間も毎年この伸び率が続くと仮定して設定するもの。	

本市は、東京、横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展したことから、市内には基幹的な産業も、いわゆる大企業もありません。現在も 15 歳以上の就業者の約 70%が市外へ通勤しています。したがって、本市の「しごと」に係る取り組みは、企業の大きな事業所や工業団地等を誘致するなどして雇用を創出することではなく、市外で働く市民にとって、豊かな住環境を整え、安心して仕事に励めるようにすることと、より便利で快適な通勤環境を支援することが大きな柱になります。

一方、商工業や漁業の更なる活性化や、コンパクトなオフィスでも事業ができる企業などの誘致等により地域経済に好循環を生み出し、稼ぐ力の向上を図っていきます。特に、「M字カーブ」の解消をめざし、子育てを機に仕事を辞めたり、様々な理由から働くことをあきらめたりしている人に、市内で働ける場をつくるとともに、それを支える環境を整えていきます。また、市内には卸売・小売業の事業所が最も多く、飲食サービス業の事業所と併せて、これらはまちのにぎわいには欠かせない存在です。近年、副業に対する関心の高まりから週末だけの起業や、自宅を改装したような小規模の小売店や飲食店等の起業が増えていることなどから、市内で「しごと」を創る等の希望の実現に向けた支援をしていきます。

＜基本的方向＞

- 1 東京・横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展してきた逗子市の性格を踏まえ、逗子市に暮らしながら快適に「しごと」が行えるよう環境整備を進める。
- 2 商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。
- 3 ダイバーシティ（多様性）を受け入れながら、若者、女性、高齢者、障がいのある人などあらゆる立場の人が活躍できるよう、就労支援や新たな「しごと」の場などの創出をめざす。

【基本目標 4】魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する

＜数値目標（2029 年度（令和 11 年度））＞

指 標	現 状
「今住んでいる場所に住み続けたい」「市内の他の場所へ移りたい」と回答する人の割合が 90.0%になっている。	87.1% (2023 年調査)
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2016 年度からの最大値が 89.7%であることから、90.0%をめざすもの。	

本市の魅力とは、都市宣言に「青い海とみどり豊かな平和都市」と謳われた、豊かな「自然」と穏やかでぬくもりのある地域コミュニティを創っている「人」に他なりません。

これまで続けてきた環境に優しいまちづくりは、身近に接することのできる自然を享受しながら日常を送れる逗子の生活を演出するものとなっています。海と山に囲まれ、都会過ぎず「ちょこっと田舎」な環境の中で、自分らしく暮らせる逗子の住まい方は、市民のまちに対する誇りや愛着（シビック・プライド）につながってきたと考えられます。

また、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合うようなまちとなることが求められます。健康寿命を延ばし、年齢を重ねてもいつまでも心豊かに、自分らしく健康でいきいきと暮らせるような環境づくりも大切です。

これらの自然と人の魅力は、連綿とつながるまちづくりの取り組みの中で、財産として蓄積されてきました。この財産をより一層磨き上げ、魅力を高める“住み甲斐”のあるまちづくりを進めていくことが、シビック・プライドをさらに高めるものと考えられます。市民の誰もが、いつまでも健康で豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

＜基本的方向＞

- 1 市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。
- 2 市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。
- 3 誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。

第2章

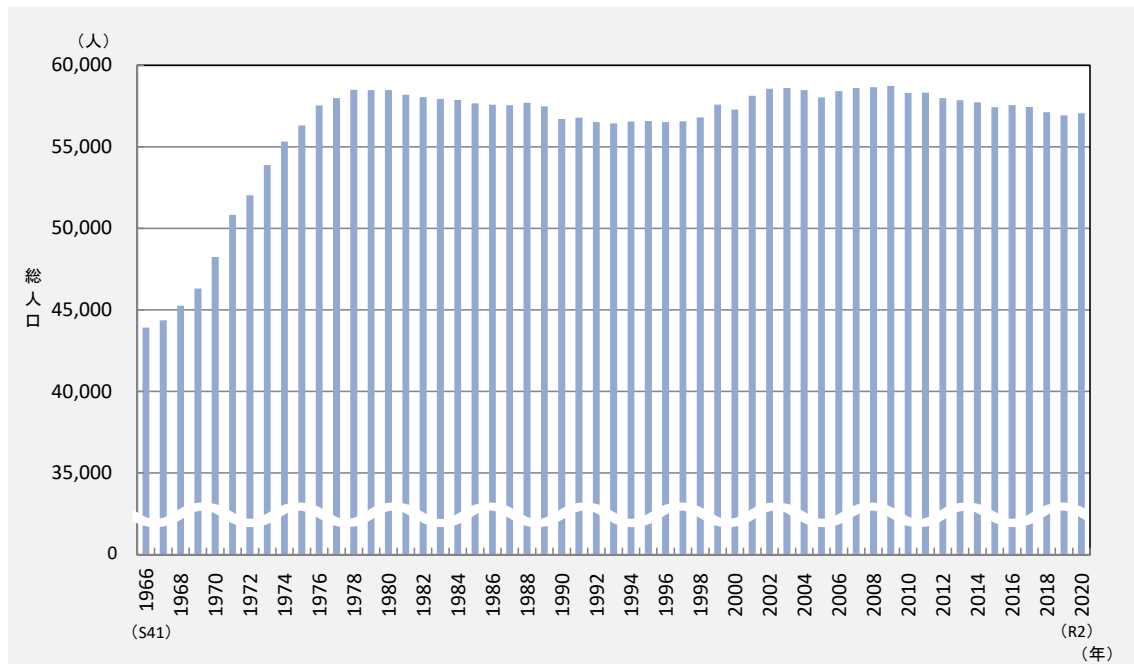
計画の基礎条件

第1節 人口

1 人口の概況

逗子市では、昭和40年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和50年代以降、開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。2001年（平成13年）以降は、58,000人から57,000人程度の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008年（平成20年）から人口減少に転じ少子高齢化が進んでいる中で、今後は、逗子市においても減少傾向が顕著になっていくものと予想されます。

◆ 人口の推移



(統計ずし 各年10月1日現在)

◆ 人口動態の推移

(単位:人)

年 区分		2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
自然 増 減	出生	382	383	347	355	346	309	343
	死亡	651	719	695	660	671	690	712
	増減	△ 269	△ 336	△ 348	△ 305	△ 325	△ 381	△ 369
社会 増 減	転入	2,549	2,747	2,499	2,307	2,537	2,548	2,437
	転出	2,365	2,254	2,390	2,353	2,257	2,071	2,266
	増減	184	493	109	△ 46	280	477	171
人口増減数		△ 85	157	△ 239	△ 351	△ 45	96	△ 198
社会移動数		4,914	5,001	4,889	4,660	4,794	4,619	4,703

(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)

◆ 地域別人口、世帯数、1世帯あたり人員の推移

年 地域	2010(平成22)			2020(令和2)		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員(人)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員(人)
逗子	6,518	2,795	2.33	6,513	3,018	2.16
桜山	10,479	4,339	2.42	10,952	4,705	2.33
沼間	9,700	3,875	2.50	8,984	3,903	2.30
池子	6,135	2,454	2.50	5,865	2,531	2.32
山の根	2,856	1,219	2.34	2,766	1,260	2.20
久木	9,936	3,856	2.58	9,842	4,030	2.44
小坪	8,346	3,493	2.39	7,803	3,502	2.23
新宿	4,370	1,812	2.41	4,335	1,920	2.26
計	58,340	23,843	2.45	57,060	24,869	2.29

※2010年(平成22年)は統計ずし(各年10月1日現在)、2020年(令和2年)は総務課調べ(10月1日現在)

2 推計人口と将来展望人口

2020年（令和2年）国勢調査の結果を基に、逗子市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け、この実施計画の最終年度である2029年度（令和11年度）には、総人口は52,938人と2020年（令和2年）から約4,000人減少し、高齢化率*は34.5%と推計されています。

しかし、今後のまちづくりを進めていくうえで、まちのにぎわいや活性化、行政サービスの水準を維持するためには、人口構成を考慮しつつ、一定の人口を維持していくことが必要不可欠です。そのため、引き続き様々な分野において魅力あるまちづくりを展開することで、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り人口の維持に努め、人口ビジョンにおいて設定した、地方創生の取り組みの施策効果として期待される「将来展望人口」の実現をめざします。

◆ 人口

（単位：人）

地域 \ 年	2020 （令和2）	2023 （令和5）	2029 （令和11）
逗子	6,513	6,341	6,179
桜山	10,952	10,687	10,257
沼間	8,984	8,760	8,026
池子	5,865	5,805	5,622
山の根	2,766	2,689	2,564
久木	9,842	9,628	9,187
小坪	7,803	7,705	7,197
新宿	4,335	4,125	3,905
計（総人口）	57,060	55,740	52,938

※2020（令和2年）は10月1日現在（総務課調べ）

◆ 年齢構成

年 年齢区分	2020(令和2)		2023(令和5)		2029(令和11)	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
年少人口 0～14歳	6,569	11.5	6,192	11.1	5,434	10.3
生産年齢人口 15～64歳	32,034	56.1	31,300	56.2	29,245	55.2
老年人口 65歳以上	18,458	32.3	18,247	32.7	18,259	34.5
計(総人口)	57,060	100.0	55,739	100.0	52,938	100.0

※2020 年（令和2 年）は国勢調査による。

◆ 世帯数、1世帯当たり人員

区分	年	2020(令和2)	2023(令和5)	2030(令和12)
世帯数(世帯)		24,689	24,668	24,064
1世帯当たり人員(人)		2.29	2.26	2.18
人口(人)		57,060	55,739	52,458

※2020 年（令和2 年）は国勢調査による。

◆ 産業別就業人口

年 区分	2020(令和2)		2023(令和5)		2029(令和11)	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	135	0.5	131	0.5	123	0.5
第二次産業	4,206	15.7	4,065	15.5	3,768	15.3
第三次産業	22,525	83.8	21,957	84.0	20,715	84.2
計	26,866	100.0	26,153	100.0	24,607	100.0

※2020 年（令和2 年）は国勢調査による。

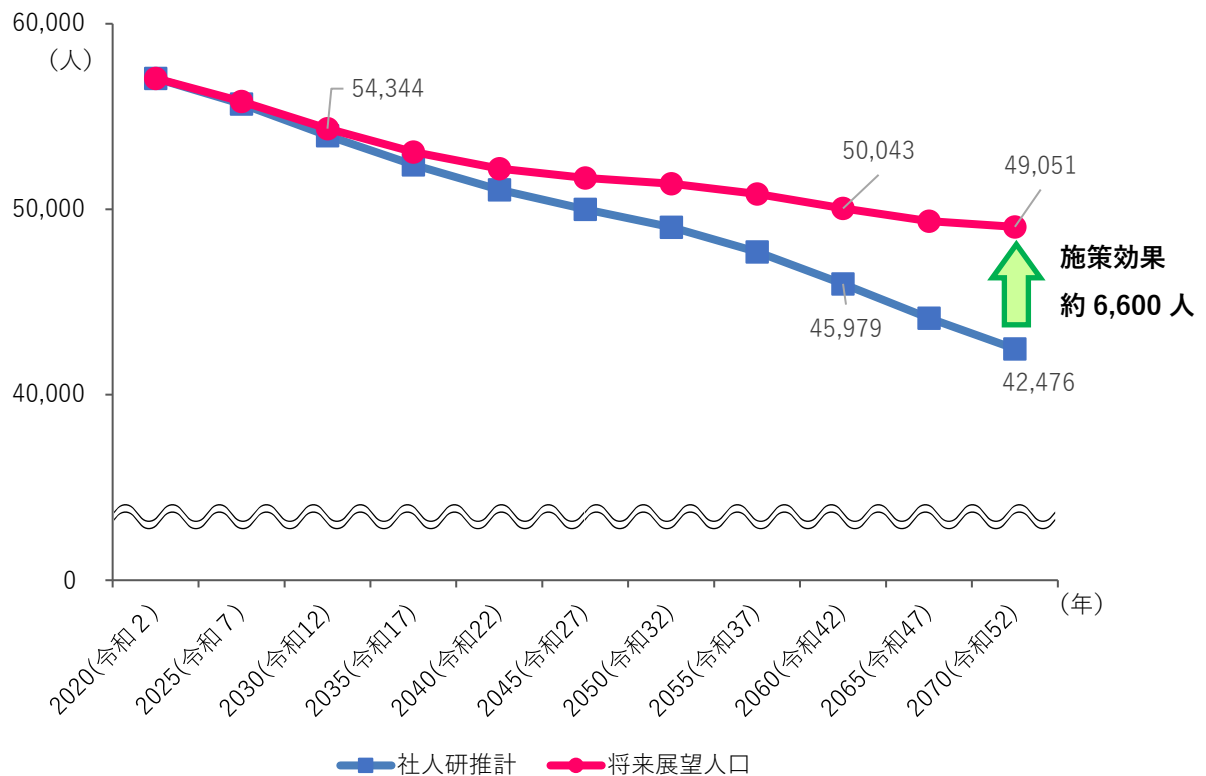
◆ 推計人口と「将来展望人口」

年 年齢区分	2020(令和2)		推計値 2030(令和12)		将来展望人口 2030(令和12)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
年少人口 0～14歳	6,569	11.5	5,307	10.1	5,505	10.1
生産年齢人口 15～64歳	32,034	56.1	28,854	55.0	30,530	56.2
老年人口 65歳以上	18,458	32.3	18,297	34.9	18,308	33.7
計(総人口)	57,060	100.0	52,458	100.0	54,344	100.0

※2020年(令和2年)は国勢調査、将来展望人口は逗子市人口ビジョンによる。

※推計値のため、合計は必ずしも一致しない。

◆ 「将来展望人口」の推計



※社人研は国立社会保障・人口問題研究所

(逗子市「逗子市人口ビジョン」2025年)

第2節 土地利用方針

1 土地利用の現況

都市計画区域面積は、1,728ha で、市街化区域*は 832ha。市街化調整区域*は 896ha を占めています。

用途地域別面積では、住居系の用途地域が約 93%を占める住宅都市です。

◆ 市街化区域及び市街化調整区域指定状況

区分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積(ha)	832	896	1,728
対都市計画区域(%)	48.1	51.9	100.0

(平成 28 年 11 月 1 日県告示第 508 号)

◆ 用途地域指定状況

用途地域の種類	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	499	60.0
第一種中高層住居専用地域	59	7.1
第二種中高層住居専用地域	1	0.1
第一種住居地域	200	24.0
第二種住居地域	15	1.8
近隣商業地域	38	4.6
商業地域	18	2.2
準工業地域	1.9	0.2
計	832	100.0

(令和元年 9 月 19 日逗子市告示第 132 号)

◆ 地目別土地利用状況

(単位:千㎡)

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
2021年 (令和3年)	0.0	60.2	4,515.9	0.0	5,582.2	8.5	885.9	6,227.2	17,280.0

(市税概要 2021年(令和3年)4月1日現在)

◆ 緑地現況量調査

(単位:ha)

区分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)+(2)
施設 緑地	都市公園	34.41	55.84	90.25
	公共施設緑地	45.22	35.17	80.39
	民間施設緑地	6.16	2.51	8.67
	計(a)	85.79	93.52	179.31
地域 制 緑 地	法によるもの			
	緑地保全地区	0.00	0.00	0.00
	近郊緑地保全区域	9.50	271.83	281.33
	風致地区	37.42	24.74	62.16
	歴史的風土保存区域	1.50	5.30	6.80
	自然環境保全地域	0.00	35.00	35.00
	生産緑地地区	1.31	0.00	1.31
	その他法によるもの	29.09	544.96	574.05
	協定によるもの	3.40	0.00	3.40
	条例等によるもの	25.26	48.80	74.06
	(地域制緑地間の重複)		(395.75)	(395.75)
	計(b)	107.48	534.88	642.36
(施設緑地・地域制緑地間の重複)(c)			(69.06)	(69.06)
計 (a)+(b)-(c)		193.27	559.34	752.61

2 土地利用の方針

(1) 基本方針

(基本構想『第2章第4節 土地利用にあたっての基本方針』再掲)

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域及び市街化調整区域の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

(2) 個別方針

① 山林

市街化区域内の山林については、防災において大きな役割を果たしていることや、良好な住環境の形成及び景観保全に直結していることから、山林の持つ機能に十分配慮された土地利用が図られるよう努めるものとします。市街化調整区域内の山林は、公共性の観点からの利用は考えられますが、基本的には自然環境の保全に資する土地利用に努めるものとします。

低層住宅地を縁取り、市街地からの景観の背景となる緑地*帯を斜面緑地帯として位置付け、保全を図ります。また、大規模緑地や大規模公園については、広域的にも貴重な緑資源であることから、後世に引き継ぐ財産として保全を図ります。

② 商業地

商業地は、その性格から都市機能の中核と雇用の場として、商業の活性化に努めるとともに、建物の上層階や生活道路沿いの宅地には利便性を生かした多様な住居が配置され、商と住それぞれのコミュニティが融和した逗子市らしい特色ある商業地としての発展をめざします。

逗子市景観計画における逗子駅周辺地区及び東逗子駅周辺地区については、景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら一定程度の面積利用・

高度利用など、有効かつ適正な土地利用を図ります。

なぎさ通り、池田通り、銀座通りの通り筋は、誰にとっても安全な歩行空間等の確保や海辺のまちとしてのまち並みの景観を誘導し、コンパクトでアメニティ*に富んだ商業空間として形成し、にぎわいとくつろぎの持てる商業環境へと改善を図ります。

③ 住宅地

既存の住宅地については、地域住民によって自主的につくられるまちづくりのルールや法的制度の活用を図り、自然と人工の調和した低層の庭園都市的景観をもった住環境の保全とその向上に努めます。また、中層住宅地については、現状を維持しつつ積極的に緑化を推進します。

新たな住宅地や再開発、建て替え等が進む土地については、その地域特性に応じ、防災・減災に配慮しながら、価値多様化社会に対応した魅力的で適正な土地利用への誘導を図ります。

④ 公共・公益施設用地及び道路

公共・公益施設用地及び道路は、都市機能や生活環境を高めるために適切な確保が図られるよう努めるものとします。

⑤ 海岸・河川

海岸は、環境や景観、防災に配慮しつつ、生産、観光資源としての活用を図りながら、自然環境保全地域及び風致*地区にふさわしい魅力的な海浜地区としての機能を高めるための土地利用が図られるよう努めるものとします。

河川は、治水機能を高め、生活及び環境空間としての活用を図るよう努めるものとします。

⑥ 池子住宅地区及び海軍補助施設*

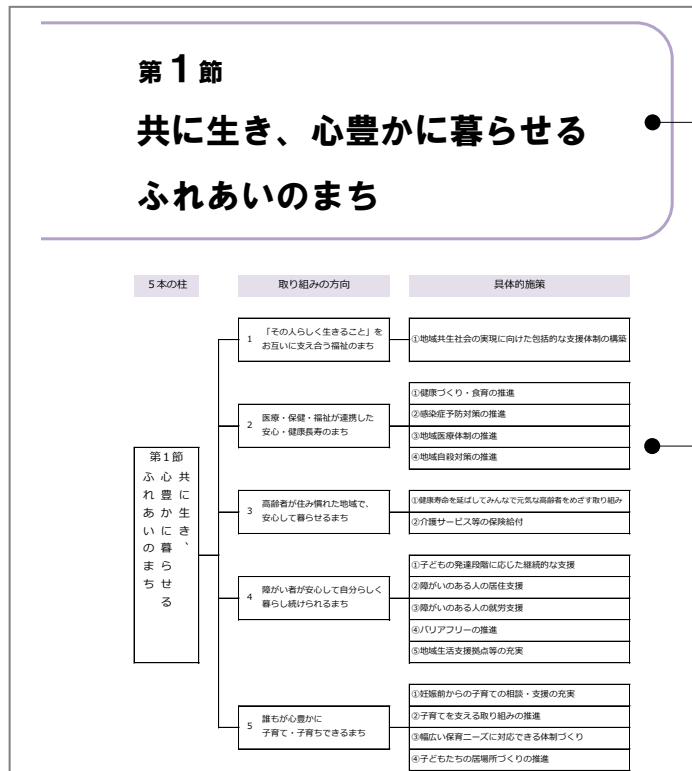
将来返還がなされた場合には、緑の保全等に配慮し、適切な利用計画を策定します。

第3章

「わたしたちはこんなまちに していく」を実現するために

- 第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
- 第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち
- 第3節 自然と人間を共に大切にするまち
- 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
- 第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち

◆ 第3章の見方 ◆



「第2編 基本構想
第3章 わたしたちはこ
んなまちにしてい」に
記載された5本の柱

基本構想5本の柱
取り組みの方向
具体的施策の体系図

めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。
わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。
逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

基本構想5本の柱
めざすべきまちの姿
(再掲)

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	
・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。	

中期実施計画の達成
状況を検証するため
基本構想5本の柱ごと
に設定する数値目標

数値目標の2022年度末
の現状値など

目標の設定根拠等の
補足説明

取り組みの方向

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち

基本構想5本の柱
取り組みの方向
(再掲)

基本構想 第1節 取り組みの方向1 ●

「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

戦略 4-2 ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。 ●

戦略 4-3 ●誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。



すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスのネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

◆ 具体的施策 ①

地域共生社会*の実現に向けた包括的な支援体制の構築

《現況・課題》

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、8050 問題などの複合的な生活ニーズや災害時の避難困難等に対し、地域における支え合いと福祉等の専門機関による包括的な支援を通じて取り組み、地域共生社会の実現をめざすことが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
地域包括支援センター*が担当した相談支援のうち、多機関との協働を実施した件数が、3 包括支援センター合計で年 120 件になっている。	36 件（3 包括支援センター合計）

補 足 説 明

複雑化・複合化した福祉の課題の解決には専門機関が連携し支援を行う必要があるが、現時点で多機関連携による支援体制が確立していない。今後、参加する各専門機関の経験値を上げることが包括的な支援体制の構築につながることから、地域包括支援センターが所管する多機関連携が必要な相談受付件数を指標として設定するもの。

◆ 主な取り組み ●

取り組み①	地域における支え合いの仕組みづくり
説明	- すべての人に対し、福祉教育及び活動・実践の機会を充実させるため、ICT*等の活用による福祉情報発信の充実・拡大を図る。 - 地域間の交流・連携を通じたボランティア活動の実践を支援し、活動の活性化を図る。 - ボランティア講座・研修の充実により、地域における支え合いの仕組みづくりを推進する。
【参考】予算事業名	地域福祉推進事業
担当課	社会福祉課

取り組み②	避難行動要支援者*の支援体制の整備
説明	- 平常時から築かれた近隣の関係性を、避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 - 自主防災組織*と地域活動、ボランティアセンター*が連携し、災害時の個別避難計画の作成支援を通じて、地域の自主性を強化し相互扶助の取り組みを活性化させる。
【参考】予算事業名	災害対策事業
担当課	防災安全課 社会福祉課

基本構想5本の柱
取り組みの方向の内容
(再掲)

総合戦略の体系

SDGs との関係

現況・課題に対応する
ための具体的な施策

現在の状況または
現在課題となっていること

中期実施計画の進捗
状況を検証するため
具体的施策ごとに設定
する重要業績評価指
標(KPI)*

KPI の 2022 年度末の
現状値など

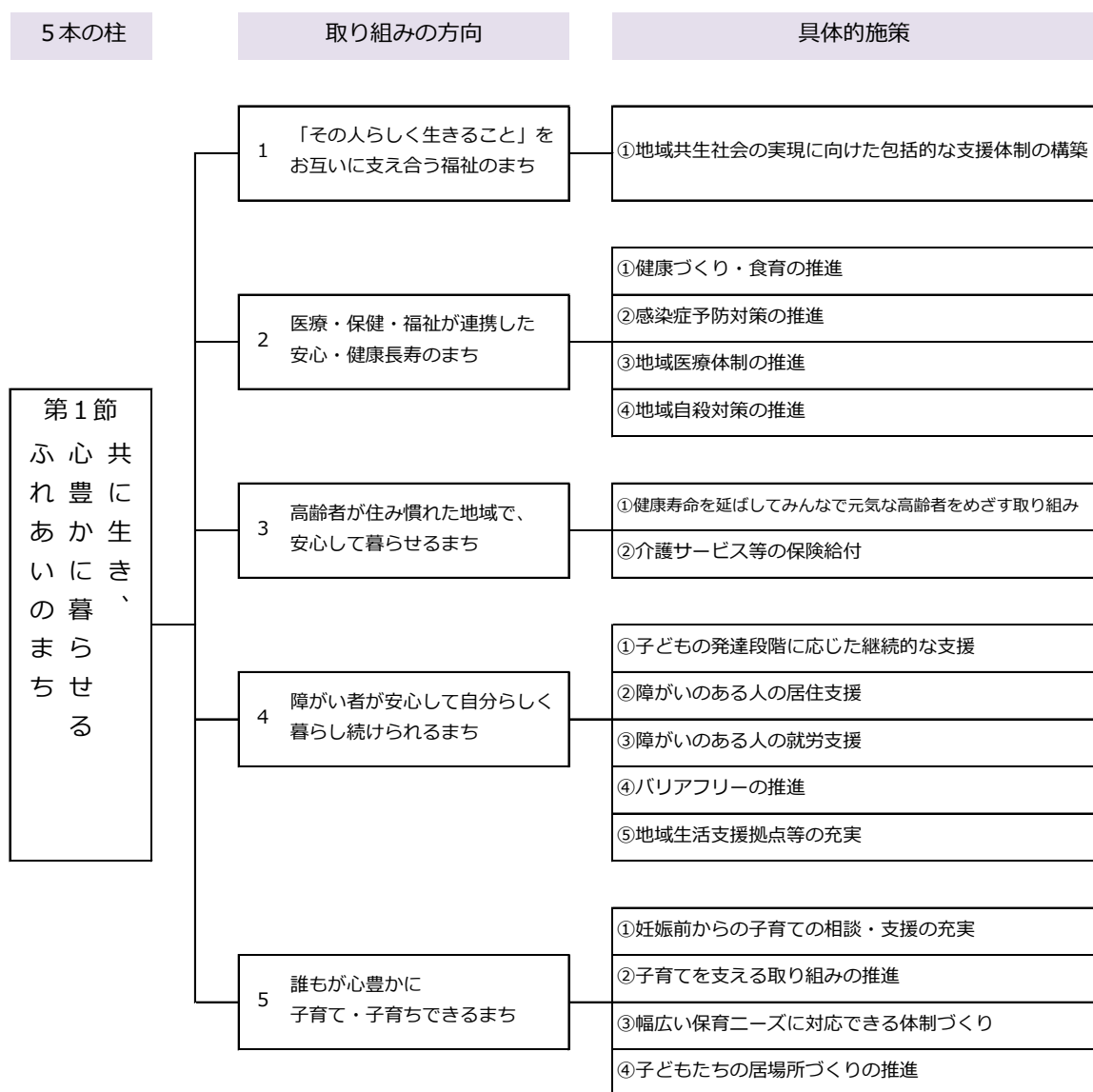
KPI の設定根拠等の
補足説明

具体的施策を構成する
主な取り組み

取り組みの説明

第1節

共に生き、心豊かに暮らせる ふれあいのまち



めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち

基本構想 第1節 取り組みの方向1

「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

戦略 4-2 ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。

戦略 4-3 ●誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。



すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

◆ 具体的施策 ①

地域共生社会*の実現に向けた包括的な支援体制の構築

《現況・課題》

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、8050 問題などの複合的な生活ニーズや災害時の避難困難等に対し、地域における支え合いと福祉等の専門機関による包括的な支援を通じて取り組み、地域共生社会の実現をめざすことが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
地域包括支援センター*が担当した相談支援のうち、多機関との協働を実施した件数が、3 包括支援センター合計で年 120 件になっている。	36 件（3 包括支援センター合計）
補 足 説 明	
複雑化・複合化した福祉的課題の解決には専門機関が連携し支援を行う必要があるが、現時点で多機関連携による支援体制が確立していない。今後、参加する各専門機関の経験値を上げることが包括的支援体制の構築につながることから、地域包括支援センターが所管する多機関連携が必要な相談受付件数を指標として設定するもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	地域における支え合いの仕組みづくり		
説明	・すべての人に対し、福祉教育及び活動・実践の機会を充実させるため、ICT*等の活用による福祉情報発信の充実・拡大を図る。 ・地域間の交流・連携を通じたボランティア活動の実践を支援し、活動の活性化を図る。 ・ボランティア講座・研修の充実により、地域における支え合いの仕組みづくりを推進する。		
【参考】予算事業名	地域福祉推進事業	担当課	社会福祉課

取り組み②	避難行動要支援者*の支援体制の整備		
説明	・平常時から築かれた近隣の関係性を、避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 ・自主防災組織*と地域活動、ボランティアセンター*が連携し、災害時の個別避難計画の作成支援を通じて、地域の自主性を強化し相互扶助の取り組みを活性化させる。		
【参考】予算事業名	災害対策事業 地域福祉推進事業	担当課	防災安全課 社会福祉課

取り組み③	社会的困窮者の自立の支援		
説明	・社会的困窮に陥った者に対し、その原因となる複合的な課題解決に取り組み、社会的自立に向けた支援を行う。		
【参考】予算事業名	生活困窮者自立支援事業	担当課	社会福祉課

取り組み④	多機関協働による身近な地域での相談支援		
説明	・身近な地域で包括的に相談を受け止めるため、民生委員・児童委員*や地域活動団体等と福祉の専門機関・団体が連携して地域課題の解決に取り組む。		
【参考】予算事業名	地域共生社会推進事業 (地域包括支援センター運営事業)	担当課	社会福祉課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

取り組み⑤	多様な主体による活動の支援と推進		
説明	・ 8050 問題などの複合的なニーズが増加する中、すべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、地域において福祉に関わる問題を共有し、知恵や力を出し、支え合いながら生活するため、互いに顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において「ふれあい活動*」を推進することを目的とした活動の場を整備する。 ・ ICT の活用により福祉情報を発信することで福祉活動の支援と推進を図る。		
【参考】予算事業名	地域共生社会推進事業 (生活支援体制整備事業)	担当課	社会福祉課

取り組み⑥	地域福祉計画等推進事業に係る事業の推進		
説明	・ 総合的な福祉の推進を図るため、逗子市地域福祉計画及び逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画に係る事業を実施する。		
【参考】予算事業名	地域福祉計画等推進事業	担当課	社会福祉課

取り組み⑦	誰一人取り残さない地域共生社会の実現		
説明	・ 現在、多くの地域生活課題が発生している中で、課題を悪化させている原因として孤独・孤立の問題がある。本市が地域共生社会をめざす中で、誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の構築を地域や関係機関と連携して進める。		
【参考】予算事業名	地域福祉推進事業 地域共生社会推進事業	担当課	社会福祉課

基本構想 第1節 取り組みの方向 2

医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

- 戦略 1-1** ●若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。
- 戦略 4-2** ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。
- 戦略 4-3** ●誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。



歳を重ねても健康でいたいという思いはみんなの願いです。人生のうちで健康でいる期間が長ければ長いほど質の高い生活が送れます。

そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自身の健康状態を的確に把握するとともに、家族みんなや仲間と楽しみながら健康づくりを続けることが重要です。

市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進していきます。

また、健やかで安心して暮らしていくために、医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との連携を強化し、誰もが身近なところで適切な医療を受けられるような地域医療体制が充実したまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

健康づくり・食育の推進

《現況・課題》

本市の高齢化率*は高く、今後も更なる高齢化が見込まれている。若い世代から健康への意識づけを行い、健康と長寿を確保できるように支援することで、医療費の適正化につなげ、生活の質を向上させる取り組みが求められている。また、各世代における栄養の偏りや過不足、不規則な生活習慣等の課題に対応するため、生涯にわたる食育の推進に取り組む必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
国民健康保険被保険者の 1 人当たり医療費の伸び率を、県平均以下に抑制している。	2017 年度～2021 年度の平均伸び率 2.5%
補 足 説 明	
・医療費の伸び率は、過去 5 年の平均を用いる。 ・市は国民健康保険事業の保険者であることから、健康づくりの成果指標として医療費の伸び率を県平均以下に抑制することをめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	健康増進・食育推進計画推進事業の展開		
説明	・健康づくり・食育の推進のため未病センターなど、様々な媒体を活用した情報発信及び健康・栄養相談や健康づくり出前講座などの普及啓発事業を実施する。 ・健康増進・食育推進計画懇話会を開催し、計画の進行管理及び推進を図る。 ・「逗子市健康増進・食育推進計画」に基づいて、関係機関等と連携し、健康づくりや食育、疾病予防の啓発事業を行う。		
【参考】予算事業名	健康増進・食育推進計画推進事業	担当課	国保健康課

取り組み②	特定健診*・特定保健指導*の推進		
説明	・40 歳から 74 歳までの国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査を実施する。 ・健診結果から、必要な者に対し保健指導を行う。 ・データヘルス計画・特定健康診査等実施計画*に基づき、健康診査及び保健指導を実施する。 ・若い世代に対して健診・検診の受診啓発を行う。		
【参考】予算事業名	特定健診・特定保健指導事業	担当課	国保健康課

取り組み③	女性のがん検診の充実		
説明	・女性に対して、集団・個別での検診を実施する。 ・無料クーポン券を発行し、受診を促進する。		
【参考】予算事業名	成人等保健事業	担当課	国保健康課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み④	「未病を改善する半島宣言」の推進		
説明	・健康寿命の更なる延伸と生活の質の向上をめざし、三浦半島4市1町が、特に保健・福祉分野において積極的に連携を図り、県の未病を改善する取り組みに参画する。		
【参考】予算事業名	健康増進・食育推進計画推進事業	担当課	国保健康課

◆ 具体的施策 ②

感染症予防対策の推進

《現況・課題》

新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザや肺炎球菌などの感染症は、高齢者や基礎疾患のある方の重症化するリスクが高い。また、蔓延すると社会生活にも大きな影響を及ぼすため、感染症に関する情報の収集・発信を行い、感染症に罹患しないための予防行動や重症化を防止するための知識を普及し、必要な予防接種の実施を促進する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
予防接種対象者への個別通知の送付率 100%を維持している。	100%
補 足 説 明	
予防接種は任意であり、対象者に正しい情報を周知する必要があることから、個別通知の送付率を指標とするもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	感染症予防対策の推進		
説明	・感染症の流行等について、情報の収集及び市民への周知を行い、注意喚起する。 ・具体的な予防行動の知識普及を行う。 ・予防接種がある感染症については、接種が促進されるよう環境を整える。		
【参考】予算事業名	成人等保健事業 感染症予防事業	担当課	国保健康課

◆ 具体的施策 ③

地域医療体制の推進

《現況・課題》

医療と介護を必要とする市民が、住み慣れた地域で安心して在宅療養ができるよう在宅医療・介護連携相談室を設置した。今後も進む高齢化に伴い、在宅医療*の需要もさらに増えることが予測されることから、医療と介護のますますの連携強化が必要となる。そのためには、総合的病院の誘致を含む在宅医療の後方支援体制や救命救急体制の充実、災害時の医療提供機能の拡充、感染症対策など、地域医療体制の充実に向け、取り組む必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
「一番不便または不満に感じる事柄」について、「医療施設が整っていない」と回答する人の割合が 20%以下になっている。	38.2%
補 足 説 明	
「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	在宅医療介護連携の推進		
説明	・多職種による医療・介護連携支援体制の強化を図るため、逗葉地域在宅医療・介護連携相談室において在宅医療・介護サービスを提供している関係者からの相談・支援や対象者の支援に必要な、医療・介護等の情報提供、多職種連携会議や研修会などを開催する。		
【参考】予算事業名	在宅医療・介護連携推進事業	担当課	国保健康課

取り組み②	地域医療の充実		
説明	・医師会・歯科医師会・薬剤師会・葉山町等で構成する、逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会で地域医療の充実に向けて連携強化等の検討を行う。 ・総合的病院の誘致を含めた今後の逗子の地域医療体制の充実に向けた検討を行う。 ・近隣病院の地域外部委員会等に参加するなど意思疎通を図り、市に必要な連携を要望する。		
【参考】予算事業名	地域医療充実事業	担当課	国保健康課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

取り組み③	ICT 等の活用による救急体制の充実		
説明	・ 病院連絡や受入れ確認の時間の短縮を図るため、ICT を活用する。		
【参考】予算事業名	救急活動事業	担当課	消防総務課

◆ 具体的施策 ④

地域自殺対策の推進

《現況・課題》

平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、自殺は個人の問題ではなく社会の問題であることが示された。平成 28 年には自殺対策基本法が改定され「生きるための包括的支援」としての自殺対策をすべての都道府県、市町村が自殺対策計画を策定し推進することとなった。

本市では、平成 31 年に逗子市自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない逗子市」を基本理念とした。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
自殺者数が 0 人になっている。	8 人（令和 3 年 1 月～12 月分）
補 足 説 明	
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	地域自殺対策の推進		
説明	・逗子市自殺対策計画に基づき、生きることを支える人材の育成、市民への啓発・周知、地域・庁内組織間における連携の強化、生きることの促進要因への支援を推進する。 ・逗子市自殺対策計画は 5 年に 1 回の改定を行っていく。		
【参考】予算事業名	自殺対策計画推進事業	担当課	国保健康課

基本構想 第1節 取り組みの方向3

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

戦略 4-2 ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。

戦略 4-3 ●誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。



高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中であって、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねてもできる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

◆ 具体的施策 ①

健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み

＜現況・課題＞

高齢期に自立した生活を営むために、生活習慣病*予防や介護予防に対する意識啓発等により、要介護状態になることを防ぎ、自分らしい生活が送れるよう支援する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
元気高齢者の割合が 83%になっている。	78. 89%
補 足 説 明	
要介護等認定*率が県平均（17. 6%）と比べ高い状態（20. 8%）にある（令和 2 年）。要介護状態では医療費・介護費等の負担も増え生活の質も低下することから、高齢者の健康寿命を延ばし生活の質の向上を図るため、元気高齢者（要介護等状態にない状態）の割合を、まず県平均を超えることめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	高齢者の運動の機会の促進と啓発		
説明	・高齢者が運動やスポーツに対し関心を高め、習慣化を図るために、eスポーツ*等手軽に始められて、かつ継続して続けられる取り組みを進める。		
【参考】予算事業名	一般介護予防事業	担当課	社会福祉課

取り組み②	要介護状態になるおそれのある者への支援		
説明	・要介護状態になるおそれのある者に対して、各種データ等を用いて、より効果の高い介護予防事業を提供する。また、必要と思われる者が、できるだけ早期に参加するよう啓発を行い、積極的な介護予防事業への参加を促していく。		
【参考】予算事業名	介護予防・日常生活支援総合事業	担当課	社会福祉課

取り組み③	高齢者の生きがいと健康づくりの推進		
説明	・教養講座を開き、知的好奇心を高める。		
【参考】予算事業名	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	担当課	高齢介護課

取り組み④	要介護状態となることを予防する活動の実施		
説明	・高齢者の生活機能維持や向上をめざし、介護予防教室の開催やサロン活動*を推進する。		
【参考】予算事業名	地域介護予防活動支援事業 一般介護予防事業	担当課	社会福祉課

取り組み⑤	高齢者同士の交流		
説明	・老人クラブの活動を通して高齢者の交流を図る。		
【参考】予算事業名	老人クラブ育成事業	担当課	高齢介護課

取り組み⑥	認知症になっても住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるための支援		
説明	・認知症予防の取り組みを継続しつつ、認知症に対する正しい知識及び認知症の人に対する正しい理解を進めるための取り組みを、認知症の方やそのご家族等の意見を反映しながらすすめていく。		
【参考】予算事業名	認知症総合支援事業	担当課	社会福祉課

◆ 具体的施策 ②

介護サービス等の保険給付

《現況・課題》

要介護認定者が利用する入所施設の利用希望者は多く、高齢化が進む中でその需要は増加していくものとみられる。

住み慣れた地域で生活ができる多様なサービスの需要も見込まれている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
特別養護老人ホーム*の待機者数が 100 人以下になっている。	162 人
補 足 説 明	
高齢者保健福祉計画において、特別養護老人ホーム 100 床の増加をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	利用料の給付		
説明	・利用者の尊厳の保持と能力に応じて日常生活を住み慣れた地域で支援する。		
【参考】予算事業名	介護サービス等給付事業	担当課	高齢介護課

取り組み②	地域密着型サービスの提供		
説明	・小規模多機能型居宅介護*、定期巡回随時対応型訪問介護看護*を実施する事業所の公募を実施する。		
【参考】予算事業名	介護サービス等給付事業	担当課	高齢介護課

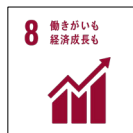
取り組み③	介護人材の確保、業務効率化の取り組みの強化		
説明	・安定的な介護サービスの供給のため、「介護人材の確保」を筆頭に、「介護職員の離職防止」、「介護需要の削減」の3つの視点に基づき、総合的に実施していく。		
【参考】予算事業名	介護人材確保事業	担当課	高齢介護課

取り組み④	特別養護老人ホームの拡充		
説明	・ショートステイの転換など既存施設の活用も検討し、特別養護老人ホーム 100 床の増加をめざす。		
【参考】予算事業名	介護サービス等給付事業	担当課	高齢介護課

基本構想 第1節 取り組みの方向4

障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

- 戦略 1-1** ●若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。
- 戦略 1-2** ●子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。
- 戦略 3-3** ●ダイバーシティ（多様性）を受け入れながら、若者、女性、高齢者、障がいのある人などあらゆる立場の人が活躍できるよう、就労支援や新たな「しごと」の場などの創出をめざす。
- 戦略 4-1** ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。
- 戦略 4-2** ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。
- 戦略 4-3** ●誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。



これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーション*とリハビリテーション*の理念を継承するとともに、ソーシャルインクルージョン*の考え方にに基づき、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる共生社会を実現していくまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ*に応じた一貫した支援体制を充実するとともに、高齢化や「親亡き後」を見据えた仕組みづくりを進める必要があります。

また、バリアフリー*のまちづくりとして道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリー*も実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

◆ 具体的施策 ①

子どもの発達段階に応じた継続的な支援

《現況・課題》

障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族などを対象とする療育*推進事業は、こども発達支援センターが中核的な支援施設として、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っている。対象となる児童の増加等に伴い、更なる相談支援体制の充実が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
療育教育総合センターを 18 歳までに一度でも利用したことのある市内の子どもの割合が 18.9%になっている。	12.6%
補 足 説 明	
・障がいのある子ども及びその保護者だけでなく、発達に心配がある子ども及びその保護者がセンターへ相談することにより、早期に必要な支援につなげる。支援が必要でなかった場合でも、小さな不安を積極的に相談できる場として利用率の増加をめざすもの。 ・利用率は、18 歳未満人口に占める利用者の割合。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	療育教育総合センターの運営		
説明	・18 歳までの子どものライフステージに応じて継続的に支援を行うため、療育教育総合センターを運営する。		
【参考】予算事業名	こども発達支援センター運営事業	担当課	療育教育総合センター

取り組み②	早期発見・早期療育のための相談体制等の充実		
説明	・療育を必要とする子どもの早期発見・早期療育への対応のための相談体制及び家族のケアの充実を図る。		
【参考】予算事業名	こども発達支援センター運営事業	担当課	療育教育総合センター

取り組み③	相談支援事業所との連携及び切れ目のない支援の充実		
説明	・本人を中心として、相談支援事業所及び相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センター*等との連携と、18 歳以降を含む生涯を通じた切れ目のない支援の充実を図る。		
【参考】予算事業名	相談支援事業 児童福祉法給付等支給事業	担当課	障がい福祉課

◆ 具体的施策 ②

障がいのある人の居住支援

《現況・課題》

障がいのある人が必要な支援を受けながら、自立して地域生活を営んでいくために、居住の支援が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
市内におけるグループホームの施設数が 12 か所になっている。	7 か所
補 足 説 明	
現在、市外のグループホーム等で生活する人が、市内で居住できるよう、5 か所の増加をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	グループホームの整備の支援		
説明	・グループホームを新規に設置する社会福祉法人等の運営法人または運営法人に賃貸する目的でグループホームを整備した者に、その整備費用の一部を補助する。		
【参考】予算事業名	民間障がい者福祉施設整備等促進事業	担当課	障がい福祉課

取り組み②	グループホームの家賃助成		
説明	・市内外のグループホームに入居する障がいのある人に、家賃の一部を助成する。		
【参考】予算事業名	民間障がい者福祉施設整備等促進事業	担当課	障がい福祉課

◆ 具体的施策 ③
障がいのある人の就労支援
《現況・課題》 障がいのある人が適性に応じて社会参加でき、自立して地域生活を営んでいくために、経済的な基盤を確保する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数が 18 人/年になっている。	6 人
補 足 説 明	
国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針に基づき、本市の障がい者福祉計画における令和 5 年度目標値（14 人）から増加をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	障がい特性に応じた就労支援体制づくり		
説明	・ 障害福祉サービス提供事業者への補助や市役所内における職場体験を行うなど、障がい特性に応じた就労等への支援を行う。 ・ 関係機関の相互連携により、就労可能な事業所等の情報共有、就労体験の実施が可能な事業所等の確保、雇用主に対する理解促進事業等、多岐にわたる支援の取り組みを進める。		
【参考】予算事業名	就労等支援事業	担当課	障がい福祉課

取り組み②	知的障がい者等の雇用促進		
説明	・ 雇用の促進と就労の定着を図るため、知的障がいや精神障がいのある人を雇用する市内外の事業主に雇用報償金を支給する。		
【参考】予算事業名	知的障がい者等雇用促進事業	担当課	障がい福祉課

取り組み③	就労系障害福祉サービスの充実		
説明	・ 障がいのある人の地域生活を支援するため、訓練等給付を支給し、機能訓練、就労支援などの通所系サービスを提供する。		
【参考】予算事業名	障害者自立支援給付等支給事業	担当課	障がい福祉課

◆ 具体的施策 ④

バリアフリーの推進

《現況・課題》

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、すべての人々がその人らしく生きていくことをみんなで支え合うことができるよう、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化とともに、こころのバリアを取り払う取り組みが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
「障がいや障がいのある人に対し、社会全体の理解が進んできた」と回答する人の割合が 66%以上になっている。	59.1%
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・全体の 2/3 である 66%の回答割合をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	障がい理解のための啓発と自発的な取り組みの支援		
説明	・障がいや障がいのある人への市民の理解を深め、こころのバリアフリーを推進するため、啓発イベント等を実施し、理解の場や人々のふれあいの場を確保する。 ・障がいのある人やその家族、地域等における自発的な取り組みを支援する。		
【参考】予算事業名	障がい者の住みよいまちづくり推進事業	担当課	障がい福祉課

取り組み②	公共施設整備バリアフリー懇話会の運営		
説明	・市が設置または管理する公共施設を整備する際に、広く市民、高齢者、障がいのある人等の代表を含む関係者等の意見を公共施設バリアフリー懇話会にて聴取することにより、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたバリアフリー化を進める。		
【参考】予算事業名	障がい者の住みよいまちづくり推進事業	担当課	障がい福祉課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

取り組み③	福祉教育の推進		
説明	・小中学校において、社会福祉協議会や当事者団体等と連携しながら、障がい、LGBT*等社会的マイノリティとその多様な在り方や、高齢者の介護などを広く理解する福祉教育に取り組む。		
【参考】予算事業名	—	担当課	学校教育課

◆ 具体的施策 ⑤

地域生活支援拠点*等の充実

《現況・課題》

障がいのある人もずっと安心して暮らし続けられるよう、高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた仕組みづくりを進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
緊急時の受け入れ・対応の対象となるハイリスク者の登録者数が 30 人になっている。	2 人
補 足 説 明	
・国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針に基づき、市内における対応可能な事業所数を踏まえ、地域生活支援拠点等の確保及び機能充実をめざすもの。 ・ハイリスク者とは、主な介助者が急病等で不在になることにより、一時的に在宅生活を送ることが困難になる者を指す。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	緊急時の受け入れ・対応等の整備		
説明	・障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域生活支援拠点等として整備、充実に取り組む。 ・5つの機能のうち、緊急時の受け入れに係る費用を補助し、各機能に関連する給付費加算を支給する。		
【参考】予算事業名	障害者自立支援給付等支給事業	担当課	障がい福祉課

取り組み②	相談機能・地域の体制づくり等の充実		
説明	・基幹相談支援センターが委託相談支援事業及び特定相談支援事業等と連携し、緊急時の対応に必要なコーディネート及び相談、専門的な人材の確保・養成、地域の様々なニーズに対応できる体制づくり等の機能を担う。 ・自立支援会議を活用して地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討を行う。		
【参考】予算事業名	相談支援事業	担当課	障がい福祉課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

取り組み③	体験の機会・場の促進		
説明	・地域移行支援や親元からの自立にあたって、就労を目標とした障害福祉サービスの利用を進める通所体験事業を実施する。		
【参考】予算事業名	就労等支援事業	担当課	障がい福祉課

基本構想 第1節 取り組みの方向5

誰もが心豊かに子育て・子育て*できるまち

- 戦略 1-1** ●若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。
- 戦略 1-2** ●子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。
- 戦略 1-3** ●誰もが働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。
- 戦略 3-3** ●ダイバーシティ（多様性）を受け入れながら、若者、女性、高齢者、障がいのある人などあらゆる立場の人が活躍できるよう、就労支援や新たな「しごと」の場などの創出をめざす。
- 戦略 4-1** ●市民の誰もが返子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。



急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもがその権利を擁護され、愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に子育て・子育てできるまちづくりをめざします。

◆ 具体的施策 ①

妊娠前からの子育ての相談・支援の充実

《現況・課題》

妊娠前から乳幼児期、思春期に至るまで母子共に健康な発育・発達を支援する必要がある、特に近年増加傾向にある虐待の予防を含めた育児支援の充実が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
保健師及び助産師が、乳児がいるすべての家庭を訪問し、相談に応じている。	93.1%
補 足 説 明	
生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の様子及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討・関係機関との連絡調整を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	乳幼児健診等の充実		
説明	・乳幼児の心身の健康の確認、疾病や障がいを早期に発見し、早期治療及び早期療育を実現する。 ・健康な乳幼児に対しても子育て支援を行い、知識の普及と親の不安の解消を図る。		
【参考】予算事業名	乳幼児健診事業	担当課	子育て支援課

取り組み②	妊婦健診の充実		
説明	・妊産婦の健康管理の強化徹底を図るため、妊産婦健康診査を医療機関・助産院に委託して行うことにより、妊婦、乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止及び心身障がい児の発生を予防する。		
【参考】予算事業名	妊産婦健診事業	担当課	子育て支援課

取り組み③	産後ケア事業による支援		
説明	・心身のケアや育児サポート等を行い、産後安心して子育てができるよう支援するため、産後 1 年未満の産婦とその子を対象に、宿泊型、通所型及び訪問型のサービスを実施し、産婦の健康管理及び生活指導、授乳指導、乳児の発育・発達観察、家庭に戻ってからの子育てや生活の相談・指導等を行う。		
【参考】予算事業名	妊産婦健診事業	担当課	子育て支援課

取り組み④	妊産婦・乳児訪問等の実施		
説明	・妊婦訪問及び「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、未熟児を含めた乳児の全戸訪問を行い、母子が必要としている援助を行うとともに、育児不安の解消、適切な育児、子どもの発達や養育環境の観察を行う。		
【参考】予算事業名	妊産婦・乳児訪問等事業	担当課	子育て支援課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み⑤	パパママ準備クラスの充実		
説明	・妊娠・出産・育児についての知識の普及を図り、親が共に育児を行う大切さを伝えるとともに、妊娠期からの仲間づくりの支援を行うため、パパママ準備クラスを開催する。		
【参考】予算事業名	妊産婦・乳幼児教室事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑥	不妊治療、不育症治療に係る助成		
説明	・令和3年度末までに神奈川県の特定不妊治療支援事業の助成を受けた者に、特定不妊治療費の一部を助成する。 ・令和5年度から生殖補助医療費の助成を行う。		
【参考】予算事業名	特定不妊治療費等助成事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑦	思春期から妊娠適齢期の健康相談、健康教育等の実施		
説明	・保健師による健康相談の一環として、思春期から妊娠適齢期の健康相談、健康教育等に対応する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	子育て支援課

◆ 具体的施策 ②

子育てを支える取り組みの推進

《現況・課題》

社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者は増加している。

従来の保育システムだけでは対応しきれないケースが多くなっており、個々の実情を踏まえて幅広いニーズに対応できる体制を築く必要がある。

子育てに関する相談について、様々な場や機会を提供し、その中での問題を共有し、児童虐待防止やその他の問題解決を進めていく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
ファミリー・サポート・センター*に登録している支援会員（両方会員を含む）の登録人数が 550 人になっている。	434 人
補 足 説 明	
ファミリー・サポート・センターに登録している支援会員（両方会員を含む）の年度末における登録人数とし、平成 29 年度から令和 3 年度の平均（約 460 人）の約 1.2 倍をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	子育て情報提供の充実		
説明	・子育てに関係する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させる。		
【参考】予算事業名	—	担当課	子育て支援課
取り組み②	ファミリー・サポート・センター事業の充実		
説明	・子育てについて地域の人たちがお互いに助け合っていくことをめざし、子どもの預かりを相互援助活動として行う。		
【参考】予算事業名	ファミリーサポートセンター運営事業	担当課	子育て支援課
取り組み③	保育所、幼稚園等による相談、一時預かり等の支援の充実		
説明	・民間保育所の専門的機能を活用し、地域育児強化事業の推進を図る。 ・保育所等で児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。		
【参考】予算事業名	地域育児強化事業 一時預かり事業	担当課	保育課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み④	放課後児童への対応の充実（放課後児童クラブ*）		
説明	・保護者が就労等により自宅にいない家庭の小学生を対象に、放課後の生活の場を提供する。		
【参考】予算事業名	放課後児童クラブ事業	担当課	保育課

取り組み⑤	放課後児童への対応の充実（ふれあいスクール*）		
説明	・家庭・地域・学校の連携のもとに、小学生の放課後の居場所、遊び場及び異年齢交流の場を確保する。		
【参考】予算事業名	ふれあいスクール事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑥	病児・病後児保育の充実		
説明	・子育てについて地域の人たちがお互いに助け合っていくことをめざし、子どもの預かりを相互援助活動として行う中で、病児・病後児預かりを実施する。		
【参考】予算事業名	ファミリーサポートセンター運営事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑦	親子遊びの場*の運営		
説明	・親子遊びの場など親子が自由に利用でき、集える場を確保する。		
【参考】予算事業名	親子遊びの場運営事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑧	ほっとスペース*の運営		
説明	・家庭・地域・学校の連携のもとに、小学生の放課後の居場所、遊び場及び異年齢交流の場を確保する。		
【参考】予算事業名	ふれあいスクール事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑨	子育てに係る相談の充実		
説明	・逗子市要保護児童援助ネットワーク会議を中心に、関係機関が有機的に連携し、児童虐待に対する早期発見と虐待予防、ケアが必要な児童の保護、保護者支援等、子どもの立場に立った支援体制の充実を図る。		
【参考】予算事業名	こども家庭センター運営事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑩	子育て支援センター*の運営		
説明	・育児不安等についての相談事業、育児サークル等の育成・支援、子育て中の親たちの自主活動を支援する。		
【参考】予算事業名	子育て支援センター運営事業	担当課	子育て支援課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち

取り組み⑪	ひとり親家庭等への継続的な支援		
説明	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援する。		
【参考】予算事業名	ひとり親家庭等福祉手当支給事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑫	支援を必要とする子どもに対する学習支援		
説明	・学習習慣が身についていなかったり、学習に不安がある中学生を対象とし、学習支援を行うとともに、仲間づくり、親睦と交流を図る。		
【参考】予算事業名	—	担当課	子育て支援課

取り組み⑬	子どもの貧困に関する取り組み		
説明	・逗子市要保護児童援助ネットワーク会議において情報を収集し、教育・福祉・その他関係機関と連携し課題解決に取り組む。		
【参考】予算事業名	—	担当課	子育て支援課

取り組み⑭	小児医療費に係る助成の充実		
説明	・小児に係る医療費のうち健康保険の自己負担分を給付する。		
【参考】予算事業名	小児医療費助成事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑮	要保護児童に対する取り組み		
説明	・児童福祉法第10条の規定に基づき、児童及び妊産婦の実情の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。		
【参考】予算事業名	こども家庭センター運営事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑯	居場所づくりへの支援		
説明	・子どもたちや保護者などが、身近な地域で気軽に集まり、おしゃべりをするなど自由にくつろぎ、安心して過ごせる居場所づくりをサポートする。 ・子どもたちや保護者などの居場所づくりに取り組んでいる民間団体を支援し連携を図る。		
【参考】予算事業名	こども発達支援センター運営事業	担当課	子育て支援課 療育教育総合センター

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み⑰	(仮称) 逗子市子ども基本条例の制定		
説明	・令和7年度から(仮称)逗子市子ども基本条例の制定に向けて子ども・子育て会議、関係所管や関係機関との議論を行う。その中で当事者である子ども・若者の意見を聴取し意見を反映させる。		
【参考】予算事業名	次世代育成支援対策事業	担当課	子育て支援課

◆ 具体的施策 ③

幅広い保育ニーズに対応できる体制づくり

《現況・課題》

保育所等入所待機児童数は増減を繰り返しているがゼロとはなっていない。各保育所等の入所者数にも偏りが生じ、結果として待機児童につながっている側面もある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
保育所等入所待機児童が 0 人になっている。	13 人（2022. 4. 1）
補 足 説 明	
子ども・子育て支援事業計画「量の見込みと確保策について」における目標値。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	保育の充実と選択肢の拡大		
説明	・多様化する保育ニーズに合わせ、幼稚園の預かり保育の拡大等、保育の選択肢を増やし、働き方やライフスタイルに合った施設の情報を提供する。 ・子どもの成長に合わせて転園しやすい仕組みづくりを推進する。 ・広報誌、ホームページ等による適切なアナウンス、利用者支援員による適切な対応により、本施策の推進を図る。		
【参考】予算事業名	利用者支援事業	担当課	保育課

取り組み②	保育士確保の取り組み		
説明	・市広報誌のみならず、あらゆる機関や媒体への周知活動を行い、保育士の確保につなげる。 ・大学等からの保育実習生の受け入れをより積極的に行い、逗子市で保育士として働く機会を拡大する。 ・逗子市で保育士として働きたいと思ってもらえるよう、市内各園と協力・連携し、地域の特色を生かした魅力ある保育を発信する。		
【参考】予算事業名	児童育成事務費	担当課	保育課

取り組み③	様々な保育ニーズへの対応		
説明	・様々なニーズに対応する保育を実施する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	保育課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み④	幼稚園就園等に係る支援		
説明	・子ども・子育て支援法に基づき原則3歳以上の児童に係る保育料を無償にし、子育て支援を図る。		
【参考】予算事業名	幼児教育・保育無償化給付等事業	担当課	保育課

取り組み⑤	子育てと仕事を両立させる環境整備		
説明	・自分らしく働き、暮らしやすいまちをめざすため、ライフスタイルに合った働き方のできる環境の創出を図る。		
【参考】予算事業名	関係法人等創出事業	担当課	企画課

◆ 具体的施策 ④

子どもたちの居場所づくりの推進

《現況・課題》

子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
体験学習施設「スマイル」の主催講座の延べ参加者数が 2,000 人/年になっている。	557 人
補 足 説 明	
体験学習施設「スマイル」において、単発または連続した講座（2～5 回）を年間延べ 130 回程度実施し、1 回当たりの参加者数を 15 人とし年間約 2,000 人の参加者数をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

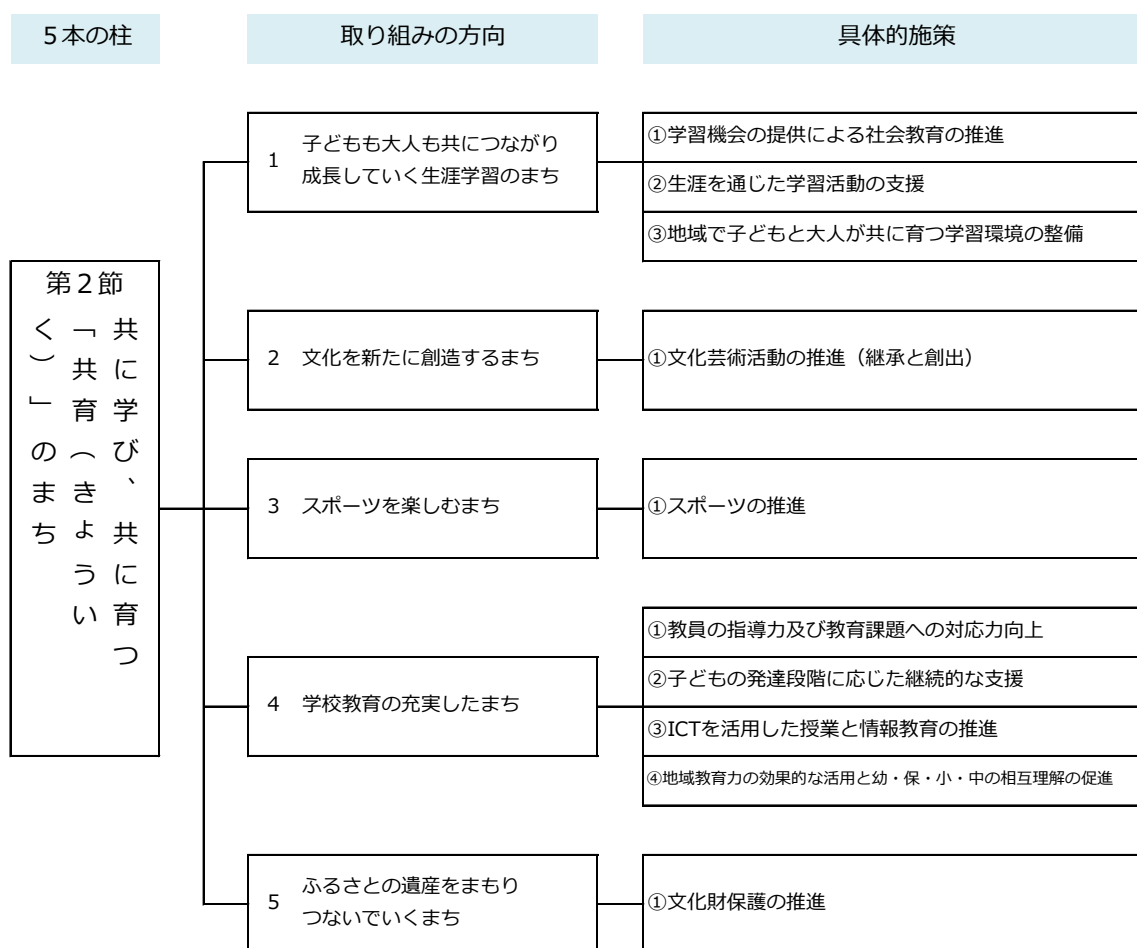
取り組み①	体験学習施設「スマイル」での講座やイベントの充実		
説明	・体験学習施設「スマイル」*を拠点に、様々な講座やイベント等を行い、子どもたちの居場所をつくる。 ・子どもたちが地域でいきいきと自主的な活動ができるように支援する。 ・課外における教育としての「共育*」を推進する。		
【参考】予算事業名	体験学習施設講座等事業	担当課	子育て支援課

取り組み②	青少年の健全な育成に係る事業の推進		
説明	・青少年問題協議会の開催のほか、青少年の健全の育成に係る事業を行う。		
【参考】予算事業名	青少年問題協議会経費	担当課	子育て支援課

第2節

共に学び、共に育つ

「共育（きょういく）」のまち



めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育*」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち逗子」をめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

基本構想 第2節 取り組みの方向1

子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習* のまち

- 戦略 1-1** ●若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。
- 戦略 1-2** ●子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。
- 戦略 1-3** ●誰もが働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。
- 戦略 4-1** ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。
- 戦略 4-2** ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。



市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しめるよう、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う社会教育*の機会を広く市民に提供するとともに、市民の自主的な学びを支援します。

そして、学ぶ楽しみ教える喜びで地域の一人ひとりがいきいきと輝いているまち、学んだ成果を生かすことで元気な地域づくりへとつなげていくまち、生涯学習のまち逗子をめざします。

◆ 具体的施策 ①

学習機会の提供による社会教育の推進

〈現況・課題〉

社会環境の変化が激しい現代社会では、市民が常に最新の課題を学習することが求められている。また、多様化し、複雑化する社会にあって、地域ごとの課題を地域住民が解決する必要性も高まっている。こうしたニーズに対応し、学習機会を提供することにより、まちづくりに関わる人材を育成することは重要な課題である。一方で、学習活動に十分に参加できていない市民もあることから、すべての市民が生涯を通じて学習活動ができる環境の整備が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022.3）
講座事業において、各分野（現代的課題、地域課題、家庭教育）3 講座以上実施され、受講生の満足度が 5 段階評価のうち 4 以上が 90%を超えている。	各分野 3 講座以上実施されている。 満足度 86.9%
補 足 説 明	
講座事業については、最新の社会課題に対する学習など、市民の自主的な学習活動において充足していない分野で学習機会を提供することとしている。現状の講座数、満足度とともに現状維持とし、質を担保することをめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	各種講座事業の推進		
説明	・ 現代的課題、地域課題に関する講座を開催し、学習機会を提供することにより、まちづくりに関わる人材育成を図る。		
【参考】予算事業名	各種講座事業 社会教育出張講座事業	担当課	社会教育課

取り組み②	家庭教育推進事業の充実		
説明	・ 家庭と地域の教育力の向上のため、子育て中の保護者を対象にした講座を開催する。		
【参考】予算事業名	家庭教育推進事業	担当課	社会教育課

取り組み③	読書活動の推進		
説明	・ 図書展示の実施やおはなし会の開催などを通じて、読書に親しむ機会を提供するとともに、幅広い世代の居場所としての役割を果たす。		
【参考】予算事業名	図書館活動事業	担当課	図書館

取り組み④	子どもの読書活動の推進		
説明	・ 逗子市子どもの読書活動推進計画に基づき、市内小・中学校等との連携・協力を密にして、読書環境を整える。		
【参考】予算事業名	図書館活動事業	担当課	図書館

◆ 具体的施策 ②

生涯を通じた学習活動の支援

《現況・課題》

高齢化の進展や社会環境の変化により、生涯学習の必要性が高まっている。また、学習内容も、価値観や生活習慣の多様化により大きな広がりを見せている。このような状況に対処するため、市には市民や情報をつなぐコーディネート能力が今まで以上に求められている。また、学習活動の場を公共施設として提供しているが、老朽化している施設もあり、適正な維持管理やニーズに合った改修が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
市内で活動する生涯学習団体の総数が 400 を超えている。	322
補 足 説 明	
市民交流センターに登録され、市民活動・生涯学習情報サイト「ナニスル」や生涯学習ハンドブックに掲載されている団体数を用いる。同センターでは、毎年3月に各登録団体に照会し、登録内容の変更や活動継続の有無を確認しており、実際に活動が行われている団体を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	生涯学習活動の情報の提供		
説明	・市や市民団体等が実施する講座、イベントや、生涯学習団体の情報を集約し、提供する。		
【参考】予算事業名	市民交流センター維持管理事業	担当課	市民協働課
取り組み②	生涯学習活動の場の提供		
説明	・市の生涯学習関連施設など活動の場が継続的に確保されるよう、ニーズを的確に把握するとともに、適時の修繕など維持管理に努める。		
【参考】予算事業名	—	担当課	市民協働課
取り組み③	図書資料の充実		
説明	・生涯学習の多様なニーズに応えるために、資料の充実を図り、読書に親しむ機会を提供する。		
【参考】予算事業名	蔵書整備事業	担当課	図書館

◆ 具体的施策 ③

地域で子どもと大人が共に育つ学習環境の整備

《現況・課題》

少子化や子どもの生活体験、自然体験及び世代間交流等の減少など社会環境の変化が生じている。こうしたことから、学校や家庭だけでなく、地域全体で子どもの教育に関わり、協働して取り組むことが求められており、学校・家庭・地域で子どもと大人が共に学び合い、共に育つ「共育」の場づくりを進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
世代間交流を促す共育の講座やイベントへの参加者数が 5,000 人を 超えている。	3,990 人
補 足 説 明	
市が主催する子どもを対象とした講座やイベントの参加者数を指標とする。担当課から庁内各課への照会により把握する。コロナ禍以前は例年 5,000 人を超える参加者があったことから、その水準へ回復することを目安とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	共育活動の推進		
説明	・「共育」のまちづくりの基本的な考え方の普及を図る。 ・身近な地域拠点を活用して、「共育」活動を推進する。		
【参考】予算事業名	市民交流センター維持管理事業	担当課	市民協働課

取り組み②	共育のイベントの開催		
説明	・共育（トモイク）フェスティバルを開催する。		
【参考】予算事業名	市民交流センター維持管理事業	担当課	市民協働課

基本構想 第2節 取り組みの方向2

文化を新たに創造するまち

- 戦略 1-2** ●子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。
- 戦略 2-2** ●「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。
- 戦略 4-1** ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、共感や連帯を生み、人の心を豊かにします。さらに、新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

わたしたちは、逗子の伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こして、地域の文化を市民の手で拓き、互いを高め合い、育むことで、「まちが文化を活かし、文化がまちを活かす」地盤をつくります。そして、逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を背景に生まれる、個性的で創造的な文化芸術の力で、文化と自然がつむぐ活力あるまち（地域社会）の発展をめざします。

◆ 具体的施策 ①

文化芸術活動の推進（継承と創出）

《現況・課題》

伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となって地域の文化を育み、文化がまちを生かす地盤をつくることが求められている。

逗子アートフェスティバルの継続開催により、市民の潜在的な能力の顕在化・活性化による「まちなか文化」を創出するとともに、文化芸術活動に携わる市民のネットワークを強化していく必要がある。しかし、継続開催に向けては、予算の確保、開催方法、市民による事務局体制の構築等が課題となっている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
逗子アートフェスティバルの参加企画数が 30 企画になっている。	22 企画
補 足 説 明	
現状の企画数から約 1.3 倍の増をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子アートフェスティバルの充実		
説明	・逗子アートフェスティバルは、3年に1回は国等の助成金を確保するなど大規模な催しとする。その間の2年間は、経費を抑えて市民が自ら企画・実施する。 ・市民と市との役割を明確にした上で、事務局機能を市民が担えるよう、アートフェスティバル実行委員会メンバーと共に検討し、文化発展のため協働を進める。		
【参考】予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み②	文化芸術活動の振興に係る事業の推進		
説明	・逗子市文化振興基本計画に基づき、文化芸術活動の推進を図る。 ・既存の文化団体（個人を含む）と連携して文化芸術活動の推進を図る。 ・市民が日常生活の中で多様な文化芸術を自由に表現できる環境づくりを推進するとともに文化やイベントに関する情報提供を行う。		
【参考】予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み③	子どもを対象とした文化活動の振興に係る事業の推進		
説明	・逗子文化プラザホール指定管理者によるアウトリーチ*事業を実施する。		
【参考】予算事業名	文化プラザホール維持管理事業	担当課	文化スポーツ課

基本構想 第2節 取り組みの方向3

スポーツを楽しむまち

- 戦略 1-2** ●子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。
- 戦略 2-2** ●「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。
- 戦略 4-1** ●市民の誰もが返子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。
- 戦略 4-3** ●誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。

わたしたちは、スポーツ都市宣言*の理念に基づき、市民一人ひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくる「健康づくり」、みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営むことができる「場づくり」、スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげる「交流づくり」、スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進する「基盤づくり」を進めます。

一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、互いに高め合うことで、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツ、健康づくりができるまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

スポーツの推進

《現況・課題》

本市の成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.1%となっており、全国値58.7%を下回っている。市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しみ、健康な心と体をつくることのできるような機会の提供を行っていくことが重要である。

子どものスポーツ離れによる体力不足が社会問題となっている中、本市の小・中学生の週1回以上のスポーツ実施率は92.3%と高いが、青少年の健全育成、子どもの頃からの健康づくりのためにも、継続してスポーツに親しめる環境づくりが求められる。

2006年（平成18年）に総合型地域スポーツクラブ*「うみかぜクラブ」が誕生したことにより、スポーツを楽しみながら健康維持・増進と市民交流の場が用意されている。

少子高齢化、ライフスタイルの変化など社会的環境の変化に伴い、スポーツに対するニーズも多様化している中、今後も市民が一緒になってスポーツを楽しむことのできる場づくりに、既存の資源を生かして、取り組んでいくことが重要である。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022.3）
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 70%以上になっている。	56.1%
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・スポーツ庁「第 3 期スポーツ基本計画」における目標と同等の実施率を目標とするもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	スポーツ活動に係る事業の推進		
説明	・逗子市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの推進を図る。 ・スポーツイベントやスポーツ、健康・体力づくり教室を企画し、開催する。 ・市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信を行う。		
【参考】予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み②	総合型地域スポーツクラブの普及・啓発		
説明	・総合型地域スポーツクラブの普及・啓発、活動支援を行う。		
【参考】予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み③	逗子市スポーツの祭典の開催		
説明	・逗子市スポーツの祭典を開催する。		
【参考】予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み④	マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング		
説明	・（公財）逗子市スポーツ協会に委託し、マリンスポーツの教室を実施する。		
【参考】予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み⑤	子どもを対象としたスポーツ活動に係る事業の推進		
説明	・（公財）逗子市スポーツ協会に委託し、ジュニアスポーツ教室等を実施する。		
【参考】予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

基本構想 第2節 取り組みの方向4

学校教育の充実したまち

戦略 1-1 ●若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。

戦略 1-2 ●子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。



人は自然と社会の中で生涯学び続けていくことが必要です。その入り口の一つとして学校教育は大きな役割を果たすものです。今日、価値観の多様化や高度な情報化社会の中にあつて、子どもたちが身につけなければならない力は多岐にわたっています。これまで受け継がれてきた知識や文化・伝統などを踏まえ、地域社会や家庭と連携し、互いの個性を尊重し合う人間性溢れる教育、限りある命を生きていることの素晴らしさを感じることができる教育を行っていくこと、そしてこれからの国際社会の一員として生きていく力を育むことが必要です。

いつの時代にも変わってはならない本質の部分の土台に、その時々 of 教育的課題に臨機応変に対応して、「豊かな人間性」・「確かな学力」・「健康な心身」を目標として『自ら考え、心豊かに、たくましく生きる逗子の子ども』の育成を図ります。

◆ 具体的施策 ①

教員の指導力及び教育課題への対応力向上

《現況・課題》

児童・生徒自らが学ぶ方法や態度を習得するために、「わかりやすい授業づくり」・「お互いを認め合える学級づくり」・「心と体の健康づくり」の取り組みを進める必要がある。

いわゆる団塊の世代の教員の大量退職後、教職経験の少ない教員の割合が増えている。学校は依然として経験年数の少ない教員とベテラン教員の二極化の状況にあり、経験の少ない教員の指導力の向上とともに、ベテラン教員の指導力の継承等が喫緊の課題となっている。

いじめや不登校などの教育的課題について信頼に基づく指導を充実させ、未然防止、早期発見、早期解決に努める必要がある。

あわせて、児童及び生徒が健やかな学校生活を送れるよう、環境を整えていく。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
児童・生徒を対象に実施している「学校生活アンケート」に「授業がよくわかる」「学校が楽しい」の項目を設け、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の回答が 80%以上になっている。	新規の数値
補 足 説 明	
・教員の指導力には目に見えて評価できるものと児童・生徒の受け止め方や価値感に関わるものがあり、本来は、一概に数値化できるものではない。しかし、学校教育目標の達成をめざし、指導する中で、教員の創意工夫された授業を受けることで児童・生徒が、学習がわかることや学校生活が楽しいと感じられる場面が増えることを期待するもの。 ・「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」のうち、高評価の回答の計が 80%以上をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業の推進		
説明	・授業と学級経営についての自己チェックリストを活用し、各市立学校において、「わかりやすい授業づくり」や「お互いを認め合う学級づくりなどに関する教員の指導力向上を図る。		
【参考】予算事業名	調査・研究事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み②	教育指導教員の派遣		
説明	・教育指導教員を各学校に派遣し、授業観察を行い、参観後にフィードバックの機会を設け、指導力向上に資する助言を行う。		
【参考】予算事業名	少人数指導教員・教育指導教員派遣事業	担当課	学校教育課

取り組み③	授業研究校の委託		
説明	・授業研究を基本とした研究を委託し、教員の授業力を向上させる一助とする。		
【参考】予算事業名	学校教育調査・研究事業 (授業研究推進委託料)	担当課	学校教育課

取り組み④	研修の充実		
説明	・年次研修の内容を充実させる。 ・夏季研修の内容の充実を図り、教員の指導力向上をめざす。		
【参考】予算事業名	調査・研究事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み⑤	各担当者の会の充実		
説明	・教育相談コーディネーター*担当者会や児童・生徒指導担当者会、いじめ問題対策連絡協議会において、各小・中学校で実施し効果をあげている取り組みを共有し、各小・中学校で組織的な取り組みの一助としていく。		
【参考】予算事業名	支援教育充実事業 いじめ防止等対策事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み⑥	学校給食の安定的な提供		
説明	・市立小・中学校において安全な給食を提供する。 ・学校給食事業を公会計化*する。		
【参考】予算事業名	小学校給食運営事業 中学校給食運営事業	担当課	学校教育課

取り組み⑦	学校施設の整備・充実		
説明	・市立小・中学校における良好な教育環境の整備を図る。		
【参考】予算事業名	学校施設整備事業（小学校） 学校施設整備事業（中学校）	担当課	教育総務課

◆ 具体的施策 ②

子どもの発達段階に応じた継続的な支援

《現況・課題》

障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族などを対象とする療育*推進事業は、こども発達支援センターが中核的な支援施設として、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っている。対象となる児童の増加等に伴い、更なる相談支援体制の充実が求められている。

個別支援を必要とするすべての児童生徒に適切な個別支援計画を策定し、通常学級や支援教室等において学びの場を保障することが必要である。また、支援教育*を推進するため専門性を有するスタッフを学校に派遣し、個に応じた支援を充実させる必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
療育教育総合センターを 18 歳までに一度でも利用したことのある市内の子どもの割合が 18.9%になっている。	12.6%
補 足 説 明	
・障がいのある子ども及びその保護者だけでなく、発達に心配がある子ども及びその保護者が、センターへ相談することにより、早期に必要な支援につなげる。支援が必要でなかった場合でも、小さな不安を積極的に相談できる場として利用率の増加をめざすもの。 ・利用率は、18 歳未満人口に占める利用者の割合。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	療育教育総合センターの運営		
説明	・ 18 歳までの子どものライフステージに応じて継続的に支援を行うため、療育教育総合センターを運営する。		
【参考】予算事業名	こども発達支援センター運営事業	担当課	療育教育総合センター

取り組み②	早期発見・早期療育のための相談体制等の充実		
説明	・ 療育を必要とする子どもの早期発見・早期療育への対応のため、相談体制及び家族のケアの充実を図る。		
【参考】予算事業名	こども発達支援センター運営事業	担当課	療育教育総合センター

取り組み③	学校や保護者との連携の推進		
説明	・就学後の児童生徒へ継続した支援を行うため、指導主事*による就学前の幼児・児童の行動観察を丁寧に行い、結果を関係者等で共有し、保護者、学校、学校教育課、こども発達支援センター及び教育研究相談センターの連携を強化する。		
【参考】予算事業名	就学事務事業 支援教育充実事業 教育相談事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み④	支援が必要な児童・生徒についての情報共有の充実		
説明	・学校が児童生徒の個別支援の必要性を的確に把握するため、学校と教育研究相談センターがケース会議や巡回チームの観察等で得た情報を整理し、情報共有を行い、相互連携の充実を図る。 ・巡回チームによるフィードバックや校内研修、夏季に実施する支援教育研修会を通して、支援教育について理解を深め、適切な支援シート*の作成・活用の推進を図る。		
【参考】予算事業名	支援教育充実事業 教育相談事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み⑤	学校教育を支援する専門性の高いスタッフの派遣		
説明	・学校の取り組みをサポートするため、スクールカウンセラー*、支援教育推進巡回指導員*、学習支援員*、学校看護介助員*などを学校に派遣する。		
【参考】予算事業名	支援教育充実事業 教育相談事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

◆ 具体的施策 ③

ICT*を活用した授業と情報教育の推進

《現況・課題》

GIGA スクール構想*により一人一台の PC 端末が配付された今、新しい学習への活用方法などについて調査・研究し、充実させる必要がある。

また、ICT 機器が子どもたちの身近になって行く中、児童・生徒が情報を取捨選択し正しく活用する能力を身に付けられるように、情報モラル*の教育及び情報リテラシー*の育成を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の「教員の ICT 活用指導力等の実態の項目」のうち「授業に ICT を活用して指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の「できる」「ややできる」の回答が 80%以上になっている。	新規の数値
補 足 説 明	
「できる」「ややできる」「あまりできない」「ほとんどできない」のうち、高評価の回答の計が 80%以上をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	授業における ICT 機器の効果的な活用		
説明	・新しい機器を活用した授業づくりや、新しい授業スタイルを見据えた環境整備について、教育情報化推進会議において研究を進める。 ・夏季研修会において ICT 機器等を活用した研修を計画し、授業づくりを推進する。		
【参考】予算事業名	教育用コンピュータ維持管理事業 (小学校費 / 中学校費) 調査・研究事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み②	児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育と情報リテラシーの育成方法の研究		
説明	・教育情報化推進会議において、児童・生徒の発達段階に応じた情報教育の在り方を研究する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	学校教育課

◆ 具体的施策 ④
地域教育力の効果的な活用と幼・保・小・中の相互理解の促進
《現況・課題》 保護者・地域との連携について、どのように充実していくのかを改めて検討して行く必要がある。 小1プロブレム*や中1ギャップ*など、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校のスムーズな接続と連携が望まれている。それを実現するためには、幼稚園・保育園・小学校間、小学校・中学校間の相互の学びや生活の理解を一層深め進めていく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
地域講師を活用した授業を各小・中学校で年3回実施する。	新規の数値
補 足 説 明	
授業内容に関する専門家を地域から招いて行う授業を「地域講師による授業」と呼んでいる。プロの実体験や経験を交えた話を聴いたり、技術を見たり、体験することの教育効果は高く、各学校・学年でそれぞれ実施している。準備に時間を要するので頻繁に行うことは難しいが、少なくとも長期休業と長期休業との間の3期（かつての「1学期」「2学期」「3学期」）にそれぞれ1回ずつの実施をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	コミュニティ・スクール*の実現		
説明	・学校支援地域本部*事業を各学校に委託し、学校・家庭・地域の連携による「共育」活動を推進し、市民が地域に開かれた学校づくりに積極的に参画できる仕組みに発展させる。 ・コミュニティ・スクール準備協議会（仮称）を立ち上げ、各学校の取り組みに関する情報を共有し、学校支援地域本部からコミュニティ・スクールへの移行について検討する。		
【参考】予算事業名	学校支援地域本部事業	担当課	学校教育課
取り組み②	効果的な研修内容の企画と提示		
説明	・放課後児童クラブ*やふれあいスクール*指導員が参加できる子どもに関わる研修内容を検討し夏季研修会にて企画し、参加を促していく。		
【参考】予算事業名	調査・研究事業	担当課	療育教育総合センター

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み③	幼稚園・保育園・小学校・中学校との連携の推進		
説明	・ 幼・保・小連携推進連絡調整会議における情報交換の機会を充実させる。 ・ 幼稚園、保育園、小学校における保育参観や授業参観等を計画立案し、参観後の研究協議等を通して相互理解を促進する。 ・ スムーズな接続を実現させるために、年度末の新就学児及び中学校進学児童のそれぞれの校種での交流・体験の機会を設定する。 ・ 中学校区における小学校教員と中学校教員の交流を深めるために、校内研究会等に参加する等相互の交流を実施する。		
【参考】 予算事業名	就学事務事業	担当課	学校教育課

基本構想 第2節 取り組みの方向5

ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

戦略 2-2

●「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。



わたしたちの身近にある様々な文化財は、先人たちの暮らしの中で生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、このまちに暮らすわたしたちの心を支え、豊かにするものとして後世にながく伝え、いかしていくべきふるさとの遺産です。

文化財を適切に保存しつつ、わたしたちの身近な歴史から共に学び、共に育ち、次世代へ誇りや愛着をつないでいくまち、ふるさとの遺産を共にまもり、つないでいくまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

文化財保護の推進

＜現況・課題＞

ふるさとの遺産をまもりつないでいくために、収蔵・展示施設が不足していることが課題となっている。また、整備が進む史跡については適切な維持管理と公開活用が求められている。

さらに市指定重要文化財の新規指定を推進し、指定に至らない未指定文化財についても現況の把握が必要である。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
市指定文化財の数が 24 件に増加している。	21 件
補 足 説 明	
・ 未指定の様々な文化財の学術的価値や保護の必要性等を調査し、条件の整ったものから順次指定に向けた手続きを進めていく。	
・ 2 年に 1 件以上の増加をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	文化財の展示活用の推進		
説明	・新たな収蔵・展示施設の設置を検討する。 ・池子遺跡群資料館の展示の充実を図るほか、他の公共施設と連携し、展示活用 の場を確保する。 ・主要な文化財資料について、ウェブ等での公開を進める。		
【参考】予算事業名	文化財保護事業、池子遺跡群保護事業	担当課	社会教育課

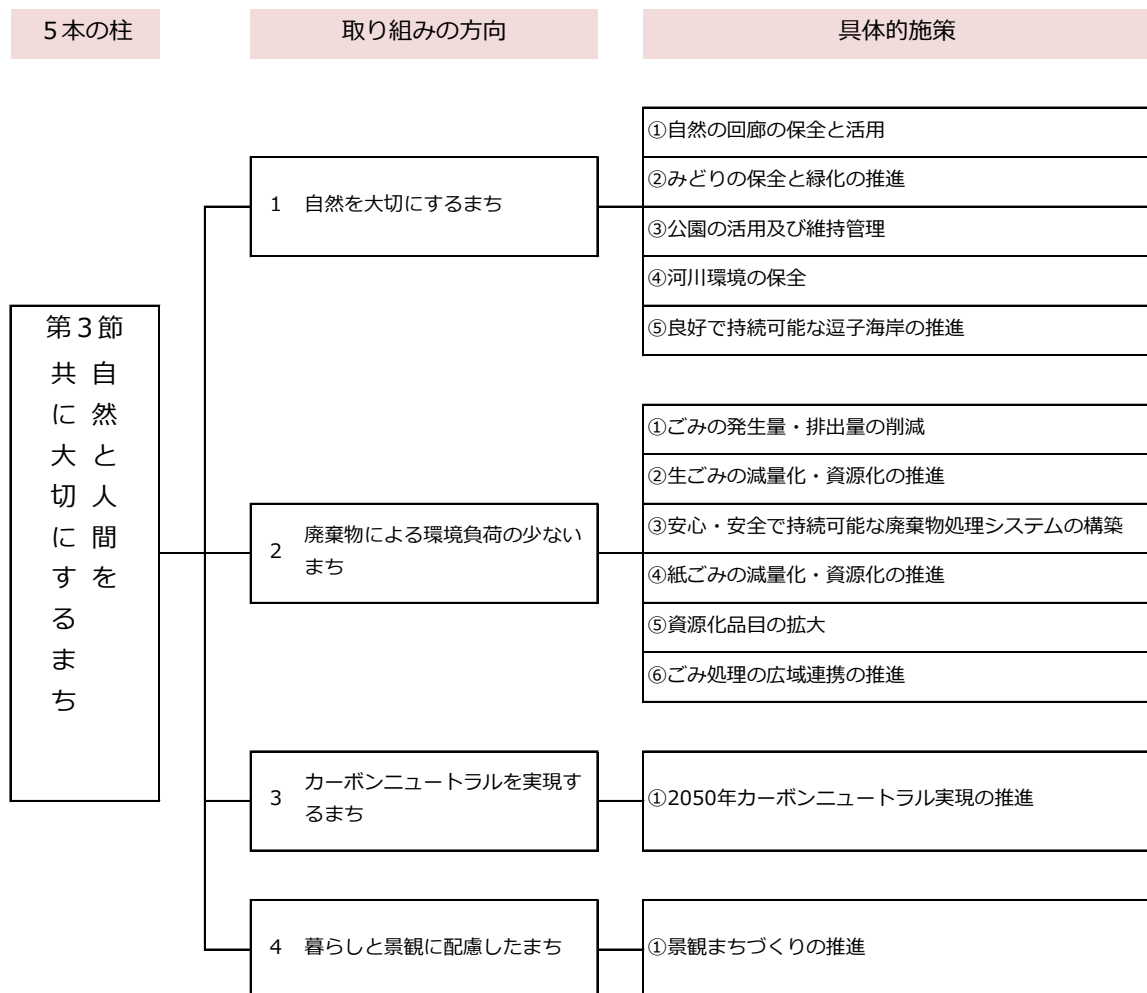
取り組み②	史跡の公開活用		
説明	・関連部局と連携しつつ、学術的価値や周辺環境の保護とのバランスを考慮した史跡・文化財の活用を図る。		
【参考】予算事業名	名越切通維持管理事業、名越切通整備事業、古墳整備事業	担当課	社会教育課

取り組み③	未指定文化財の調査		
説明	・未指定文化財保護の仕組みの検討及び新規指定に向けた調査を行う。		
【参考】予算事業名	文化財保護委員会経費、文化財保護事業	担当課	社会教育課

第3節

自然と人間を

共に大切にするまち



めざすべきまちの姿

逗子を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵のみどりなどが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間を共に大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
自然と人間を共に大切にするまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 自然を大切にするまち
- 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 3 カーボンニュートラルを実現するまち
- 4 暮らしと景観に配慮したまち

基本構想 第3節 取り組みの方向 1

自然を大切にするまち

- 戦略 1-1** ●若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。
- 戦略 1-2** ●子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。
- 戦略 2-2** ●「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。
- 戦略 3-2** ●商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。
- 戦略 4-1** ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。
- 戦略 4-2** ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。



首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地*の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

わたしたちは、逗子の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

◆ 具体的施策 ①

自然の回廊*の保全と活用

《現況・課題》

山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で学び、安らぎ、遊び、憩うことができるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつないだ自然の回廊として保全していく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
自然の回廊を活用したイベントを複数回支援している。	年 1 件程度
補 足 説 明	
市民と協働で自然環境や歴史・文化、健康増進等、多様な切り口で自然の回廊を活用したイベントを実施することにより、認知度を高め、自然と人が調和し、回遊性と活力あるまちづくりにつなげていくもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	自然の回廊プロジェクト事業の推進		
説明	・「自然の回廊プロジェクト」として、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図るため、「自然の回廊プロジェクト」を活用する市民団体の活動を支援する。 ・魅力の発信を図るため、自然の回廊の案内板の維持管理及びリーフレット等を配布する。 ・各回廊の自然を生かした工夫に取り組む。		
【参考】予算事業名	観光客誘致事業 逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

取り組み②	みどりに親しむ環境づくりの推進		
説明	・みどりの美しい山にもっと親しめる環境づくりとして、ハイキングコースの維持管理を行う。		
【参考】予算事業名	ハイキングコース維持管理事業	担当課	緑政課

◆ 具体的施策 ②

みどりの保全と緑化の推進

《現況・課題》

地球温暖化の進行や大規模災害、局所的豪雨の頻発、ヒートアイランド現象の顕在化等の問題についての対応等、持続可能な都市づくりへの取り組みが求められている。

また、多様な命の源となる逗子のみどりの山は、スギ、ヒノキ植林と里山（雑木林）、土地本来の自然植生の常緑広葉樹の森（いのちの森*）であり、それらの森を健全な状態へ再生することや、保護が求められている。

さらに、みどりの量的な確保のみならず、みどりの持つ環境保全や防災機能等、多面的な機能の充実を図り、みどりの質的な向上を図る必要がある。

あわせて、市街地を取り囲む既存緑地をこれ以上壊さず、連なったみどりとして連続的、体系的に保全する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
公園への花苗の植栽が、年 2,500 個以上となっている。	2,088 個
補 足 説 明	
・アダプトプログラム*において花苗を配布している。 ・現状の 2 割増をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	緑化に係る事業の推進		
説明	・生垣やシンボルツリーの苗木を配布することで、市街地のみどりを増やし、みどり豊かでうるおいのある住環境を創出する。 ・市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進める。 ・市民の参加などによる自然植生をめざした森の再生や里山の活用、維持管理を推進する。		
【参考】予算事業名	緑化推進事業	担当課	緑政課

取り組み②	公園への花苗の植栽		
説明	・アダプトや自治会の協力により、公園に花苗の植栽をする。		
【参考】予算事業名	苗木等配布事業	担当課	緑政課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み③	緑地の適正な維持管理		
説明	・市有緑地の適正な管理を行うため、伐採等を行う。		
【参考】予算事業名	緑地維持管理事業	担当課	緑政課

取り組み④	緑地の安全対策		
説明	・市有緑地の崩落を防ぎ市民の安全を確保するため、伐採及び法面防護工事を行う。		
【参考】予算事業名	緑地安全対策事業	担当課	緑政課

取り組み⑤	里山の環境の保全活用		
説明	・名越緑地を再生し、維持管理や利活用を行うため、里山の環境保全及び学習活動に関するアダプトプログラムを実施する。		
【参考】予算事業名	里山活用事業	担当課	緑政課

取り組み⑥	歴史的風土特別保存地区*の保全		
説明	・歴史的風土特別保存地区の指定区域は鎌倉市にまたがるため、神奈川県及び鎌倉市と指定に向けた調整を進める。		
【参考】予算事業名	歴史的風土保存事業	担当課	緑政課

取り組み⑦	丘陵地の保全		
説明	・逗子市の良好な都市環境をつくる条例の運用により、開発行為や木竹の伐採について環境影響評価*を実施することで自然環境の保全を図る。		
【参考】予算事業名	自然環境評価事業	担当課	まちづくり景観課

取り組み⑧	環境教育等の推進		
説明	・市民団体との協働や市内学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する。 ・環境教育における施策を学校現場との連携を密にして取り組む。		
【参考】予算事業名	カーボンニュートラル推進事業	担当課	環境都市課

◆ 具体的施策 ③

公園の活用及び維持管理

《現況・課題》

公園整備から長期間が経過し、周辺環境の変化が著しい公園もあることから、市民ニーズに柔軟に対応し、公園の持つ様々な機能を発揮する活用及び維持管理が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
「現在の逗子のイメージ」について、「気軽に行ける公園や広場が整備されている」と回答する人の割合が、過去 5 年の平均で 25%以上になっている。	22.96% (2017 年度～2021 年度の平均)
補 足 説 明	
「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	池子の森自然公園の維持管理		
説明	・豊かな自然を次世代につなぐため、生物多様性に配慮した自然環境保全に努め、公園の維持管理を適切に行う。 ・池子住宅地区の一部約 40ha の共同使用を受けて、池子の森自然公園の自然環境の保全と活用を図る。		
【参考】予算事業名	池子の森自然公園維持管理事業	担当課	緑政課

取り組み②	公園の維持管理		
説明	・必要に応じて再編について検討し、多角的な活用方策を検討する。 ・利用者が安全で快適に利用できるよう、公園の維持管理を適切に行う。 ・多様化する市民ニーズに対応し、誰もが使いやすい公園となるようユニバーサルデザイン*の導入を図る。		
【参考】予算事業名	第一運動公園維持管理事業 披露山公園維持管理事業 蘆花記念公園維持管理事業 近隣公園維持管理事業 街区公園維持管理事業	担当課	緑政課

取り組み③	公園の保全と活用		
説明	・市民が里親となって公園を管理するアダプトプログラムを実施し、協働によるまちづくりを推進する。		
【参考】予算事業名	公園アダプト推進事業	担当課	緑政課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み④	国営公園の整備推進		
説明	・ 三浦半島国営公園設置に向けて「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」として、県や近隣市町と連携した国営公園整備の促進を国・県に働きかけていく。		
【参考】予算事業名	—	担当課	緑政課

取り組み⑤	公園の整備		
説明	・ 市内の公園について、必要に応じて整備を行う。		
【参考】予算事業名	—	担当課	緑政課

◆ 具体的施策 ④

河川環境の保全

《現況・課題》

市内の中心部を流れる田越川は、豊かな山の命を海まで運ぶ逗子の象徴的な川であり、川の機能を再評価して本来の機能を回復させる必要がある。

周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進することで水生生物の再生を促し、多様な命を育む川とするとともに、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩いの場とすることが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
アダプトプログラムにより市民が活動している河川管理の箇所数 6 箇所 親水施設整備 4 箇所	河川管理の箇所数： 5 箇所 親水施設整備： 3 箇所
補 足 説 明	
・アダプト登録されている団体が現在 5 団体のため、1 団体増やし市民協働による河川管理箇所数を増加させる。 ・親水性を向上させる施設を、中期実施計画中に 1 箇所整備を行う。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	河川アダプト制度の活用		
説明	・水辺の環境を保全していくため、アダプト制度や市民、事業者との協働による清掃等を通じて、良好な水辺を継承していく。		
【参考】予算事業名	河川維持管理事業	担当課	都市整備課

取り組み②	河川環境保全に留意した維持管理の推進		
説明	・水辺景観や生き物の生息場所に配慮した河川の維持管理を行う。 ・「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生（河川管理通路を遊歩道として利活用）を図る。		
【参考】予算事業名	河川維持管理事業	担当課	都市整備課

取り組み③	河川環境保全に留意した改修工事の推進		
説明	・親水性を向上させるような仕様など、快適性（アメニティ*）と調和に配慮した河川改修を行う。		
【参考】予算事業名	河川維持管理事業	担当課	都市整備課

◆ 具体的施策 ⑤

良好で持続可能な逗子海岸の推進

《現況・課題》

逗子海岸は、海浜部の狭あい化、砂質の悪化、漂着海草の処理、置き去られるごみなど、多くの問題を抱えており、砂浜は関係機関による養浜*対策にも関わらず改善には至っていない。

豊かな生態系を回復したきれいな海と海岸を取り戻し、市民の憩いの場、子どもが遊べる場として整備することが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
国際環境認証であるブルーフラッグ*を継続して取得している。	取得申請中
補 足 説 明	
取得にあたっては、環境教育や情報発信、環境やリスクマネジメント等、包括的に取り組む必要がある。さらに、毎年更新時に、評価改善して取得することで、逗子海岸の保全活用につながる。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	国際環境認証ブルーフラッグの継続取得		
説明	・持続可能で良質な逗子海岸を維持するため、国際環境認証であるブルーフラッグの取得を継続し、市民向けに環境教育のイベント、講座等を実施する。 ・海洋プラスチックごみ*がもたらす環境への影響、プラスチック製品の使用の注意事項や使い捨て製品の使用を控える行動を促す等の周知活動を行う。 ・海岸への排水・廃棄の禁止、海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。 ・養浜対策について県に要請する。 ・関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業、海岸美化推進事業	担当課	経済観光課

取り組み②	逗子海岸美化活動の推進		
説明	・海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。 ・アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業、海岸美化推進事業	担当課	経済観光課

基本構想 第3節 取り組みの方向2

廃棄物による環境負荷の少ないまち

戦略 4-1 ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。



ごみの排出は環境に大きな負荷をかけます。良好な環境を保全し、次世代につないでいくためには、できる限り「燃やさない、埋め立てない」という持続可能な循環型社会*をめざす必要があります。

わたしたちは、自主的にごみの発生・排出抑制に取り組むとともに、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、環境保全と安全・安心に配慮したごみ処理の推進に努めます。

わたしたちは、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減し、「ゼロ・ウェイスト*社会」の実現をめざします。

◆ 具体的施策 ①

ごみの発生量・排出量の削減

《現況・課題》

総量としてのごみの発生量・排出量を減らし、最終処分量の減量と環境負荷の低減を図るため、適正なごみ処理手数料の受益者負担によるごみの発生・排出抑制と資源物の分別徹底の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識啓発を進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2021.3）
市民 1 人当たりのごみ排出量が 1 日当たり 797 g 以下になっている。	851 g / 人・日
補 足 説 明	
逗子市一般廃棄物処理基本計画（2021 年（令和 3 年）3 月）に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	ごみの発生・排出抑制の意識啓発の推進		
説明	・家庭ごみ処理有料化による減量効果を最大化するため、有料化の意義と趣旨、目的の十分な周知啓発を行う。		
【参考】予算事業名	家庭系ごみ排出抑制推進事業	担当課	資源循環課

取り組み②	ごみ処理手数料の適正化		
説明	・ごみ処理原価と近隣市町の状況を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図る。		
【参考】予算事業名	衛生手数料（歳入）	担当課	資源循環課

取り組み③	生活環境の保全		
説明	・不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止と生活環境保全のため、啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施する。		
【参考】予算事業名	環境づくり・美化推進事業	担当課	資源循環課

◆ 具体的施策 ②

生ごみの減量化・資源化の推進

《現況・課題》

燃やすごみの約 40%を占める生ごみは、家庭用生ごみ処理容器等*で比較的容易に自家処理することが可能である。その排出抑制を促進することは、最終処分量の減量と環境負荷の低減に大きく寄与するため、家庭での自家処理による排出抑制を最大限促進する取り組みを進める必要がある。

また、並行して、生ごみを燃やさずに処理するシステムの構築を検討していく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
家庭用生ごみ処理容器等の助成件数が延べ 9, 010 件以上になっている。	7, 763 件
補 足 説 明	
令和 7 年 3 月から生ごみの分別収集・資源化の実施を計画している中、生ごみ減量のために家庭用生ごみ処理容器等による自家処理を優先するため、更なる周知啓発により、令和 11 年度までに助成件数 150 件/年をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	家庭用生ごみ処理容器等の普及促進		
説明	・ 市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器等による生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進する。		
【参考】予算事業名	生ごみ処理容器等購入費助成事業	担当課	資源循環課
取り組み②	生ごみの分別収集・資源化		
説明	・ 家庭から排出される生ごみを分別収集し、葉山町が整備する生ごみ資源化処理施設で資源化を図る。		
【参考】予算事業名	—	担当課	資源循環課

◆ 具体的施策 ③

安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムの構築

《現況・課題》

将来に向けて安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、直営、委託、共同処理のあり方を含めごみ処理関連施設全体の運営、維持管理及び更新の計画的な推進を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2021.3）
環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行い、年間 20,000t の焼却処理を行っている。	16,425t/年
補 足 説 明	
鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（2020 年（令和 2 年）8 月）において、ごみ処理施設の整備方針を整理しており、第 2 期（令和 7 年度～11 年度）は、逗子市焼却施設に、鎌倉市及び葉山町の可燃ごみを集約し、年間 20,000t 焼却する計画である。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画の策定		
説明	・環境クリーンセンター焼却施設について、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を図る。		
【参考】予算事業名	—	担当課	資源循環課

取り組み②	民間委託の計画的な推進		
説明	・収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。		
【参考】予算事業名	—	担当課	資源循環課

◆ 具体的施策 ④

紙ごみの減量化・資源化の推進

《現況・課題》

燃やすごみの約 30%を占める紙ごみについて、排出段階から徹底した減量化・資源化を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022.3）
燃やすごみに含まれる紙ごみが 36.7%以下になっている。	37.3%
補 足 説 明	
現在燃やすごみに含まれている生ごみを分別収集することで、燃やすごみ全体量が減量するため、燃やすごみに含まれている資源化できる紙類の混入 3 割減を指標とし、生ごみ分別収集実施後の組成として試算。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	紙ごみの減量化・資源化の推進		
説明	・紙ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を進める。 ・資源回収奨励金制度の合理化・活性化を図る。		
【参考】予算事業名	資源再利用推進事業	担当課	資源循環課

◆ 具体的施策 ⑤

資源化品目の拡大

《現況・課題》

最終処分場への埋立量を最大限減少させ、廃棄物を貴重な資源として有効活用するため、資源化品目の拡大を図るとともに、資源化処理の過程におけるロス（廃棄物の発生）を減らし、資源化効率の向上を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2021. 3）
資源化率が 61. 4%以上になっている。	資源化率 48. 1%
最終処分率が 0. 3%以下を維持している。	最終処分率 0. 3%
補 足 説 明	
逗子市一般廃棄物処理基本計画（2021 年（令和 3 年）3 月）に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	資源化効率の向上		
説明	・焼却灰の安定的な資源化処理の確立を図る。 ・最終処分する不燃残さを最少化するための資源化品目の拡大と資源化効率の向上を図る。 ・燃やすごみの約 15%を占める植木剪定枝について、環境クリーンセンターでの処理、粉碎車両の活用及び民間処理委託により、焼却処理をせずに全量資源化を図る。 ・製品プラスチック、紙おむつ等、新たな資源化品目の追加について、国の動向等を見据え継続して検討する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	資源循環課

取り組み②	ごみと資源物の分別方法の意識啓発の推進		
説明	・市民、事業者との協働により、正しい分別の仕方、資源物の出し方の啓発を図る。 ・地域の拠点での資源物の回収の促進を図っていく。		
【参考】予算事業名	—	担当課	資源循環課

◆ 具体的施策 ⑥

ごみ処理の広域連携の推進

《現況・課題》

ごみの減量化・資源化を環境面、財政面でより効率的に推進し、持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、従来の枠組みにとらわれない廃棄物処理の新たな広域連携の検討を進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
鎌倉市の可燃ごみの一部を受入れ広域処理を行っている。 葉山町の生ごみ資源化処理施設での生ごみ資源化共同処理を行っている。	未実施
補 足 説 明	
鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（2020 年（令和 2 年）8 月）では、令和 6 年度から葉山町の生ごみ資源化処理施設での生ごみ資源化共同処理の実施、令和 7 年度から鎌倉市の可燃ごみの一部を受入れ広域処理を行う計画としている。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	ごみ処理の広域連携の推進		
説明	・ 平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。 ・ 食品リサイクル法に基づく登録再生事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、手数料の見直し等を鎌倉市、逗子市及び葉山町で連携して推進する。		
【参考】予算事業名	家庭系ごみ排出抑制推進事業	担当課	資源循環課

基本構想 第3節 取り組みの方向3

カーボンニュートラル*を実現するまち

戦略 4-1

●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。



地球温暖化の問題は、地球規模で取り組む課題です。

その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガス*は、日常生活においても発生しています。わたしたち一人ひとりのライフスタイルを見直し、身近なことから温室効果ガス排出量の削減を実践していきます。

また、温室効果ガスの発生量の多い化石燃料から、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギー*への転換に努めます。

わたしたちは、持続可能な社会を実現するため、2050 年温室効果ガス排出実質ゼロのまちづくりを進めます。

◆ 具体的施策 ①

2050 年カーボンニュートラル実現の推進

《現況・課題》

2050 年カーボンニュートラルを実現するためには、市民一人ひとりが、環境に配慮したライフスタイルへの移行や、温室効果ガス排出量がより少ない設備の導入等を促していくことが必要である。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022.3）
市内の電力を使用するすべての市所有（管理）施設において、再生可能エネルギー100%の電気を導入する。	高圧電力を使用する12 施設で導入（施設全体の電力使用量の約 63.2%）
補 足 説 明	
2050 年カーボンニュートラル実現をめざし、2021 年（令和 3 年）3 月に策定した「公共施設の電力調達の方針」において、2030 年度（令和 12 年度）までに、原則として市内の電力を使用するすべての市所有（管理）施設において、再生可能エネルギー100%の電気を調達することを目標としている。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	環境に配慮したライフスタイルへの移行促進		
説明	・「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル 2050*」宣言を踏まえて、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、その目標値達成に向けた事業を推進する。 ・市民、事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施する。		
【参考】予算事業名	カーボンニュートラル推進事業	担当課	環境都市課

取り組み②	民生部門の再エネ・省エネ・蓄エネの推進		
説明	・市民、事業者による再生可能エネルギーの利用及び省エネ・蓄エネ設備*等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。		
【参考】予算事業名	カーボンニュートラル推進事業	担当課	環境都市課

取り組み③	公共施設における再エネ・省エネ・蓄エネの推進		
説明	・公共施設における再生可能エネルギーの利用及び省エネ・蓄エネ設備の導入等による温室効果ガス排出量削減に向けた具体的な取り組みを検討し、実施する。		
【参考】予算事業名	カーボンニュートラル推進事業	担当課	環境都市課

取り組み④	移動の脱炭素化の推進		
説明	・低公害車への乗り換えの啓発・推進など、自動車による環境負荷を少なくするための取り組みを行う。 ・第4節 3 歩行者と自転車を優先するまちの取り組みと連携し、公共交通の利用を促進する。		
【参考】予算事業名	カーボンニュートラル推進事業	担当課	環境都市課

基本構想 第3節 取り組みの方向4

暮らしと景観に配慮したまち

戦略 2-2 ●「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。

戦略 4-1 ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。



きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境を維持し、より一層人に優しい都市環境を整備することは重要な課題です。

また、みどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる美しいまち並みは、市民共有の財産です。

良好なまち並みと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、自然景観及び人工景観の向上をめざしていきます。

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、暮らしと景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

◆ 具体的施策 ①

景観まちづくりの推進

《現況・課題》

景観条例、景観計画を運用し、一定規模以上の民間施設や公共施設に対し景観誘導を行っているが、地域特性や立地特性を踏まえた景観配慮が十分にされているとはいえず、更なる効果的な手法を検討することが求められている。

また、逗子らしい特徴を持った美しいまち並みを育てるため、市民協働で作成した景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」*を景観誘導のツールとして活用していく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」を活用した啓発活動を年3回以上実施する。	3回実施／年
補 足 説 明	
通常の広報活動とは別に景観学習、イベントでの展示、景観まち歩きを計画的に実施するもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	地域特性等に応じた景観形成		
説明	・ 地域特性や立地条件に応じた施設整備が行われるよう、景観形成重点地区*の追加指定を含め様々な手法を検討し、地域資源がより生かされる方策を実施する。 ・ 関係機関と協議し、景観に配慮した公共施設の整備を推進する。		
【参考】予算事業名	景観のまちづくり推進事業	担当課	まちづくり景観課

取り組み②	景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」の活用		
説明	・ 「まちなみデザイン逗子」の普及啓発を図り、市民の自発的な景観づくりに活用してもらうよう誘導する。 ・ 地域ごとに景観を考える機会をつくり、「まちなみデザイン逗子」を使って自然と調和したまち並みや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。		
【参考】予算事業名	景観のまちづくり推進事業	担当課	まちづくり景観課

取り組み③	生垣やシンボルツリーの苗木の配布		
説明	・ 景観に配慮した緑化の取り組みを推進する。		
【参考】予算事業名	緑化推進事業	担当課	緑政課

第4節

安全で安心な、 快適な暮らしを支えるまち

5本の柱	取り組みの方向	具体的施策
第4節 安全で安心な、 快適な暮らしを 支えるまち	1 良好な住環境の形成により、 くつろぎが生まれるまち	①計画的なまちづくりの推進 ②空き家対策と利活用
	2 災害に強く、犯罪のない安全な まち	①自主防災組織育成の推進 ②災害対策に係る整備の充実 ③避難行動要支援者への支援の確立 ④消防力の充実 ⑤建築物等の耐震化の推進 ⑥浸水対策の推進 ⑦防災・消防・防犯分野の連携の推進 ⑧犯罪のないまちづくりの推進
	3 歩行者と自転車を優先するまち	①歩行者と自転車を優先するまちの推進
	4 都市機能の整った快適なまち	①公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施 ②バリアフリーのまちづくりの推進 ③都市環境の改善
	5 地域資源を生かした個性豊かな にぎわいのあるまち	①逗子海岸保全活用事業の推進 ②商工業振興の推進 ③小坪漁港を中心とした小坪海浜地域活性化の推進 ④創業への支援 ⑤多様な働き手、柔軟な働き方の支援 ⑥観光振興の推進

めざすべきまちの姿

わたしたちは、逗子が持つ豊かな自然環境やコミュニティの質の高いまちを未来に継承していきます。

そのため、土地利用の基本方針を尊重し、社会ニーズを的確にとらえ、長期的な視点に立った都市のデザインを描いて、計画的なまちづくりを進め、誰もが安全で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち
- 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち
- 3 歩行者と自転車を優先するまち
- 4 都市機能の整った快適なまち
- 5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

基本構想 第4節 取り組みの方向1

良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

- 戦略 2-1** ●逗子市での居住を潜在的に希望している層を、逗子市への移住に確実に結びつけ、逗子市への定住を促進する。
- 戦略 3-2** ●商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。
- 戦略 4-1** ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。
- 戦略 4-2** ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。



土地利用の基本方針にうたわれた理念の実現を図るため、逗子が潜在的に持つ優れた価値と原風景を再認識し、大局的長期的視点に立ち、住む人にも訪れる人にも優しく、にぎわいとくつろぎ、そして安らぎが生まれる人間らしいスケールのまちをめざします。

基本的に低層のまち並みの形成を基盤とする中で、地域ごとの整備方針に基づき、地域のまちづくりを進めます。

◆ 具体的施策 ①

計画的なまちづくりの推進

《現況・課題》

本市の良好な住環境は、土地利用に係る3条例（良好な都市環境をつくる条例、まちづくり条例、景観条例）によって維持・創出されているが、都市としての成熟期を迎えた現在、少子高齢化や多様化する住民ニーズに対応していくため、守るべき環境は保全しつつ、限られた市街地の質を高めることにより誰もが豊かに暮らせる魅力ある住環境を形成していくことが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
市を取り巻く環境の変化による条例運用上の課題等に早急に対応するため、3年ごとに土地利用に係る3条例等の見直しを行う。	令和2年8月 まちづくり条例施行 規則の改正
補 足 説 明	
まちづくり条例の経過措置に「まちづくりに関する状況の変化に的確に対応し、まちづくりに関する施策の効果的な推進を図るため、少なくとも3年ごとにこの条例に関する必要な見直しを行うものとする。」と規定されているもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	計画的なまちづくり推進事業の推進		
説明	・まちづくり条例を運用するとともに、市民の主体的なまちづくりの取り組みを支援し、計画的なまちづくりを推進する。		
【予算】 予算事業名	計画的なまちづくり推進事業	担当課	まちづくり景観課

取り組み②	コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造*の推進		
説明	・立地適正化計画*に基づき適正な土地利用誘導を行うとともに、公共交通ネットワークの維持向上に取り組む。		
【参考】 予算事業名	都市計画策定事業	担当課	環境都市課

◆ 具体的施策 ②

空き家対策と利活用

《現況・課題》

平成 30 年の住宅土地統計調査によると、利用目的が決まっていない空き家が 1,690 戸あることになっており、荒廃した家屋も目立つようになってきた。そのため、人口減少社会に資する生活環境の健全化をめざし、住宅ストックの安定的な流通・活用を促進していく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
空き家バンク等の施策誘導を通して、解消された空き家が中期実施計画期間中累計で 35 件になっている。	19 件 (2019.4～2022.3)
補 足 説 明	
・空き家バンクとは、空き家の物件情報を市がホームページなどで提供し、移住・利活用希望者等とマッチングを行う仕組みで、平成 30 年 12 月から実施している。 ・過去の空き家バンク運用実績に基づき年間目標（5 件）×中期実施計画期間（7 年間）として指標を設定する。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	空き家解消事業の推進		
説明	・地域住民や関係団体と連携し、空き家の抑制・適正管理を図る。 ・所有者及び利用希望者に対し売却や利活用に向けた提案等を行い、流通・利活用を促進する。		
【参考】予算事業名	計画的なまちづくり推進事業	担当課	まちづくり景観課

基本構想 第4節 取り組みの方向2

災害に強く、犯罪のない安全なまち

戦略 4-2

●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。



高齢化が進む住宅都市として、「自らの命は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」という意識の浸透、自主防災組織*の充実及び避難行動要支援者*に対する地域での助け合いの取り組み等を広げ、市民自らの防災力の向上を図るとともに、情報伝達体制の整備や津波対策の充実、河川の改修等を進め、地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり、狭あい道路*の整備や消防力の充実など都市災害を防ぐまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、地域の安全は地域で守るという意識を高め、防犯環境に配慮した環境整備を図り、誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくりをめざします。

◆ 具体的施策 ①

自主防災組織育成の推進

《現況・課題》

防災性の高いまちづくりを推進するためには、市民に対し、災害発生時には「自分のことは自分で守る」、「地域は地域で守る」という防災・防火意識の高揚に努める必要がある。しかしながら、自主防災組織の未結成地域があり、加入の拡大を図る必要がある。

また、災害発生時に、消防本部、消防署、消防団、自主防災組織など様々な主体がより機能的に連携する体制を整える必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
防災ハンドブックを更新し、各種訓練、イベント等で配布し、世帯数の 80%以上に配布している。	未更新
補 足 説 明	
作成から 10 年以上経過しているため、防災ハンドブックの更新を行い、防災対策等における意識向上に活用する。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	自主防災組織の育成、加入率向上の支援		
説明	・様々な主体の連携を図りながら、総合防災訓練、避難所運営訓練、地域住民を対象とした防災教室（初期消火、応急手当、避難訓練等）を実施する。 ・防災ハンドブック等の作成、配布を行う。 ・自主防災組織の育成、加入率向上のほか、自主防災活動を支援するなど自主防災組織の活性化に取り組む。		
【参考】予算事業名	自主防災組織育成事業	担当課	防災安全課

◆ 具体的施策 ②

災害対策に係る整備の充実

《現況・課題》

東日本大震災以降、津波対策等様々な防災対策が求められている。

防災行政無線の整備や食料・災害対策用資機材等の整備・充実、津波避難路の整備など対応策の充実が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
津波避難ビル（民間施設）の指定数が 21 施設以上になっている。	17 施設
補 足 説 明	
現在、公共施設 14 施設、民間施設 17 施設が津波避難ビルとなっており、民間施設の津波避難ビルが 21 施設以上となることをめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	災害対策用資機材等の計画的な整備		
説明	・ 予想される災害の的確な情報把握と市民に対して確実な情報提供ができるような整備を推進するとともに、市民に対し情報の受信方法の周知を行う。 ・ 予想される災害に備え備蓄資材等の整備に努める。 ・ 津波災害に備え、津波避難路などの整備を進める。		
【参考】予算事業名	災害対策事業	担当課	防災安全課

取り組み②	避難施設整備事業の推進		
説明	・ 大規模地震等による津波災害から市民等の生命の安全を確保するとともに、津波に対する市民等の不安を解消するため、津波避難施設整備を図る。		
【参考】予算事業名	災害対策事業	担当課	防災安全課

◆ 具体的施策 ③

避難行動要支援者への支援の確立

《現況・課題》

災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者、障がいのある人などがいる。

災害時に避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、対象者を庁内において横断的に把握する必要がある。

また、避難行動要支援者の「個別避難計画*」作成においては、優先度が高い避難行動要支援者について、市町村が主体となり、地域の実情に応じて、引き続き自主防災組織等と協力・連携し、作成を進めていく必要がある。

さらに、避難所においても避難行動要支援者が生活しやすいような環境を整える必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
個別避難計画の作成率が 35%以上になっている。	10.4%
補 足 説 明	
避難行動要支援者支援制度に係る関係部局及び各地域住民と連携を図り、個別避難計画の作成率を 35%以上となることをめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	避難行動要支援者支援制度の普及・啓発の推進		
説明	・避難行動要支援者支援制度の普及・啓発を行う。 ・庁内関係所管の連携・情報共有による避難行動要支援者名簿の作成を行う。 ・避難行動要支援者名簿の情報が、もれなく随時更新される体制の整備を行う。 ・民生委員・児童委員*や逗子市社会福祉協議会、地域包括支援センター*、相談支援事業所等、福祉関係専門機関・団体への制度周知と、理解・協力を求める。 ・住民自治協議会*及び自主防災組織等との協力体制を確立する。 ・平常時から築かれた近隣の関係性を避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 ・避難行動要支援者に必要な避難所の資機材の整備等を図る。		
【参考】予算事業名	災害対策事業	担当課	防災安全課

◆ 具体的施策 ④

消防力の充実

《現況・課題》

火災等の災害に備え、広域化を含め消防力の拡充を図る必要性がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化した分団詰所 3 箇所 の整備が進められている。	分団詰所 3 箇所の老 朽化が著しい。
補 足 説 明	
老朽化した分団詰所の築年数は、第 3 分団が 51 年、第 5 分団が 49 年、第 9 分団が 52 年と なっている。災害発生時に迅速な対応ができる施設機能を配置する必要があるため整備を 進めるもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	消防車両の更新整備		
説明	・ 消防力の充実強化を図るため、消防自動車等を計画的に整備する。		
【参考】予算事業名	車両整備事業	担当課	消防総務課
取り組み②	消防水利の整備		
説明	・ 消防水利を適正に維持管理する。		
【参考】予算事業名	消防水利維持管理事業	担当課	消防総務課
取り組み③	消防団の充実		
説明	・ 地域防災力の中核となる消防団の充実強化のため、老朽化した消防団 詰所を計画的に整備する。		
【参考】予算事業名	消防団詰所整備事業	担当課	消防総務課
取り組み④	消防広域化の可能性の検討		
説明	・ 消防力の充実強化を図るため、消防の連携・協力の推進について検討 する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	消防総務課

◆ 具体的施策 ⑤

建築物等の耐震化の推進

《現況・課題》

大規模地震発生時に備え、住宅の耐震性の向上等を図るため、耐震診断、補強工事の補助等を活用し、耐震化を推進している。

しかし、費用が過大となることなどから補強工事へ進まないケースがある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
耐震改修工事の補助金により耐震化された住宅が中期実施計画期間中累計 35 件になっている。	37 件 (2015. 4～2022. 3)
補 足 説 明	
・ 令和 3 年 3 月に改定した耐震改修促進計画において、耐震性能が劣るとされている昭和 56 年以前の木造家屋は 3, 200 戸あると推定されている。 ・ 建替え等による耐震化に加え、施策誘導としての耐震改修補助事業を過去の実績に基づき年間目標（5 件）×中期実施計画期間（7 年間）として指標を設定する。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	建築物等の耐震化の推進		
説明	・ 耐震性の劣る建築物を主な対象とし、その所有者・管理者等に耐震診断及び耐震改修の促進について、普及・啓発を図り、必要に応じて耐震診断や耐震改修の補助、意識啓発のための情報提供を行う。 ・ 耐震診断・耐震補強工事の補助金を交付することにより、木造住宅の耐震化を推進する。 ・ 危険ブロック塀除去の補助金を交付することにより、避難路の安全確保を推進する。		
【参考】予算事業名	震前震後対策事業	担当課	まちづくり景観課

◆ 具体的施策 ⑥

浸水対策の推進

《現況・課題》

局地的な集中豪雨の頻発等により、水害のリスクが高まっている。

田越川の河川改修に加えて、雨水の貯留・浸透施設の設置促進など、対策を行っていく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
2025 年度末までに、田越川準用河川浸水想定区域図*及び内水*浸水想定区域図を作成し、浸水被害が予想されるエリアの周知を行う。	未作成
補 足 説 明	
・ 現行のハザードマップ（土砂災害等ハザードマップ）における内水情報の表示は基礎データ情報が古く、現行の水防法等改正（平成 27 年度改正）以前に作成したものであり、準用河川*に関する洪水浸水想定区域図については未作成である。 ・ 近年の気象変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後もさらに降雨量の増大が懸念されていることから、最新の各マニュアルに沿った想定最大規模降雨*等をもとにシミュレーション解析を行い、市内河川と一体となった浸水想定区域図を作成するもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	田越川準用河川浸水想定区域図の作成・公表		
説明	・ 昨今の気象条件を踏まえた田越川準用河川の浸水想定区域図を設定し、公表する。		
【参考】 予算事業名	河川維持管理事業	担当課	都市整備課

取り組み②	田越川準用河川の整備		
説明	・ 新たに設定する田越川準用河川浸水想定区域を基に、田越川準用河川の整備内容を検討する。また、新技術の研究を行うとともに、必要に応じて関係地権者と調整して事業を進めていく。		
【参考】 予算事業名	河川整備事業	担当課	都市整備課

取り組み③	田越川二級河川*区間の河川改修の推進		
説明	・ 県に対し、継続的な河川改修整備の実施を要望する。		
【参考】 予算事業名	河川維持管理事業	担当課	都市整備課

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
2 災害に強く、犯罪のない安全なまち

取り組み④	内水浸水想定区域図の作成・公表		
説明	・2021年度に施行された流域治水関連法に伴う、想定最大降雨等による内水浸水想定区域図の作成・公表を2025年度までに行う。		
【参考】予算事業名	管路建設費	担当課	下水道課

取り組み⑤	雨水浸透施設等の設置		
説明	・新築等の際に宅内に降った雨水については、宅内で浸透させるように指導を行う。 ・開発基準に基づき、雨水浸透施設及び雨水貯留施設設置の指導を行う。		
【参考】予算事業名	—	担当課	下水道課

◆ 具体的施策 ⑦

防災・消防・防犯分野の連携の推進

《現況・課題》

近年、地震や局地的な集中豪雨などの自然災害や市民の安全を脅かす事例・事件が全国で起きている。

市民が安心して暮らせるまちをつくるため、防災、消防、防犯の各分野の取り組みについて、連携を図りながら計画的に推進する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2021. 12）
各関係機関と連携を図り、刑法犯発生率が 0.15%以下となっている。	0.19%
補 足 説 明	
・神奈川県警察が発表する「刑法犯 罪名別 市区町村別認知件数」に基づく。 ・発生率は人口 10 万人あたりの発生件数。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	各関係機関との連携強化		
説明	・安全で安心なまちづくりを進めるために、関係機関と連携を図り情報を共有する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	防災安全課

◆ 具体的施策 ⑧

犯罪のないまちづくりの推進

《現況・課題》

犯罪のないまちをめざして、逗子市防犯協会や地域防犯連絡所連絡協議会*の防犯活動事業を支援している。

現在、自治会や町内会等における防犯組織により、防犯パトロールや青色回転灯パトロールカー*などの地域ぐるみの防犯活動が行われているが、市及び防犯関係機関、警察、市民等が一体となった安全・安心のまちづくりが求められている。

また、公共施設（公園、広場、生活道路など）設置の際には、防犯の視点から死角の排除、照明の確保等、防犯の視点を取り入れた設計となるよう専門家と連携して防犯対策を行う必要があるが、基準等チェック体制が整っていないのが現状である。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
防犯メール登録者数が 21,000 人以上となっている。	15,450 人
補 足 説 明	
・「防災・防犯メール*」にて配信する、4 種類の情報（防災情報、防犯情報、国民保護、伝染病）のうち、防犯情報の配信を登録した人数。 ・市民に対し防犯に関するメールを配信し、防犯意識の向上を図るとともに登録者数の増加をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	各関係機関との連携強化及び支援		
説明	・市民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪を回避するための行動の指針となる情報を提供する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	防災安全課

取り組み②	安全・安心に係る情報提供		
説明	・各地域の防犯意識が高まり、より多くの市民により防犯・地域安全体制の強化が進められるよう、犯罪回避のための情報提供の推進、防犯情報の共有化、市民、市、警察、防犯協会等の団体との連携強化を支援する。 ・地域での防犯情報の共有化を図るため、防犯メール登録者数の増加に努める。		
【参考】予算事業名	防犯対策事務費	担当課	防災安全課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み③	市道における適正な防犯灯の確保		
説明	・市が公共施設を設置する際、防犯アドバイザー*により、市道における防犯灯の設置など、あらゆる分野における防犯対策のアドバイスを行う。 *被害対象の回避・強化（犯罪発生要因の除去、対象物の強化を図ること） *接近の制御（犯罪企図者が被害対象者（物）に近づきにくくすること） *監視性の確保（多くの人の目が自然に届く見通しを確保すること） *領域性の確保（領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくること）		
【参考】予算事業名	街路灯維持管理事業	担当課	防災安全課

取り組み④	防犯対策事業の推進		
説明	・防犯指導及び自主防犯活動の高揚を図ることを目的としている団体へ補助及び支援等をする。		
【参考】予算事業名	防犯対策事務費	担当課	防災安全課

基本構想 第4節 取り組みの方向3

歩行者と自転車を優先するまち

戦略 3-1

●東京・横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展してきた逗子市の性格を踏まえ、逗子市に暮らしながら快適に「しごと」が行えるよう環境整備を進める。

戦略 4-1

●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。

戦略 4-2

●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。



自動車交通がもたらす交通事故や交通公害、混雑などを解決するためには、環境負荷の低減を図り、自動車の過度な利用を抑制し、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性を高めることが必要です。

わたしたちは、歩行者も自転車も優先することができる社会をめざすことにより、豊かで快適、安全な、生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の高いまちづくりを実現します。

◆ 具体的施策 ①

歩行者と自転車を優先するまちの推進

《現況・課題》

人と環境にやさしい交通手段への転換として、効率的な自動車利用を推進するとともに、自動車交通がもたらす環境負荷を低減し、ウォークアブルなまちづくり*が求められている。また、今後の更なる高齢化を見据えた際の、自家用車に頼らずとも生活できる環境、そのための公共交通の持続可能性を高めることが求められている。

現状では、駐車車両等により歩行者、自転車の安全が確保されていないことに加え、自転車利用のルール、マナーが守られていないことにより、自転車が関係する交通事故が発生している。また、逗子駅、逗子・葉山駅周辺の自転車等放置禁止区域内において、自転車・バイクの放置が常態化していることや、自転車による歩道通行が常態化し、歩行者優先の意識が希薄になっている。

そのため、限られた道路空間の有効活用、自転車利用のルール・マナーの啓発、交通安全教室など総合的に進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022.3）
居住地域の現在のイメージで、次に掲げる項目の数値を達成する。 ・「歩行者や車イスの人が安全に出歩けるまち」と回答する人の割合が 10%以上になっている。 ・「自転車を利用しやすいまち」と回答する人の割合が 10%以上になっている。	・「歩行者や車イスの人が安全に出歩けるまち」 3.5% ・「自転車を利用しやすいまち」 6.0%
補 足 説 明	
「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	歩行者と自転車を優先するまち推進事業の推進		
説明	・様々な立場の方が安全で快適に利用できる交通環境をつくるため、市民参加*・参画のもと、地域で交通問題に取り組む仕組みづくりを進める。 ・自動車利用の際、事故、公害、混雑を軽減するために、歩行者、自転車、自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行う。 ・主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マーク設置の調整を行う。 ・自転車の正しい利用方法に関するキャンペーン、教室の開催など、周知、啓発に努めていく。 ・主に児童、高齢者を対象とした交通安全教育を進める。 ・駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行う。		
【参考】予算事業名	—	担当課	環境都市課

取り組み②	自家用車に頼らないまちづくりの推進		
説明	・自家用車に頼ることなく、誰でも気兼ねなくおでかけできる状態を構築し、それによって地域を持続可能とするため、地域・交通事業者・市等、関係者が一堂に会する場である地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にもとづく法定協議会において、地域公共交通計画を策定し、計画に位置付けられた事業を実施する。 ・地域公共交通計画策定後も、地域公共交通に関する状況を関係者で定期的に共有し、施策の改善を図れる体制を構築する。		
【参考】予算事業名	公共交通拡充支援事業	担当課	環境都市課

取り組み③	駐輪場の整備等		
説明	・民間事業者による駅周辺の開発の際には、十分な台数の駐輪場を設置するよう求めていくなど、民間事業者等と協働した駐輪環境の整備を進める。		
【参考】予算事業名	公共駐車場維持管理事業 自転車等駐車場維持管理事業	担当課	環境都市課

取り組み④	自転車通行帯の明確化		
説明	・主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マークを設置する。		
【参考】予算事業名	道路補修事業	担当課	都市整備課

取り組み⑤	鉄道事業者との連携による通勤電車本数の維持		
説明	・市街地整備に関する必要な事務の一環として、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者へ要望活動を実施する。		
【参考】予算事業名	市街地整備事務費	担当課	環境都市課

取り組み⑥	より快適な通勤環境整備への支援		
説明	・市民が快適に通勤できる環境整備を行う。		
【参考】予算事業名	—	担当課	企画課

基本構想 第4節 取り組みの方向4

都市機能の整った快適なまち

戦略 2-2 ●「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようシティプロモーションを推進する。

戦略 4-1 ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。

戦略 4-2 ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。



市民の安全で快適な都市生活を維持し、拡充を図るため、高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要です。

本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー*化を図り、また、地震をはじめとした自然災害等を考慮した都市機能の再編・再整備を計画的に進めます。

◆ 具体的施策 ①

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施

《現況・課題》

老朽化した公共施設等の更新時期を迎えるに当たり、将来の財政状況を勘案した上で、人口減少、少子高齢化の進展等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
JR 東逗子駅前用地活用に係る構想、計画のもと、2027 年度末までに整備した施設が利用されている。	施設整備が実施されていない。
補 足 説 明	
2027 年度（令和 9 年度）に整備工事が完了している状態をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	公共施設マネジメントの推進		
説明	・ 行財政改革基本方針において、公共施設マネジメントの取り組みを位置づけ、将来の財政状況を勘案した上で、人口減少、少子高齢化の進展等による公共施設等の利用需要の変化に対応した公共施設のあり方の検討を進める。 ・ 計画的な予防保全型の修繕・更新の実施によるライフサイクルコスト*の縮減及び施設の長寿命化を図る。 ・ 更新に当たっては、既存施設の集約化・複合化・転用を基本とし、全体としての延床面積を減少させる。		
【参考】予算事業名	行財政改革推進事業	担当課	総務課

取り組み②	東逗子地域の活性化をめざした JR 東逗子駅前複合施設整備事業の推進		
説明	・ JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用して、公共施設を集約し複合施設として整備することで、駅周辺の快適性、利便性の向上及び地域の活性化を図る。		
【参考】予算事業名	JR 東逗子駅前複合施設整備事業	担当課	企画課

◆ 具体的施策 ②

バリアフリーのまちづくりの推進

《現況・課題》

高齢化の更なる進展や障がいのある人などの社会参加の機会が増加し、さらに、公共施設等のバリアフリー化に対するニーズが高まっている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
金沢新道踏切について改良工事が完了している。	協議中
補 足 説 明	
JR 逗子駅に近接している県道である金沢新道踏切の歩道拡幅工事を行うもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	無電柱化の推進		
説明	・ 歩行空間のバリアフリー化とともに、景観上の観点からも幹線市道の無電柱化を推進する。		
【参考】予算事業名	道路改良事業	担当課	都市整備課

取り組み②	市道のバリアフリー化の推進		
説明	・ 2003 年（平成 15 年）に策定した「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、市道のバリアフリー化を行う。		
【参考】予算事業名	道路改良事業	担当課	都市整備課

取り組み③	国・県道のバリアフリー化の推進		
説明	・ 歩道が狭い県道について、無電柱化の検討も含め、神奈川県へバリアフリー化を行うよう要望する。 ・ 金沢新道踏切の改良について神奈川県へ要望を行い、バリアフリー化を推進する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	都市整備課

取り組み④	市民協働による公共施設のバリアフリー化の推進		
説明	・ ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れたバリアフリー化を図るため、公共施設整備バリアフリー懇話会にて意見聴取を行い、障がい者や高齢者などが公共施設を安全かつ快適に利用できるよう整備を進める。 ・ 特に避難施設については、積極的にバリアフリー化を進めていく。		
【参考】予算事業名	障がい者の住みよいまちづくり推進事業	担当課	障がい福祉課

◆ 具体的施策 ③

都市環境の改善

《現況・課題》

現在市道の約 66%が幅員 4 m未満の狭あい道路であるため、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、また緊急車両の通行の必要性から、拡幅や隅切り等の整備や市内の渋滞解消、道路環境の改善が求められている。

また、下水処理場・ポンプ場は、供用開始後 50 年（令和 3 年度末時点）が経過し、管渠についても布設後 40 年以上経過した管が 50%以上を占めるなど老朽化が進んでいる。これらを計画的に改築・更新するとともに、地震対策及び合流改善対策についても、並行して実施する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
防災工事費助成件数が中期実施計画期間中累計で 182 件になっている。	81 件 (2015. 4～2022. 3)
補 足 説 明	
・ がけ崩れや立木の倒壊または水害などを防ぐため、工事費や木竹の伐採費用の一部を助成するもの。 ・ 年間目標（26 件）×中期実施計画期間（7 年）として指標を設定する。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	都市機能を整えるインフラの整備		
説明	・ 個別施設計画（舗装編）に基づき、計画的な舗装修繕工事を行う。 ・ 個別施設計画に基づかない道路についても、道路の状態により修繕を行う。 ・ 県道の拡幅等の整備について、国・県等関係機関に要請する。 ・ 県道 24 号の交通渋滞の緩和に向け、県に三浦半島中央道路の早期着工を要請する。 ・ 橋りょう長寿命化修繕計画及びトンネル長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋りょう及びトンネルの修繕工事を行う。		
【参考】予算事業名	道路舗装事業、橋りょう長寿命化事業、道路改良事業	担当課	都市整備課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み②	道路アダプトプログラム*の推進		
説明	・道路等里親制度を活用した市民協働による道路やポケットパーク*等の美化活動を推進する。		
【参考】予算事業名	道路維持管理事業	担当課	都市整備課

取り組み③	街路樹の計画的な管理		
説明	・道路等を通行する車両や歩行者の安全を確保するために、街路樹を適正に管理する。 ・老朽化した街路樹の多い地域では、植替計画を策定し、計画的な植え替えを行う。		
【参考】予算事業名	街路樹維持管理事業	担当課	都市整備課

取り組み④	道路の拡幅や隅切り等の整備		
説明	・狭あい道路整備事業により、道路の拡幅や隅切り等の整備をする。 ・広報誌や特定行政庁の協力を得て、狭あい道路整備事業の啓発を図る。		
【参考】予算事業名	狭あい道路整備事業	担当課	都市整備課

取り組み⑤	長寿命化対策の実施		
説明	・ストックマネジメント計画*に基づき、順次対策工事を実施する。		
【参考】予算事業名	管路建設費、ポンプ場建設改良費、処理場建設改良費	担当課	下水道課

取り組み⑥	地震対策の実施		
説明	・総合地震対策計画*に基づき、順次対策工事を実施する。 ・地震・津波等で被害を受けた場合の下水道業務継続計画（下水道 BCP）については、必要に応じて改訂を行う。		
【参考】予算事業名	管路建設費	担当課	下水道課

取り組み⑦	合流式下水道*の改善		
説明	・合流式下水道を改善するため、久木ハイランド地区において雨水管渠等対策工事を順次実施し、更なる分流化を進める。		
【参考】予算事業名	管路建設費	担当課	下水道課

取り組み⑧	下水処理場等下水道施設の再整備に向けた調査・研究等		
説明	・持続可能な下水道事業を推進するため、将来像を見据え令和3年度に策定した浄水管理センター再整備基本構想のもと、引続き必要な調査・研究等を行う。		
【参考】予算事業名	処理場建設改良費	担当課	下水道課

取り組み⑨	道路沿いのがけ崩れ対策の推進		
説明	・民有地に関しては、土地所有者に倒木のおそれのある木の伐採や崩落のおそれのある斜面の法面保護工事等についての防災工事費助成制度や急傾斜地崩壊対策事業の説明をしながら、適正な維持管理を行うよう促す。 ・防災性の高いまちづくりを推進するために、ホームページや広報誌で啓発を図る。 ・自治会・町内会や住民自治協議会等と連携して危険箇所の把握や周知を図る。		
【参考】予算事業名	防災工事助成事業	担当課	都市整備課

取り組み⑩	市内の交通環境の改善		
説明	・JR 逗子駅前公民連携プロジェクトに係る逗子市基本方針に基づき、交通渋滞の緩和や安全で安心な歩行空間の確保、回遊性の向上や滞留スペースの創出のための整備を行う。		
【参考】予算事業名	道路改良事業	担当課	都市整備課

基本構想 第4節 取り組みの方向5

地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

- 戦略 1-3** ●誰もが働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。
- 戦略 2-2** ●「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。
- 戦略 3-2** ●商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。
- 戦略 3-3** ●ダイバーシティ（多様性）を受入れながら、若者、女性、高齢者、障がいのある人などあらゆる立場の人が活躍できるよう、就労支援や新たな「しごと」の場などの創出をめざす。
- 戦略 4-1** ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。
- 戦略 4-2** ●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。



市街地を囲むみどり豊かな山や青い海の逗子海岸や小坪漁港、これらの逗子の魅力を国内外に向けて発信し続け、人が集い、ふれあいの輪が広がり、地域のにぎわいが生まれるまちをつくれます。

自然、文化、人という逗子の恵まれた地域資源を、磨き、つなぎ、生かすことにより、地域産業の活性化や個性豊かな産業の創出を図るとともに、住む人、働く人、訪れる人が一体となって、成熟した魅力あふれるまちをつくれます。

◆ 具体的施策 ①

逗子海岸保全活用事業の推進

《現況・課題》

近年、特に海水浴場開設期間中は、治安、風紀の乱れ等が顕在化し、魅力が薄れていることから、安全で快適な海水浴場の開設に努める必要がある。

四季を通して来訪者に親しまれる海岸となるよう環境整備を行う必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
海水浴客数が 40 万人になっている。	86,600 人
補 足 説 明	
・ 逗子海岸の来訪者のうち、海水浴客がその大勢を占めていることから、より多くの人に親しまれ利用されている海岸を示す指標として用いる。 ・ 海水浴場運営に関する検討会が活動し始めた平成 27 年度以降の逗子海水浴場報告書による最大来場者数の約 110%を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	安全で快適な海水浴場の運営		
説明	・ 条例に基づく市民、関係団体・機関との協議により、市としての海水浴場の対策を決定し実行する。 ・ 海水浴場安全対策の充実を図る。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業	担当課	経済観光課

取り組み②	海水浴以外の海岸の活用の推進		
説明	・ 海水浴以外の逗子海岸の魅力を高めて情報発信する。 ・ 海岸の利用を促すイベント等を実施する。 ・ 逗子市観光協会を助成することで、観光客誘致に係る事業を推進し、更なる観光振興を図る。 ・ 海・浜のルールの周知を行う。 ・ マリンスポーツの普及を図る。		
【参考】予算事業名	観光客誘致事業、逗子市観光協会助成事業、海水浴場運営事業	担当課	経済観光課

取り組み③	【３－１再掲】 国際環境認証ブルーフラッグの継続取得		
説明	・持続可能で良質な逗子海岸を維持するため、国際環境認証であるブルーフラッグ*の取得を継続し、市民向けに環境教育のイベント、講座等を実施する。 ・海洋プラスチックごみをもたらす環境への影響、プラスチック製品の使用の注意事項や使い捨て製品の使用を控える行動を促す等の周知活動を行う。 ・海岸への排水・廃棄の禁止、海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。 ・養浜*対策について県に要請する。 ・関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業、海岸美化推進事業	担当課	経済観光課

取り組み④	【３－１再掲】逗子海岸美化活動の推進		
説明	・海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。 ・アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業、海岸美化推進事業	担当課	経済観光課

◆ 具体的施策 ②

商工業振興の推進

《現況・課題》

商業においては、買い物客等の市外流出の現象が見られる。個人商店においては売上げが伸びず、経営者の高齢化により情報化への対応が遅れており、支援を考慮する必要がある。

また、情報化や物価高、人件費上昇等の社会変化の状況を踏まえたうえで、商業の活性化に向け方向性を検討していく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
逗子市商工会の会員数が、1,300 人以上になっている。	1,206 人
補 足 説 明	
・逗子市商工会は市内の商工業事業者の約 6 割が会員として加入しており、本市の商工業振興事業は逗子市商工会と連携して主に取り組んでいる。逗子市商工会の会員数の増加は、市の効果的な施策の実施につながるとともに、逗子市商工会の経営相談やフォローアップ等の独自事業や会員相互の関係構築等により、存続しやすい経営体の増加につながり、市内の商工業の活性化を示す指標となる。 ・経済センサスによる商工業事業者数の約 7 割を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子市商工会や市内商店街への支援		
説明	・商工業者支援に係る方策を計画的に進めるための基本的方向性を定め、商工業の活性化を図り、振興施策の具体化を図る。 ・物価高、人件費上昇等社会変化に応じた事業者への相談窓口の設置を支援する。 ・商工会と連携し、イベントの実施や周知等の活動を支援する。		
【参考】予算事業名	商工業振興事業 逗子市商工会助成事業	担当課	経済観光課

取り組み②	地域産業の増収支援や地域資源開発に関する取り組み		
説明	・商工会と連携し、地場産品の認定や周知等の活動を支援する。		
【参考】予算事業名	逗子市商工会助成事業	担当課	経済観光課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み③	ふるさと納税に関する取り組み		
説明	・商工会と連携し、ふるさと納税返礼品を推進する活動を支援する。 ・ふるさと納税の電子ポイント返礼品や体験型返礼品を市内事業者と創出し、まちの魅力発信を行う。		
【参考】予算事業名	逗子市商工会助成事業、観光客誘致事業、逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

◆ 具体的施策 ③

小坪漁港を中心とした小坪海浜地域活性化の推進

《現況・課題》

漁業者は高齢化傾向にあり、また漁獲量の減少から収入も落ち込んでいる。

そのため、漁港を中心とした新たな活用・活性化への早急な取り組みが必要となっており、小坪漁港活用・活性化促進事業を進める中で新たな事業展開に取り組んでいる。

漁港施設についても新たな活用・活性化に合わせ、更新、整備を行っていく必要がある。

その上で、地域のにぎわいを取り戻すために漁港を含めた小坪海浜地域の活性化計画に着手する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022.3）
小坪漁業協同組合が観光等の組み合わせによる漁業体験等を事業として実施し、年間 280 人以上参加している。	60 人
補 足 説 明	
・小坪漁業協同組合による継続的な事業実施により、漁港のにぎわいを創出し、活性化に資するもの。 ・1 回催行 14 人として、出漁繁忙期を除く 10 か月で月 2 回以上の実施を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	小坪漁港活用・活性化（海業*）の推進		
説明	・漁港の新たな活用及び活性化のために関係者の意見を踏まえた活性化と老朽化対策を加味した漁港整備を実施する。 ・漁業と観光等の組み合わせによる新たな事業の展開を支援する。 ・漁港付近に市民と生産者の交流をできる場を設け、地域住民の利便性の向上と新しいにぎわいの創出を図る。 ・サザエ・アワビの稚貝放流や磯焼け対策など漁場整備を支援する。 ・地元漁獲物、加工品等の PR を行う。		
【参考】予算事業名	小坪漁港活用・活性化促進事業 水産業振興事業	担当課	経済観光課

取り組み②	小坪海浜地域の活性化の推進		
説明	・小坪漁港の活用・活性化の取り組みと施設整備の状況を踏まえて、逗子マリーナ及び小坪マリーナを含む小坪漁港周辺一帯と連携を図り、小坪海浜地域の活性化に取り組む。		
【参考】予算事業名	小坪漁港活用・活性化促進事業 漁港施設維持管理事業	担当課	経済観光課

◆ 具体的施策 ④

創業への支援

《現況・課題》

創業支援講座において、多種多様な創業の意志がある人が積極的に参加している。

一方、物価高、人件費上昇等の社会変化に応じた事業運営や事業展開が求められている。それらを踏まえ、個性豊かな産業が生まれやすい土壌をつくる必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
創業支援事業計画に基づき、創業に至った者が中期実施計画期間中累計で 50 件になっている。	22 件 (2017. 4～2022. 3)
補 足 説 明	
創業に適し、個性豊かな産業が生まれやすい状況を整えるため、国の認定を受けた産業競争力強化法による創業支援等事業計画に基づき、商工会や地域金融機関等と連携して創業事業者の包括的な支援を実施している。そのため、本計画における創業者の年間目標人数（7 人）を基にした数値を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	創業支援事業等の推進		
説明	・金融機関や商工会と連携している創業支援ネットワーク*を活用し、第二創業を含めた創業の準備から、融資、PRの場の提供等、創業から安定的な事業運営に至るまでの助言や支援を行う。 ・女性や若者も活躍できるような新たな産業などの創出に向けた支援策の調査・研究を行う。 ・事業承継を希望する中小企業者に対し、支援を行う。		
【参考】予算事業名	担 当 課	経済観光課	
	逗子市商工会助成事業		

◆ 具体的施策 ⑤

多様な働き手、柔軟な働き方の支援

《現況・課題》

ICT*の進化やグローバル化の進展などにより、女性や高齢者、外国人など働き手が多様化している一方、在宅勤務、短時間勤務、育児休業・介護休業の取得など働き方も多様化している。こうした変化を受けて、働く場では多様な人材を生かし、個人の持つ能力を発揮できる環境づくりが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
女性の個人市民税所得割課税額が 14%増加している。	1, 122, 484 千円
補 足 説 明	
・柔軟な働き方の支援の一つとして、女性が育児をしながら仕事も両立できる環境づくりが挙げられる。その成果指標として、女性の個人市民税所得割課税額の増加を用いる。 ・個人市民税所得割課税額の年 2 %の増加をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	テレワーク等の推進に関する取り組み		
説明	・テレワーク等の推進を図る。		
【参考】予算事業名	—	担当課	企画課
取り組み②	女性の就労支援		
説明	・自分らしく働き、暮らしやすいまちをめざすため、ライフスタイルに合った働き方のできる環境の創出・スキルの向上等を図る。		
【参考】予算事業名	関係法人等創出事業	担当課	企画課
取り組み③	就労等に関する情報の提供		
説明	・公共職業安定所や神奈川県からの就労等に関する情報を提供する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	経済観光課

◆ 具体的施策 ⑥

観光振興の推進

《現況・課題》

逗子を訪れた人に、逗子の良さをアピールしてもらえよう、十分な情報提供を行う必要がある。

市内に宿泊施設が少ないため、日帰り客が主となっている。近隣市町へ宿泊した観光客にも足を伸ばしてもらい、「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」気持ちになるような、魅力ある観光地づくりを行っていく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2021）
入込観光客数が 105 万人/年になっている。	589,042 人
補 足 説 明	
・観光事業を推進することで、より多くの人に訪れてもらい、逗子に魅力を感じてもらえているかを測る指標として、全国で同じ基準により算定した入込観光客数を用いる。 ・過去 5 年の最大数値の 105%を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子市観光協会への助成		
説明	・逗子市観光協会と連携し、逗子の身近な自然や歴史・文化の魅力を発見するイベントを市民や市民団体と企画・実施する ・逗子市観光協会と連携し、逗子市の認知度と、まちの魅力を高め集客力の向上と地域の活性化を図る ・逗子市観光協会への支援を行う。		
【参考】予算事業名	観光客誘致事業 逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

取り組み②	逗子の魅力向上事業の推進		
説明	・逗子の身近な自然や歴史・文化の魅力を発見するイベントを市民や市民団体と企画・実施する。 ・逗子の特徴を生かし、市民と来訪者が「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」気持ちになるように、異なる季節や場所にて楽しめる観光をホームページ、案内板及びイベント等を通じて紹介する。		
【参考】予算事業名	観光客誘致事業 逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

取り組み③	観光情報発信の充実		
説明	・多種多様な媒体を活用として、逗子市の認知度と、まちの魅力を高め、集客力の向上と地域の活性化を図る。 ・逗子の特徴を生かし、市民と来訪者が「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」気持ちになるように、異なる季節や場所にて楽しめる観光をホームページ、案内板及びイベント等を通じて紹介する。 ・県及び近隣各市町と連携し、観光客の誘致を行う。		
【参考】予算事業名	観光客誘致事業 逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

取り組み④	【再掲】ふるさと納税に関する取り組み		
説明	・商工会と連携し、ふるさと納税返礼品を推進する活動を支援する。 ・ふるさと納税の電子ポイント返礼品や体験型返礼品を市内事業者と創出し、まちの魅力発信を行う。		
【参考】予算事業名	逗子市商工会助成事業、観光客誘致事業、逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

取り組み⑤	逗子市広報大使による発信		
説明	・逗子にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている方による、逗子の魅力や情報の発信を行う。		
【参考】予算事業名	広聴広報事務費	担当課	企画課

第5節

新しい地域の姿を示す 市民主権のまち

5本の柱	取り組みの方向	具体的施策
第5節 示新 すし しい 市民 地域 主権 の姿 を ち	1 市民自治のまち	①住民による自治活動の推進 ②市民活動の推進 ③行政活動に対する市民参加の推進
	2 誰もが尊重され、自由で平等なまち	①人権啓発活動の推進 ②男女平等参画の推進
	3 世界とつながり、平和に貢献するまち	①国際交流・国際理解の推進 ②非核平和の推進

めざすべきまちの姿

市民は、市政の主権者であり、まちづくりに参加する権利を有します。

わたしたちは、主権者である市民として、互いに尊重し合いながら、その人のもつ個性や能力を十分に発揮できる地域社会をつくっていきます。また、グローバル化した社会の中で、地域や国を越えて、世界に貢献していきます。

わたしたちは、地域社会、さらには世界の一員として主体的に行動する市民主権のまちをつくれます。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
新しい地域の姿を示す市民主権のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 市民自治のまち
- 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち
- 3 世界とつながり、平和に貢献するまち

基本構想 第5節 取り組みの方向 1

市民自治のまち

戦略 1-3

●誰もが働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。

戦略 4-1

●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。

戦略 4-2

●市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。



逗子のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。自分のことだけでなく、他人や地域、自然のことを自分のことのように考え、行動することができる市民の姿が望まれます。

また、逗子に住み、働き、学び、交わるあらゆる主体が、地域の一員として、考え、行動し、それぞれの関係の中で互いの理解を深め、担い合い支え合うことにより、心豊かな市民自治のまちを実現します。

◆ 具体的施策 ①

住民による自治活動の推進

《現況・課題》

住民ニーズの多様化、複雑化とともに、地域の課題もそれぞれ異なっている状況にある。その一方で、地縁による市民の団体が弱体化している。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
住民自治協議会*が組織され、その活動が防災防犯、環境や福祉など複数の領域で実施されている。	5 小学校区のうち 4 小学校区で組織されている。
補 足 説 明	
住民自治の活動が活発に行われている状況を示すものとして、個々の自治会・町内会のエリアを越えて住民自治協議会が組織されていること、さらに、複数分野でその活動が行われていることが、自治会・町内会やテーマ型の市民団体では困難な活動であることから指標として設定する。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	住民自治協議会の支援		
説明	・ 市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供その他必要な支援を行う。 ・ 未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援する。		
【参考】予算事業名	地域自治システム推進事業	担当課	市民協働課

取り組み②	ふれあい活動*の推進		
説明	・ 互いの顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において行われる「ふれあい活動」を推進する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	市民協働課

◆ 具体的施策 ②

市民活動の推進

《現況・課題》

市民協働によるまちづくりを進めるためには、市民が市民活動やボランティア活動を行えるよう、環境を整える必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
市内で活動している市民団体が 500 団体になっている。	407 団体
補 足 説 明	
市民交流センターに登録されている団体数を用いる。同センターでは、毎年 3 月に各登録団体に照会し、登録内容の変更や活動継続の有無を確認しており、実際に活動が行われている団体数を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	市民協働推進事業の推進		
説明	・市民協働を推進するための制度の運用や市民活動を円滑に行うための支援を行う。		
【参考】予算事業名	市民協働推進事業	担当課	市民協働課

取り組み②	市民活動の場の確保		
説明	・市民交流センターの運営や市民活動のコーディネートを行う。		
【参考】予算事業名	市民交流センター維持管理事業	担当課	市民協働課

取り組み③	逗子市市民活動・生涯学習*情報サイトの充実		
説明	・ポータルサイト*の運営を行う。		
【参考】予算事業名	市民交流センター維持管理事業	担当課	市民協働課

◆ 具体的施策 ③

行政活動に対する市民参加*の推進

《現況・課題》

市民の価値観の多様化が進む中であって、行政活動が市民のニーズや指向に合致したものとなるには、市民の意見を的確にとらえ、反映する必要がある。市民参加条例の制定により様々な参加手法が確立した一方で、意見の提出や公募市民委員への応募などの市民参加は減少している。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
パブリックコメントにおいて、1 案件当たりの意見提出数の平均が 20 件を超えている。	23 件（2021 年度） 8.8 件（2018 年度～ 2020 年度平均）
補 足 説 明	
・市民参加には公募委員としての会議への出席や意見提出など様々な手法があるが、市民参加の状況を示す指標として、市民参加条例に基づきパブリックコメントを実施した際の 1 案件当たりの意見提出数を用いる。 ・過去 3 年の平均値の約 2 倍を活発に市民参加が行われている状況を示す指標とする。	

◆ 主な取り組み

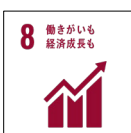
取り組み①	市民参加制度の運用		
説明	・より効果的な市民参加が図られるよう、市民参加の手法や時期を的確に選択して市民参加制度を運用するとともに、制度の見直しを行う。		
【参考】予算事業名	市民参加制度審査会経費	担当課	市民協働課

基本構想 第5節 取り組みの方向2

誰もが尊重され、自由で平等なまち

戦略 1-3 ●誰もが働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。

戦略 4-1 ●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。



その人の持つ個性、人格そのものや能力が尊重され、それらが十分に発揮できるまちづくりを推進し、誰もが、性別、国籍、障がい等によって差別されることなく人権が尊重され、自由で平等な参画が保障されているまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

人権啓発活動の推進

《現況・課題》

個人の属性や境遇の違いは、多様な個性をつくり、一人ひとりをかけがえのないものとするが、一方、このことが差別や偏見につながっている状況がある。一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざすため、人権についての正しい理解を深め、人権意識の高揚を図る人権の啓発が必要となっている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
「逗子市は、人権が尊重されているまちだ。」と感じる市民の割合が70%を超えている。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	人権意識向上のための啓発活動		
説明	・人権意識の向上を目的とした講座や講演会を実施する。		
【参考】予算事業名	人権推進事業	担当課	市民協働課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み②	人権に関する相談等への対応		
説明	・人権に関する相談や苦情について、関係機関へつなぐ等適切な対応を図る。		
【参考】予算事業名	人権推進事業	担当課	市民協働課

取り組み③	人権指針の検討		
説明	・人権が尊重されるまちづくりに向けて、人権指針の策定について検討する。		
【参考】予算事業名	人権推進事業	担当課	市民協働課

◆ 具体的施策 ②
男女平等参画の推進
《現況・課題》 すべての人が、性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様性を認め合い、個性及び能力を発揮し、あらゆる分野に平等に参画できる男女平等参画と多様性を尊重する社会の推進が必要となっている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
「男女の地位が平等」と感じる人の割合が 50%を超えている。	15.8%
補 足 説 明	
「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	ずし男女平等参画プラン 2030 の推進		
説明	・男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進するための意識を高める啓発活動や、市の審議会や各種委員会における男女数の比率の偏りをなくすことなどから、政策や方針決定の場における男女平等参画の推進を図る。		
【参考】予算事業名	男女平等参画プラン推進事業	担当課	市民協働課

取り組み②	相談体制の充実		
説明	・ドメスティック・バイオレンス（DV）*等の暴力の未然防止・根絶のため、啓発活動を行うほか、関係機関と連携をし、相談体制の充実を図る。		
【参考】予算事業名	男女平等参画プラン推進事業	担当課	市民協働課

基本構想 第5節 取り組みの方向3

世界とつながり、平和に貢献するまち

戦略 4-1

●市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。



ICT*の進化や移動時間の短縮化など、科学技術のめざましい発展を背景に、世界との距離は加速度的に近くなっています。

市民の誰もが国際性を身につけ、池子米軍家族と培ってきた日米親善交流を礎に、さらに多くの世界の人々や都市との交流、協力を進め、逗子から世界に向けて、世界の恒久平和や調和ある発展についてメッセージを発し、貢献するまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

国際交流・国際理解の推進

《現況・課題》

国際化がより一層進む中であって、市民が国際理解を深めることが求められている。身近な国際交流活動として、外国籍市民や池子米軍家族住宅*居住者との交流を進めるためには、市民の国際性を高めるような啓発活動や交流の場づくりを積極的に行う必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022.3）
フェアトレード*の認知度が 50%を超えている。	39.4%
補 足 説 明	
「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	国際交流推進事業の推進		
説明	- 市民の国際感覚の醸成と国際理解の増進、地域の国際化の推進を図るため、講座等を開催する。 - 外国籍市民との交流の機会を設ける。		
【参考】予算事業名	国際交流推進事業	担当課	市民協働課

第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち
3 世界とつながり、平和に貢献するまち

取り組み②	フェアトレードタウンの取り組みの支援		
説明	・フェアトレードタウンとして、国際理解を進めるための講座やイベントなどを市民団体と協力して開催する。		
【参考】予算事業名	国際交流推進事業	担当課	市民協働課

◆ 具体的施策 ②

非核平和の推進

《現況・課題》

戦争を知らない世代が圧倒的に多くなった現在、平和とは何かということを学び、それをこれからの世代につないでいくことで、平和意識を喚起し、核兵器のない平和な地域社会の実現を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
平和イベントへの参加者数が 3,000 人を超えている。	約 710 人
補 足 説 明	
市民団体と共催で実施する複数の平和イベントへの参加者数（延べ）を指標とする。現状値はコロナ禍においてイベント開催が減少しているものの、過去 10 年の実績を基に設定するもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	非核平和推進事業の推進		
説明	・ 市民が非核平和について考える機会を提供するため、「ずし平和デー*」を市民団体との共催により開催する。		
【参考】 予算事業名	非核平和推進事業	担当課	市民協働課

第4章

池子の森全面返還を めざして

池子の森全面返還をめざして

池子住宅地区への米軍家族の入居に係る諸課題への対応を図りながら、市民と米軍家族との良好な関係づくりを進めます。また、国、米軍との交渉を進め、共同使用地（池子の森自然公園）の部分返還、さらに、最終的には「池子住宅地区及び海軍補助施設*」の全面返還をめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
共同使用地（池子の森自然公園）が返還されている。	未返還
補 足 説 明	
・ 2014 年より米軍との共同使用が開始された。 ・ 返還について国に要望を続けている。 【参考】 2002 年に逗葉地域医療センター・逗子市保健センターへの進入路について、安定した通行を確保するため返還申請を行い、2022 年 12 月に日米両政府により返還が合意された。	

取り組み

- 国、米軍に対し、返還に向けた調整・協議を推進し、積極的に交渉を行う。
- 市民・市議会・行政が一体となった逗子市池子接收地返還促進市民協議会を運営し、池子の森の全面返還に向けた市民世論の喚起を促す。
- 住宅地区を除いた後背地の早期返還をめざし、当該地への三浦半島国営公園の誘致の実現を図る。

第5章

計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって

1 協働のまちづくり

逗子市では、池子米軍家族住宅*建設問題をはじめとして、様々な市民参加*が行われてきた歴史があり、自分たちのまちは自分たちで守り、つくるという強い思いを持っています。また、「逗子市まちづくり基本計画」においても、自ら課題を解決すべく地域の活動に関わっていくという「自律した市民」の必要性が示されています。

市民のニーズが多様化し、地域の課題も複雑化する中であって、行政の力だけで、新たなニーズに対応したり、課題を解決したりすることは難しくなっています。基本構想で示している将来像の実現に当たっては、一人ひとりの市民や地域団体、企業など様々な主体が、それぞれの力を持ち寄り、役割を分担して、連携、協働してまちづくりに取り組むことが求められています。

地域の課題については、住民自治協議会*と課題認識を共有し、協力して取り組むことが求められます。住民自治協議会は、地域のビジョンを持ち、地域住民の意見をまとめるとともに、住民自らが地域の課題を解決する組織として設立されています。自治会・町内会や他の地域団体とともに、地域で力を合わせ、地域なりの方法で課題に対応していくことが期待されています。

また、これまで培ってきた協働の精神をさらに発展させ、市内の団体・組織だけでなく、大学等教育機関や企業など、本市にはない情報、知恵、ノウハウ等をもった市外の団体・組織との連携、協働をこれまで以上に進め、課題の解決を図っていきます。

2 効果的・効率的な自治体経営の推進

前期実施計画期間において、さらに少子高齢化が進展した中、デジタル技術の進歩、気候変動を引き起こす地球温暖化の深刻化や地域を越えた環境問題の顕在化、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大等、わたしたちを取り巻く社会や経済の状況は目まぐるしく変化してきました。同時に、人口減少に鑑みると、財政状況は決して楽観できるものではありません。市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、限られた財源を選択と集中の観点から適切に配分し、将来を見据えて、効率的でかつ質の高い行政を展開していかなければなりません。

そのために、最少の経費で最大のサービスが提供できるよう、指定管理者制度*やPFI*などによる民間活力の導入、事務事業の民間委託化、公共施設の統廃合、職員人件費の適正化などに取り組んでいく必要があります。また、事業選択の際には、費用対効果の検証はもちろん、その目的や成果を改めて検証し、改善につなげることで市民の期待に応えていくことが重要となります。さらに、複数の自治体において広域で行ったほうが合理的、効率的な取り組みについては、県や関係市町村と連携、協力のもと、その可能性を調査・研究していきます。引き続き

これらの行財政改革に取り組み、行財政の基盤をさらに強化して足腰の強い自治体づくりを進めていきます。

また、国や県からの財源移譲や補助等の拡充を求めることも必要ですが、一方で財政構造の転換を図っていかなければなりません。個人市民税をはじめとして自主財源を増やす取り組みを進めていくとともに、財政構造の安定性を高めていく趣旨からも企業誘致・起業促進に取り組んでいきます。加えて、ふるさと納税や企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）、広告事業などを活用して、税外収入の確保を図っていきます。

3 SDGs*の推進

国連が定めたSDGsは、2030年までに達成すべき世界共通の目標ですが、その多くが本市のめざすべき方向と重なります。市民が安心して暮らせるまちとして、本市がこれからも未来にわたって持続していくための観点を意識し、まちづくりを進めていかなければなりません。あらゆる施策の推進にあたり、SDGsを念頭に、市民、行政が一体となって取り組んでいきます。

4 デジタル技術の積極的な活用

AI*、IoT*、ロボット、ビッグデータ*などのデジタル技術の革新は、業務の効率化や生産性の向上、加えて個々に対して、よりきめの細かいサービスの提供を可能にします。デジタル化を前提とした新たな働き方や暮らしが急速に普及するなど、市民生活はもとより、企業・行政のあり方に至るまで、私たちの社会全体が大きな転換期を迎えています。

国においては「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、めざすべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。また、総務省では「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、関係省庁による支援策等を併せてとりまとめ「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しています。さらに、デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させるとし、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決を進めていくこととされています。

様々な効果が期待できるデジタル化ですが、そのこと自体は目的ではなく、行政課題の解決方法の一つとして適切に選択し進めていくべきことに強く留意しなければなりません。

本市では、2024年（令和6年）4月に「逗子市DX推進ビジョン」を策定しました。この「逗子市DX推進ビジョン」は、総合計画基本構想の第5章「計画の実現に向けて」に定める「デジタル技術の活用」を受けて定めているものです。

「逗子市 DX 推進ビジョン」は、総合計画の目標を達成する手段としてのデジタル化及びDX推進の方針を示し、市民サービスと職員業務の2つの側面からDXを推進することとしています。

「逗子市 DX 推進ビジョン」を実現するために、全体的な連携を図りつつ具体的な取り組みを進めていきます。市民サービスの充実や利便性の向上を図るための具体的な取り組みとして、自治体フロントヤード*改革を推進していくとともに、行政手続きのオンライン化を進めていきます。また、誰もが安心して行政サービスを受けられるようデジタルデバイド*対策も推進していきます。職員の業務効率化の視点では、自治体情報システムの標準化・共通化への対応や情報セキュリティ*対策を徹底し、DX推進基盤の整備を進め、デジタル技術を活用した業務効率化に取り組んでいきます。

これらの取り組みを着実に推進し、デジタルの力を活用した社会課題解決を進めていくために、DXに係る施策を総合的かつ計画的に推進するDX推進本部を中心に、各所管が主体的にデジタル化に取り組む状況を作っていきます。そのためにも全庁的にデジタル人材の育成に取り組んでいくとともに、DX推進体制の強化も図っていきます。行政DXを効果的に推進することによって、市民サービスの向上と職員の業務効率化を実現し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をめざしていきます。

5 情報発信・情報提供の推進

市民と行政との間に民主的な開かれた関係をつくり、協働のまちづくりを進めていくためには、行政の透明性を確保し、行政の情報が市民に広く共有されている必要があります。情報公開制度の適正な運用は当然のことながら、行政からの積極的な情報発信、情報提供が求められています。さらに、行政に対する理解を深め、内容に共感した市民の行動の動機付けになるよう、これまでホームページ、広報誌を中心としていた情報発信については、デジタル技術の進歩と利用者ニーズの多様化を踏まえ、効果的に実施していきます。

また、本市の魅力を高め、内外に対して積極的に発信するシティプロモーション*に取り組むことで、子育て世代を中心とする生産年齢人口層の転入促進につなげていきます。

その一方で、個人情報は厳正に保護されなければなりません。事務処理のデジタル化が進展し利便性が向上する半面、個人の権利利益の保護はますます重要になります。個人情報の厳格な管理・運用を行うため、個人情報保護法の適正な運用に努めます。

こうした取り組みのもと、あらゆる主体が、自らの活動を発信し、コミュニケーションを豊かにすることにより、いきいきと暮らせるまちをめざします。

6 個別計画等との相互連携

市の計画体系は、総合計画を最上位とし、各分野において基本構想の考えに沿った行政計画を必要に応じて策定します。各施策の推進にあたっては、所掌を越えて生じる影響と期待できる波及効果を意識し、計画や施策、組織を横断する視点をもって枠組みを越えて総合計画の推進を図ります。

第2節 進行管理

基本構想の5本の柱ごとに設定した数値目標と、各取り組みの方向における具体的施策ごとに設定した重要業績評価指標（KPI）*に基づいて、毎年度、実施計画の達成状況を検証していきます。この達成状況をベースに、施策横断的、定性的要素などを勘案して評価を実施し、計画の推進を図っていきます。

実施計画はまち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化していることから、総合計画の進行管理は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証を同時に行っていく方法で実施します。

そのために、総合計画審議会は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理に係る意見聴取を行う懇話会と一体化させて、評価の合理性・整合性の向上を図ります。

第4編 資料

1 逗子市総合計画/逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過

1 これまでの策定状況

1970 年（昭和 45 年） 6 月

総合計画基本構想の議決（1970 年（昭和 45 年）～1980 年（昭和 55 年））

総合計画基本計画（1969 年度（昭和 44 年度）～1975 年度（昭和 50 年度））

1976 年（昭和 51 年） 2 月

総合計画基本構想の議決（1976 年（昭和 51 年）～1985 年（昭和 60 年））

総合計画基本計画（1976 年度（昭和 51 年度）～1980 年度（昭和 55 年度））

総合計画基本計画（1981 年度（昭和 56 年度）～1985 年度（昭和 60 年度））

1990 年（平成 2 年） 1 月

総合計画基本構想の議決（1990 年（平成 2 年）～2001 年（平成 13 年））

総合計画基本計画（1989 年度（平成元年度）～1992 年度（平成 4 年度））

総合計画基本計画（1993 年度（平成 5 年度）～1997 年度（平成 9 年度））

1997 年（平成 9 年） 2 月

総合計画基本構想の議決（1997 年（平成 9 年）～2015 年（平成 27 年））

総合計画基本計画（1997 年度（平成 9 年度）～2001 年度（平成 13 年度））

総合計画基本計画（2002 年度（平成 14 年度）～2006 年度（平成 18 年度））

総合計画基本計画（2007 年度（平成 19 年度）～2014 年度（平成 26 年度））

2015 年（平成 27 年） 1 月

総合計画基本構想の議決（2015 年度（平成 27 年度）～2038 年度（令和 20 年度））

総合計画前期実施計画（2015 年度（平成 27 年度）～2022 年度（令和 4 年度））

2016 年（平成 28 年） 3 月

逗子市人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 年度（平成 27 年度）～2019 年度（令和元年度））

2020 年（令和 2 年） 3 月

逗子市人口ビジョン改訂

第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020 年度（令和 2 年度）～2024 年度（令和 5 年度））

2023 年（令和 5 年） 3 月

基本構想の一部改定の議決

総合計画中期実施計画（2023 年度（令和 5 年度）～2029 年度（令和 11 年度））

2 今回の策定経過

2021 年度（令和 3 年度）

- 10 月 06 日 「人口推計」及び「市民意識調査」実施（～02 月 28 日）
- 11 月 08 日 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について【諮問】
- 11 月 08 日 令和 3 年度第 2 回総合計画審議会
- 12 月 22 日 令和 3 年度第 3 回総合計画審議会
- 01 月 28 日 令和 3 年度第 4 回総合計画審議会
- 02 月 15 日 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について【答申】
- 02 月 21 日 政策会議
- 02 月 26 日・03 月 05 日・03 月 12 日 分野別意見交換会（全 5 回）

2022 年度（令和 4 年度）

- 07 月 21 日 政策会議
- 07 月 26 日 逗子市総合計画について【諮問】
- 07 月 26 日 令和 4 年度第 1 回総合計画審議会
- 08 月 30 日 令和 4 年度第 2 回総合計画審議会
- 10 月 06 日 令和 4 年度第 3 回総合計画審議会
- 10 月 13 日 令和 4 年度第 4 回総合計画審議会
- 10 月 27 日 令和 4 年度第 5 回総合計画審議会
- 11 月 15 日 逗子市総合計画策定条例及び逗子市まちづくり条例の一部改正の議決
- 11 月 28 日 令和 4 年度第 6 回総合計画審議会
- 12 月 06 日 まちづくり審議会
- 12 月 14 日 都市計画審議会
- 12 月 22 日 令和 4 年度第 7 回総合計画審議会
- 12 月 26 日 逗子市総合計画についてのうち基本構想改定案について【答申】
- 12 月 27 日 政策会議
- 01 月 06 日 逗子市総合計画基本構想の一部改定に関するパブリックコメント
（～02 月 06 日）
- 02 月 01 日 逗子市総合計画についてのうち中期実施計画案について【答申】
- 02 月 06 日 政策会議
- 02 月 19 日 全員協議会
- 02 月 24 日 逗子市総合計画中期実施計画(案)に関するパブリックコメント（～03 月 27 日）
- 03 月 16 日 逗子市総合計画基本構想の一部改定の議決
- 03 月 31 日 逗子市総合計画中期実施計画一部改定の決定

2024 年度（令和 6 年度）

- | | |
|-----------|---|
| 06 月 28 日 | 第 3 期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び逗子市総合計画
中期実施計画一部改定について【諮問】 |
| 06 月 28 日 | 令和 6 年度第 1 回総合計画審議会 |
| 10 月 21 日 | 令和 6 年度第 4 回総合計画審議会 |
| 11 月 27 日 | 令和 6 年度第 5 回総合計画審議会 |
| 01 月 30 日 | 第 3 期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び逗子市総合計画
中期実施計画一部改定について【答申】 |
| 02 月 06 日 | 政策会議 |
| 02 月 19 日 | 全員協議会 |
| 02 月 26 日 | 人口ビジョンの改訂、第 3 期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び
逗子市総合計画中期実施計画の一部改定に関するパブリックコメント
(～03 月 27 日) |
| 03 月 31 日 | 人口ビジョンの改訂、第 3 期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び
逗子市総合計画中期実施計画一部改定の決定 |

2 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針

1 本方針のねらい

総合計画は、長期的な展望に立って本市のめざすべき将来像を描き、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものです。現在、本市では理想とする都市像である「青い海と みどり豊かな 平和都市」のもと、2038 年度（令和 20 年度）を目標年次とする基本構想として、「将来像」である「自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち」を掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めています。

基本構想は、計画期間が 24 年間と長期にわたる計画であるため、必要に応じて 8 年ごとに見直すこととしていて、2022 年度（令和 4 年度）が 8 年目に当たります。また、基本構想を具現化するための事業計画である前期実施計画が 2022 年度（令和 4 年度）で終了します。この機に基本構想の改定と 2023 年度（令和 5 年度）からの中期実施計画の策定を併せて行うこととし、そのための方針を示すものです。

2 基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっての背景認識

現総合計画の策定に当たっては、総合計画の二層化（基本構想と実施計画の二層構造）、都市計画マスタープランを包含するまちづくり基本計画との一体化、総合計画を最上位とした基幹計画、個別計画の三層の行政計画の体系化及び一体的な進行管理、市民との協働による計画の策定・進行管理など、挑戦的な内容を盛り込み、推進してきました。しかしながら、体系化による行政計画全体を連動させた統一的運用を図ったために、個々の計画の策定・改定、進行管理などの柔軟性の低下や、複雑さから市民から見て分かりにくいなど運用上の課題が生じています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大やデジタル化の進展など大きな社会経済的な変化の中にあって、理想とする都市像や将来像という大きな方向性に向かって行政運営を行う上では、柔軟なかじ取りができる計画づくりが求められています。

そこで、基本構想の改定及び中期実施計画の策定に当たっては、現計画の課題の解決を図りながら、次のような背景認識のもと検討を進めていきます。

（1）少子高齢化・人口減少の進展

本市においては、2009 年（平成 21 年）をピークに人口減少が進んでいます。高齢化率はこの数年増加傾向が鈍っているものの、依然として全国平均、県平均よりも高い状況となっています。前期実施計画においては、様々な分野においてこれまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り人口の維持に努めてきました。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などでテレワークが普及し、住む場所の

自由度が増したことなどにより市内への転入傾向が強まった結果、前期実施計画策定時の想定よりも人口減少は抑制されている状況となっています。しかしながら、日本全体で少子高齢化・人口減少が深刻さを増す中、今後、本市においてもその傾向は進むものとみられ、あらゆる分野に影響を及ぼすものと考えられます。

（２） 厳しさが続く財政状況

少子高齢化等の進行に伴う市の歳入の根幹である市税収入の減少、高齢化の進展や子育てや障がい者福祉などに係る社会保障費の増大、自然災害への対応の増加等により、市の財政は厳しい状況が続いています。今後も市税収入の減少や社会保障費の増大、公共施設の老朽化対策等により、極めて厳しい状況が続くことが想定されることから、新たな事業に取り組むことはもとより、現行のサービス水準を維持することも困難な状況になることが考えられます。「歳入に見合った歳出」という考え方のもと、歳出規模を縮小するなど健全な財政運営を継続していく必要があります。

（３） インフラ等の老朽化、更新時期の到来

1960年代から急速に進んだ市内の住宅開発に伴って整備されたインフラや建築物は、建設から50年以上経って公設、民設を問わず老朽化し、更新の時期を迎えています。特に、比較的下水道の普及が早かった本市においては、老朽管対策や処理場施設の更新等が大きな課題となっています。また、ＪＲ逗子駅前をはじめとした市街地中心部のビル等の建て替えは、逗子のまち全体のあり方にも大きな影響を与えます。

自然環境の豊かな住宅都市という本市の基本的な性格、枠組みは変わりようのないものですが、めざすべきまちづくりの実現に向けた方針を共有した上で、建築物の更新を機に交通環境の改善や諸課題の解決を図りながら、公民が連携して市民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

（４） 環境問題や大規模災害リスクへの対策

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。制定された17のゴールの一つとして世界的な気候変動に対する対策が求められ、その原因として地球温暖化が挙げられており、国は地球温暖化防止に向けて2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しています。

本市においても国の取り組みと歩調を合わせ、温室効果ガスの削減を進めるとともに、豪雨等により激甚化する自然災害への対策が求められています。また、南海トラフ地震や首都圏直下地震等いわゆる巨大地震が今後30年間に高い確率で発生し甚大な被害が想定されている中、災害の事前の備えとして、被害を最小にして迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土強靱化への取り組みも求められています。

3 基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっての変更点と個別方針等

3-1 主な変更点

2で挙げた背景認識のもと、市民により分かりやすく、合理的、効果的な計画とするため、基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっては、次のような変更を行うこととします。

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、2014年（平成26年）に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、国・県の総合戦略を勘案して、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画です。

一般的に総合計画は当該自治体の総合的な振興・発展等を目的としていること、総合戦略に求められている数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することが義務付けられていないことなどから、総合戦略は総合計画とは別のものとして策定されます。ただし、人口減少克服と地方創生という目的をもち、総合戦略で求められる要件を備えている場合には、両者を一つのものとして策定することが可能とされています。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で重要な課題であることから、これまでも総合計画をベースに総合戦略を策定してきました。こうした計画の二重性の解消や、市民の理解度の向上、進行管理等事務手続きの合理化を図るため、中期実施計画の策定に当たっては総合戦略と一体化させることとします。

(2) 都市計画マスタープランの分離

現総合計画はまちづくり基本計画と一体化し、まちづくり基本計画は都市計画法18条の2に基づく都市計画マスタープランを包含するものと位置付けられています。総合計画の中では都市計画マスタープランの記載箇所を明示していないため、市がめざす都市計画の方向性等が分かりにくくなっています。この状態を解消するため、都市計画マスタープランについて整理し、改めて策定することにより、市のめざす方向性を別に明示することが必要です。それによって、市民に対する説明力を向上させ、市の都市計画への理解・協力を得られるよう進めることができます。

なお、都市計画マスタープランは、総合計画から分離をするものの、総合計画とまちづくり基本計画は一体化していることから、都市計画マスタープランに該当するとみられる記述について、総合計画から削除等の変更は行いません。

(3) 基幹計画・個別計画との相互連携の見直し

現基本構想において、基本構想の体系「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定することとし、市の行政計画は総合計画を最上位に、基幹計画、個別計画の三層に体系化しました。また、三層の計画に共通してリーディング事業を盛り込むことで、三層の計画を連動させ

て一体的に計画の推進を図ることとしました。この考え方に沿って既存の計画を計画体系に位置付けたり、新たな計画を策定したりすることで、位置付ける必要性の低い内容まで計画に位置付けなければならなくなったり、計画期間を総合計画に合わせたり、計画数が増えたりという状況になりました。また、進行管理を三層の計画で統一させることで、基幹計画・個別計画を推進する上での柔軟性の低下や事務作業の増加等の課題が生じました。

市の行政計画は基本構想に沿って策定されるべきですが、その考え方に合わせるためにひずみが生じることは、計画的に行政を進めていく上で合理的とはいえません。各計画の運用の柔軟性を上げる一方、合理化を図るため、市の基本構想の体系に対応させる形で原則計画を策定するという考え方を改め、各行政計画の必要性は、それぞれの分野ごとに個別に判断することとします。また、進行管理の方法についても各基幹計画・個別計画と連動させる形ではなく、それぞれの計画に合った適切な方法で行うものとします。

（４）総合計画策定条例の見直し

2011年（平成23年）5月の地方自治法の改正により「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行う」という規定がなくなりました。このことを受け、2014年（平成26年）に市として総合計画の策定を行うこと、策定等を行うときは議会の議決を経ることを総合計画策定条例により規定しました。これにより、2015年（平成27年）1月の現総合計画（基本構想、前期実施計画）の策定、2019年6月と2020年3月の前期実施計画の改定においては、市議会に計画案を提案し、議決を経て決定してきました。

一方で、総合戦略については議会と両輪となって推進するため、策定段階や効果検証段階で十分な審議が行われることが求められています。本市においては市議会全員協議会において案の段階で意見交換を行い、柔軟に意見を反映させてきました。中期実施計画を策定する際に総合戦略を一体化するに当たり、こうした取り組みを行うとともに、国の制度改正や状況変化に伴う簡易な計画修正を適時行うことができるよう、総合計画策定条例を見直し、議決の対象から実施計画を外す手続きを行うこととします。

3-2 基礎条件及び個別方針

基本構想の改定及び中期実施計画策定に当たっての基礎条件と個別方針を次のとおりとします。

（１）基礎条件

① 人口

現計画策定時の想定よりも人口減少は抑制されている状況となっていますが、前期実施計画における目標人口（57,800人）からの乖離は広がってきています。国立社会保障・

人口問題研究所の推計では、2040年には約1万人の人口減少と高齢化率の大幅な増加が見込まれています。人口減少の克服には、人口の自然増を図る（出生数を死亡数よりも増加させる）方法と社会増を図る（転入者数を転出者数よりも増加させる）方法の両方が必要となりますが、自然増については、一自治体の施策で誘導できることは限定的であること、また高齢化が進んでいる本市の場合、死亡数が出生数の2倍程度となっていることから、その実現は容易ではありません。そこで、計画の前提となる人口としては令和2年国勢調査結果に基づいた市の推計人口を用いることとし、実施計画と総合戦略を一体として推進した結果として期待する人口を将来展望人口と位置付けます。

② 土地利用

現総合計画の基本構想及び前期実施計画の土地利用の方針のとおりとします。

（2）基本構想の見直し

基本構想の「将来像」及び「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」の考え方については、基本的に継続させるものとし、必要に応じて文言の整理を行います。ただし、本市のまちづくりを推進するにあたり、継続させるよりも、新たに考え方を示す方が合理的な場合には、この限りとしません。

（3）中期実施計画の策定

① 計画期間

実施計画は、基本構想で示した「将来像」や「めざすべきまちの姿」、「取り組みの方向」を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものです。計画期間は、24年間の基本構想を8年ごとに3分割するものとしましたが、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）を計画期間とする総合戦略と一体化するに当たり、中期実施計画については7年間とし、2023年度（令和5年度）から2029年度（令和11年度）までを計画期間とします。

前期実施計画同様、計画期間中は毎年度の見直し（ローリング）は行わないものとします。また、2024年度（令和6年度）には一体化した第2期総合戦略の計画期間が終了することから、第3期総合戦略の策定のために中期実施計画を見直すこととします。

<中期実施計画の計画期間>

年度 計画等	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11
基本構想	基本構想 ～2038年（24年）								
【元】実施計画	前期実施計画	中期実施計画（8年）							
【元】総合戦略	第2期総合戦略				第3期総合戦略				
実施計画と総合戦略の一体化	前期実施計画	第2期総合戦略			中期実施計画（7年） 第3期総合戦略（5年）				

②構成等

前期実施計画は、「計画期間の目標」、「現況・課題、取り組み」、「リーディング事業」で構成されていましたが、総合戦略と一体化するに当たり、「数値目標」や「具体的施策と重要業績評価指標（KPI）」など総合戦略で求められる要件をもとに構成を整理することとします。

なお、リーディング事業は、総合戦略との一体化を行うため、設定しないこととします。

3-3 中期実施計画策定に当たって重視する視点

総合戦略と一体化させることから、中期実施計画の策定に当たり、以下の視点を重視します。

（１）目標が明確で、分かりやすい計画づくり

総合計画が何をめざし、何をどれだけ達成するかという目標を数値目標と KPI で設定することにより、成果が分かりやすく、評価が適切にできる計画づくりを行います。

（２）社会経済状況等の変化に対応できるシンプルで柔軟な計画

新たな社会経済状況等の変化に対しては適時、適切な見直しを図ることが大切です。見直しによる事務負担を軽減するためにも、シンプルで柔軟に運用できる計画をめざします。

（３）多様な主体との連携

これまで多くの市民の参加・参画により計画を推進してきましたが、地方創生を実現する上では市内に住んでいる住民だけではなく、地域で活動する団体、地域の事業者、また、繰り返し逗子に訪れ地域の課題解決に関わる「関係人口」、「関係法人」も、逗子のまちづくりの主体となり得ます。人口減少が進む中、これら地域社会を支える多様な主体との連携を念頭においた計画とします。

（４）国等の補助金等の活用

市の財政状況が厳しい中で、人口減少を克服し、地方創生を実現するためには、地方創生推進交付金をはじめとした国等の補助金等を活用することが有効です。社会経済状況の変化に対応して、国等の補助金を柔軟に活用できるよう幅広く運用できるつくりとします。

4 基本構想改定及び中期実施計画策定の検討体制

基本構想の改定、中期実施計画の策定に当たっては、より多くの市民等の意見を生かすことができるよう、参加・参画できる機会を確保するものとします。

また、基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方針」に関連する各計画に係る懇話会等を通じて、基本構想の見直しについて意見聴取を行うなど、全庁的な取り組みにより素案の調製等を行い、総合計画審議会への諮問・答申を経て、案の策定を行います。

基本構想の改定、中期実施計画策定の検討体制は次のとおりです。

（１）市民参加・参画の機会

市民参加条例に基づき、様々な方法を組み合わせて、多くの人の意見が聴取できるよう、参加の機会を設けます。

① 市民意識調査

無作為抽出した市民に対して、生活意識やまちづくりの進め方への考え等について意識調査を行います。

② 分野別意見交換会

基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」ごとに、市民の意見交換会を開催します。

③ パブリックコメント

基本構想改定案・中期実施計画案を広く公表し、意見・提案を求めます。

（２）総合計画審議会

市長からの諮問を受けて、基本構想改定案・中期実施計画案について調査及び審議を行い、市長に答申します。委員は、公募市民や市の審議会、懇話会等の委員、参加者等や知識経験を有する者などから構成され、市民参加の機会の一つともなっています。

総合計画審議会条例第4条において委員の任期は2年間と規定され、現委員の任期が令和4年3月末までとなっていますが、計画策定に係る審議の継続性を図るため、同条例第4条第2項に基づいて現委員を再任することとします。

（３）市議会

基本構想の改定については、総合計画策定条例の規定により、議会に提案し、議決を経て変更するものとします。

中期実施計画の策定については、3-1-(4)のとおり総合計画策定条例の改正手続きを行いますが、実施計画と一体化する総合戦略が「議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要」とされていることを踏まえ、市議会全員協議会等の機会を通じて十分に意見交換を行い、連携を密にしながら策定することとします。

(4) 庁内検討体制

① 関係課

基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方針」に関連する各計画の所管課に対して、現総合計画を推進する上での課題や改善点等をヒアリングした結果を参考とします。基本構想の改定に当たっては、関係課が所管する計画の懇話会等からの意見聴取を踏まえて見直し案を作成し、また、中期実施計画の素案調製に向けた企画・立案を行います。

② 職員提案等

庁内の意見募集等により、広く職員の提案や意見を募集します。

③ 政策会議

総合計画審議会の答申を受け市長、副市長をはじめ全ての部等の長を構成員とする政策会議をパブリックコメント実施前に開催し、案を決定します。市議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、計画を決定する際にも政策会議を開催します。

5 スケジュール

現時点における、基本構想改定及び中期実施計画策定のスケジュールは、次のとおりです。

令和3年度は改定及び策定方針を策定した上で、関係課による計画の企画・立案を始めます。

令和4年度は、基本構想の改定に当たって、関係課が所管する計画の懇話会等からの意見聴取を踏まえて見直し案を作成します。それらをもとに基本構想改定案・中期実施計画素案として取りまとめ、その案を総合計画審議会に諮問します。総合計画審議会の審議を経て答申を受けた後、中期実施計画案については市議会全員協議会において意見交換を行います。市議会の意見を踏まえて案の修正を行った後に、基本構想改定案・中期実施計画案のパブリックコメントを行い、広く市民から意見を求め、その結果を反映させた後、基本構想改定案については市議会に提案します。

こうした、基本構想改定及び中期実施計画策定の検討と並行して、総合計画策定条例の改正の手続きを令和4年度に行います。

概ね時期としては、次のとおりを想定していますが、今後の検討状況に応じて変更する可能性があります。

<令和3年度>

令和3年11月～令和4年	総合計画審議会による方針案の審議（諮問→答申）
2月	
令和4年3月～	関係課による企画・立案

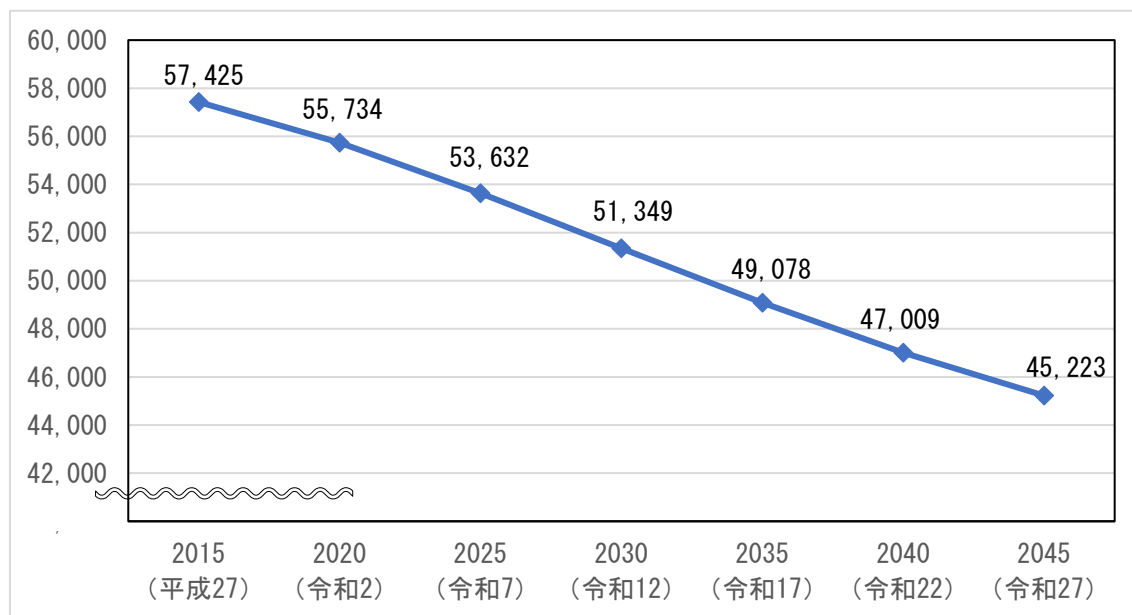
<令和4年度>

～令和4年4月	関係課による企画・立案
令和4年5月～7月	関係課による基本構想の見直し案に係る所管計画の懇話会等に対する意見聴取
令和4年5月～12月	総合計画審議会による基本構想改定案・中期実施計画素案の審議（諮問→答申）
令和5年1月	市議会全員協議会において中期実施計画案について報告、意見交換 パブリックコメント（基本構想改定案・中期実施計画案）
令和5年3月	市議会に基本構想案について提案（→議決） 基本構想の改定、中期実施計画の決定

年度	市	総合計画審議会	市民参加等
令和 3 (2021)	改定・策定方針案の諮問 ◆ 基礎調査（人口推計・まちづくりに関する市民意識調査） 改定・策定方針案の決定	改定・策定方針案の検討・審議 改定・策定方針案の答申	◆ まちづくりに関する市民意識調査（18 歳以上無作為抽出 2,000 人） ◆ 分野別意見交換会
令和 4 (2022)	基本構想改定案・中期実施計画素案の作成 改定案・素案の諮問 ◆ 中期実施計画案の市議会全員協議会報告 基本構想改定案・中期実施計画案の決定 ◆ 基本構想改定案の市議会提案 議決 基本構想の改定・中期実施計画の決定	基本構想改定案・中期実施計画素案の検討・審議 改定案・素案の答申	◆ パブリックコメント

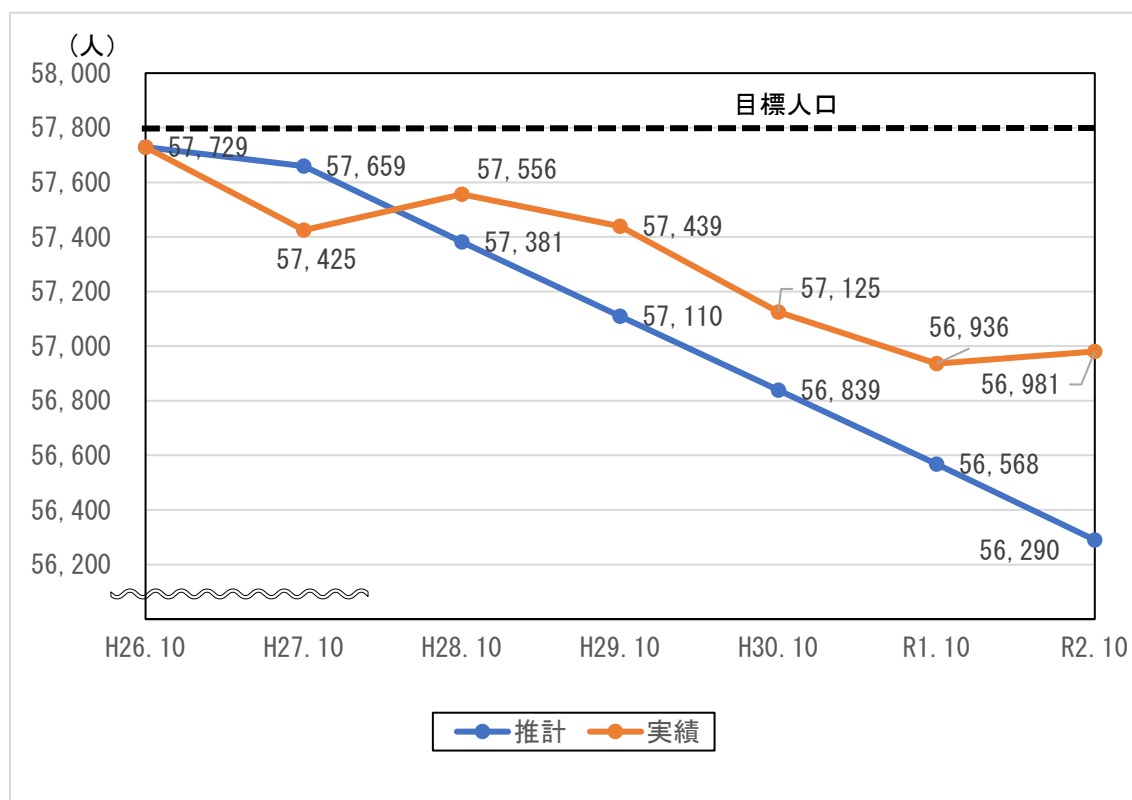
<参考>

■推計人口



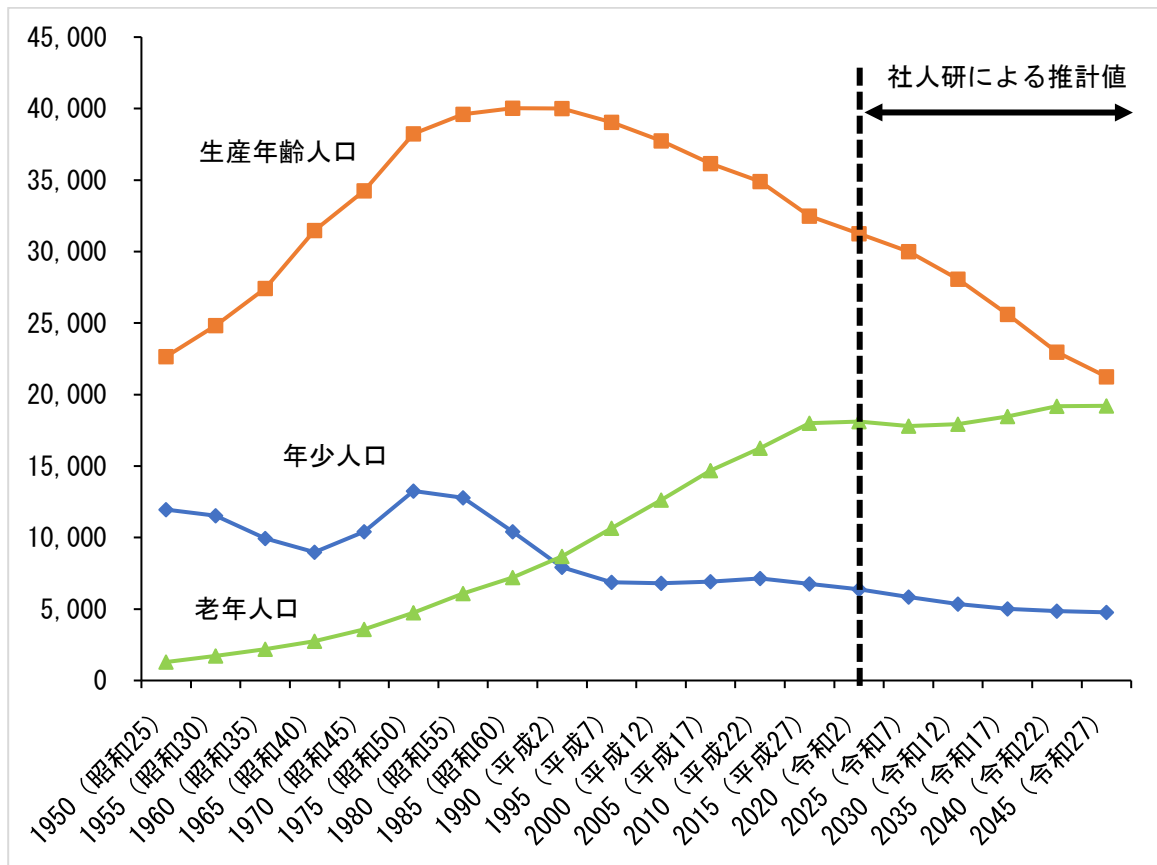
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■前期実施計画の目標人口（57,800人）からの乖離状況



(資料) 逗子市総務課「統計ずし」、逗子市企画課「人口推計結果報告書」（平成24年3月）

■年齢3区分別人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査」、2020年(令和2年)以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

3 逗子市総合計画審議会の審議経過

令和3年度	第2回	2021年（令和3年）年11月08日	・ 総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について諮問 ・ 総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について審議①
	第3回	2021年（令和3年）年12月22日	・ 総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について審議②
	第4回	2022年（令和4年）年01月28日	・ 総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について審議③
	令和4年度 第1回	2022年（令和4年）年07月26日	・ 逗子市総合計画について諮問 ・ 基本構想の一部改定について審議①
	第2回	2022年（令和4年）年08月30日	・ 基本構想の一部改定について審議② ・ 中期実施計画（第1節）について審議 ・ 総合計画策定条例の一部改正について報告
	第3回	2022年（令和4年）年10月06日	・ 中期実施計画（第3節、第4節）について審議
	第4回	2022年（令和4年）年10月13日	・ 中期実施計画（第2節、第5節、第4章）について審議
	第5回	2022年（令和4年）年10月27日	・ 中期実施計画（第5章）について審議
	第6回	2022年（令和4年）年11月28日	・ 基本構想改定案及び中期実施計画案の答申に向けての審議①
	第7回	2022年（令和4年）年12月22日	・ 基本構想改定案及び中期実施計画案の答申に向けての審議②
	答 申	2022年（令和4年）年12月26日	・ 逗子市総合計画についてのうち基本構想改定案について答申
	答 申	2023年（令和5年）年02月01日	・ 逗子市総合計画についてのうち中期実施計画案について答申
令和6年度	第1回	2024年（令和6年）年06月28日	・ 第3期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び逗子市総合計画中期実施計画一部改定について諮問
	第4回	2024年（令和6年）年10月21日	・ 第3期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び逗子市総合計画中期実施計画一部改定についての審議①
	第5回	2024年（令和6年）年11月27日	・ 第3期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び逗子市総合計画中期実施計画一部改定についての審議②

4 逗子市総合計画審議会への諮問と答申

諮問第 15 号

2021 年（令和 3 年）11 月 8 日

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について（諮問）

逗子市総合計画審議会条例第 2 条及び逗子市総合計画策定条例第 3 条に基づき、本市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定の方針について、貴審議会に諮問いたします。

3 逗総審発第6号

2022年(令和4年)2月15日

逗子市長 桐ヶ谷 寛 様

逗子市総合計画審議会

会長 出 石 稔

逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について（答申）

2021年（令和3年）11月8日付け諮問第15号で諮問のあった逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

諮問第 15 号

2022 年（令和 4 年）7 月 26 日

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市総合計画について（諮問）

逗子市総合計画基本構想の改定及び中期実施計画の策定にあたり、逗子市総合計画審議会条例第 2 条及び逗子市総合計画策定条例第 3 条に基づき、貴審議会に諮問いたします。

4 逗総審発第9号

2022年（令和4年）12月26日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔

「逗子市総合計画について」のうち「基本構想改定案」について（答申）

2022年（令和4年）7月26日付け、諮問第15号で諮問のあった「逗子市総合計画について」のうち、「基本構想改定案」に関し、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

4 逗総審発第 10 号

2023 年（令和 5 年）2 月 1 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔

「逗子市総合計画について」のうち「中期実施計画案」について（答申）

2022 年（令和 4 年）7 月 26 日付け、諮問第 15 号で諮問のあった「逗子市総合計画について」のうち、「中期実施計画案」に関し、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

なお、基本構想の 5 本の柱ごとに設定される数値目標に関し、「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等で達成状況を調査する際には、市民が適切に評価するために必要な情報を示すよう努められたい旨付言します。

諮問第11号

2024年（令和6年）6月28日

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔 様

逗子市長 桐ヶ谷 覚

第3期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び
逗子市総合計画中期実施計画一部改定について（諮問）

逗子市総合計画審議会条例第2条及び逗子市総合計画策定条例第3条に基づき、第3期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び逗子市総合計画中期実施計画一部改定について、貴審議会に諮問いたします。

6 逗総審発第 6 号

2025 年（令和 7 年）1 月 30 日

逗子市長 桐ヶ谷 寛 様

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔

第 3 期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び
逗子市総合計画中期実施計画一部改定について（答申）

2024 年（令和 6 年）6 月 28 日付け、諮問第 11 号で諮問のあった第 3 期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び逗子市総合計画中期実施計画一部改定について、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

5 逗子市総合計画審議会条例

○逗子市総合計画審議会条例

昭和45年2月16日

逗子市条例第5号

〔注〕 昭和59年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の総合計画等に関する事項について調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、逗子市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定める。

(令5条例21・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の策定、変更又は廃止及び進行管理に関し、必要な調査及び審議を行う。

(1) 逗子市総合計画に関すること。

(2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画に関すること。

(平2条例8・平23条例7・令5条例21・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 知識経験を有する者

(3) その他市長が必要があると認める者

(平8条例3・平14条例18・平17条例15・平23条例7・令5条例21・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(平8条例3・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、会議の結果等について会長に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ、部会長の指定する部会員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(平23条例7・追加)

(協力の要請)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(平23条例7・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(昭59条例10・平2条例8・平8条例3・平20条例20・平23条例7・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(平23条例7・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年12月21日条例第24号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月11日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月30日条例第6号抄)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月21日条例第8号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月19日条例第18号）

この条例は、平成14年7月20日から施行する。

附 則（平成17年6月22日条例第15号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月19日条例第21号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

6 逗子市総合計画審議会委員名簿

役 職	所 属 委 員 会 等	氏 名	委 員 区 分
会長	関東学院大学法学部	出石 稔	知識経験を有する者 (第3条2項2号)
副会長	沼間小学校区地域連合会 (住民自治協議会)	磯部 保和	市民 (第3条2項1号)
委員	公募市民	高橋 正	
〃	公募市民	石橋 裕	
〃	公募市民	中西 直美	
〃	公募市民	嶋岡 沙希	
〃	小坪小学校区住民自治協議会	中林 晋	
〃	池子小学校区住民自治協議会	田宮 知義	
〃	久木小学校区住民自治協議会	藤江 正克	
〃	逗子市商工会	山上 良	知識経験を有する者 (第3条2項2号)
〃	聖徳大学心理・福祉学部 社会福祉学科	豊田 宗裕	
〃	東海大学総合教育センター	池谷 美衣子	
〃	関東学院大学人間共生学部 共生デザイン学科	佐野 慶一郎	
〃	株式会社横浜銀行逗子支店	柿本 弘正	
〃	(一社) プロフェッショナル&パラ レルキャリア・フリーランス協会	平田 麻莉	
〃	野村総合研究所未来創発センター	齊藤 義明	

7 逗子市総合計画策定条例

○逗子市総合計画策定条例

平成26年11月27日

逗子市条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、逗子市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定等について必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成等)

第2条 総合計画は、基本構想及び実施計画により構成するものとする。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基本構想 逗子市の目指す将来像と分野毎の目指すまちの姿、その実現のための取り組みの方向を示すもの

(2) 実施計画 基本構想を具現化するための毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画

(令6条例13・一部改正)

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、総合計画の策定、変更又は廃止（以下「策定等」という。）を行うときは、あらかじめ逗子市総合計画審議会条例（昭和45年逗子市条例第5号）第1条に規定する逗子市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

(令4条例20・一部改正)

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画の策定等を行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(逗子市議会の議決事件に関する条例の廃止)

2 逗子市議会の議決事件に関する条例（平成23年逗子市条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている総合計画は、この条例に基づく総合計画が策

定されるまでの間は、引き続き効力を有する。

(逗子市まちづくり条例の一部改正)

- 4 逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和4年11月29日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第13号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和6年規則第14号で令和6年3月29日から施行)

8 逗子市総合計画の策定に係る市民参加のプロセス

1 まちづくりに関する市民意識調査（令和4年度実施、アンケート調査）

（1）調査の概要

項 目	内 容
① 調査地域	逗子市全域
② 調査対象	逗子市に住民登録及び外国人登録をしている18歳以上の男女
③ 標本数	2,000人
④ 抽出方法	無作為抽出
⑤ 母集団	逗子市住民基本台帳及び逗子市外国人登録原票
⑥ 調査方法	郵送配布 — 郵送回収、ウェブ回答 * 郵送配布後、一定期間経過した後、郵便により全標本に対し催告を行う
⑦ 調査期間	令和2年12月17日～令和3年1月7日（3週間）
⑧ 調査機関	社会システム株式会社

（2）調査項目

① 定住意識

- ・ 定住意向
- ・ 定住理由・移転理由
- ・ 逗子市への愛着
- ・ 逗子らしさを感じる風景や場所
- ・ 居住地域のイメージ
- ・ 子育てについて
- ・ 高齢者について
- ・ 文化芸術活動について
- ・ 逗子市に対する評価

② 今後のまちづくりの進め方

- ・ 今後のまちづくりを進める方向性について
- ・ まちづくりへの関わり方について

- 障がい者に対する意識について
- 男女の平等について
- 地球温暖化について
- 外出について
- 災害に強いまちづくりについて
- 運動・スポーツの状況について
- 逗子海岸の利用などについて
- フェアトレードについて
- 市からの情報について
- 池子米軍家族の入居などについて

(3) 回収結果

有効発送数 1,995 (宛先不明 5)

有効回収数 1,058 (有効回収率 : 53.0%)

2 分野別意見交換会「これからの逗子のまちについて話し合おう」

(1) 募集方法

広報ずし、広報板、市ホームページにて周知

(2) 実施方法

オンライン

(3) 各回の概要

日 時		テ ー マ	参加者数
第1回	令和4年2月26日(土) 10:00～12:00	地域福祉、障がい福祉	4人
		健康、高齢者	3人
		子ども、子育て支援	4人
第2回	令和4年2月26日(土) 14:00～16:00	社会教育、生涯学習	7人
		学校教育	5人
		文化、スポーツ	4人
第3回	令和4年3月5日(土) 10:00～12:00	景観、緑	6人
		地球温暖化、ごみ	8人
第4回	令和4年3月5日(土) 14:00～16:00	都市機能、防災・防犯、住環境	5人
		商工業、歩行者・自転車	5人
第5回	令和4年3月12日(土) 14:00～16:00	デジタル化	3人
		市民自治、男女共同参画、 国際・非核平和	4人

3 パブリックコメント

(1) 総合計画基本構想

実施期間：令和5年1月6日（金）～2月6日（月）

意見提出者：1人

意見数：1件

意見の概要：

意見の区分	件数
改定案について	1件
改定の主旨について	0件
改定の手続きについて	0件
その他改定や市の取り組みについて	0件
合計	1件

(2) 総合計画中期実施計画

実施期間：令和5年2月24日（金）～3月27日（月）

意見提出者：1人

意見数：21件

意見の概要：

意見の区分	件数
改定案について	17件
改定の主旨について	0件
改定の手続きについて	0件
その他改定や市の取り組みについて	4件
合計	21件

(3) 人口ビジョンの改訂、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、

総合計画中期実施計画の一部改定

実施期間：令和7年2月26日（水）～3月27日（木）

意見提出者：0人

意見数：0件

9 関連する行政計画

5本の柱と取り組みの方向	計画名
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち 5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち	○地域福祉計画 ○地域福祉推進計画・地域福祉活動計画 ○健康増進・食育推進計画 ○高齢者保健福祉計画 ○障がい者福祉計画 ○子ども・子育て支援事業計画
第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち 2 文化を新たに創造するまち 3 スポーツを楽しむまち 4 学校教育の充実したまち 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち	○共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン *（仮称）生涯学習推進プランに統合予定 ○（仮称）生涯学習推進プラン*2023年度（令和5年度）中に策定予定 ○社会教育推進プラン *（仮称）生涯学習推進プランに統合予定 ○生涯学習活動推進プラン *（仮称）生涯学習推進プランに統合予定 ○文化振興基本計画 ○スポーツ推進計画 ○学校教育総合プラン
第3節 自然と人間を共に大切にするまち 1 自然を大切にするまち 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち 3 カーボンニュートラルを実現するまち 4 暮らしと景観に配慮したまち	○環境基本計画 ○緑の基本計画 ○一般廃棄物処理基本計画 ○地球温暖化対策実行計画 ○景観計画
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち 3 歩行者と自転車を優先するまち 4 都市機能の整った快適なまち 5 地域資源を生かした個性豊かにぎわいのあるまち	○住環境形成計画 ○安全安心アクションプラン ○歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン ○都市機能の整ったまち推進プラン
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち 1 市民自治のまち 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち 3 世界とつながり、平和に貢献するまち	○男女平等参画プラン

10 財政状況

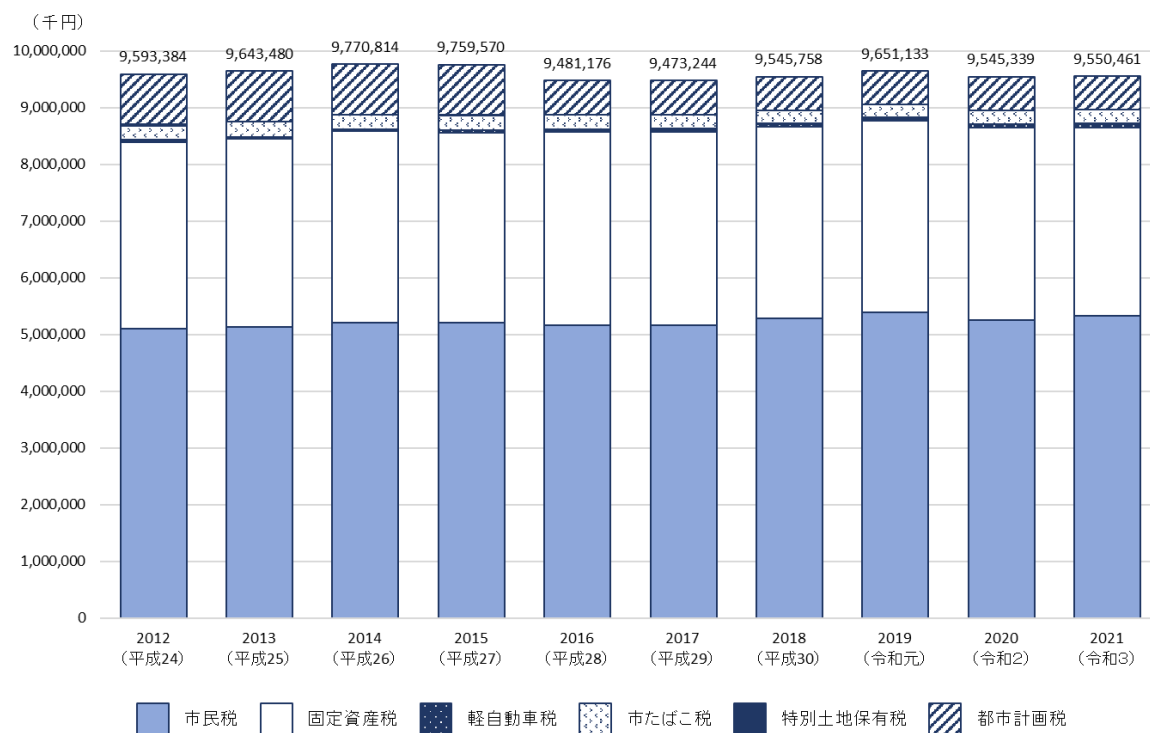
◆ 市税の推移

(単位:千円)

税目 \ 年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
市民税総額	9,593,384	9,643,480	9,770,814	9,759,570	9,481,176
市民税	5,095,035	5,125,966	5,207,651	5,207,920	5,168,097
固定資産税	3,301,653	3,321,129	3,371,705	3,354,265	3,400,079
軽自動車税	37,289	37,980	39,522	40,526	53,740
市たばこ税	245,908	271,986	255,251	255,357	253,675
特別土地保有税	31,200	1,200	1,200	8,979	2,873
都市計画税	882,299	885,219	895,485	892,523	602,712

(単位:千円)

税目 \ 年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
市税総額	9,473,244	9,545,758	9,651,133	9,545,339	9,550,461
市民税	5,155,682	5,282,214	5,380,880	5,247,590	5,331,175
固定資産税	3,421,480	3,382,248	3,385,104	3,405,302	3,319,658
軽自動車税	55,167	56,007	57,961	61,690	66,108
市たばこ税	235,223	229,535	232,088	231,700	245,890
特別土地保有税	0	0	0	0	0
都市計画税	605,692	595,754	595,100	599,057	587,630



◆ 決算額の推移（一般会計）

（単位：千円）

区分 \ 年度	2012 （平成24）	2013 （平成25）	2014 （平成26）	2015 （平成27）	2016 （平成28）
歳入総額	20,235,306	21,455,993	19,097,211	19,556,600	20,039,894
自主財源	11,748,951	11,640,694	12,091,656	11,830,745	12,093,165
依存財源	8,486,355	9,815,299	7,005,555	7,725,855	7,946,729
歳出総額	19,269,600	20,558,528	18,136,120	18,478,605	19,570,395
うち義務的経費	9,922,652	9,974,633	10,049,263	10,032,534	10,592,479
うち投資的経費	2,795,433	3,824,281	1,234,432	1,166,714	1,606,818

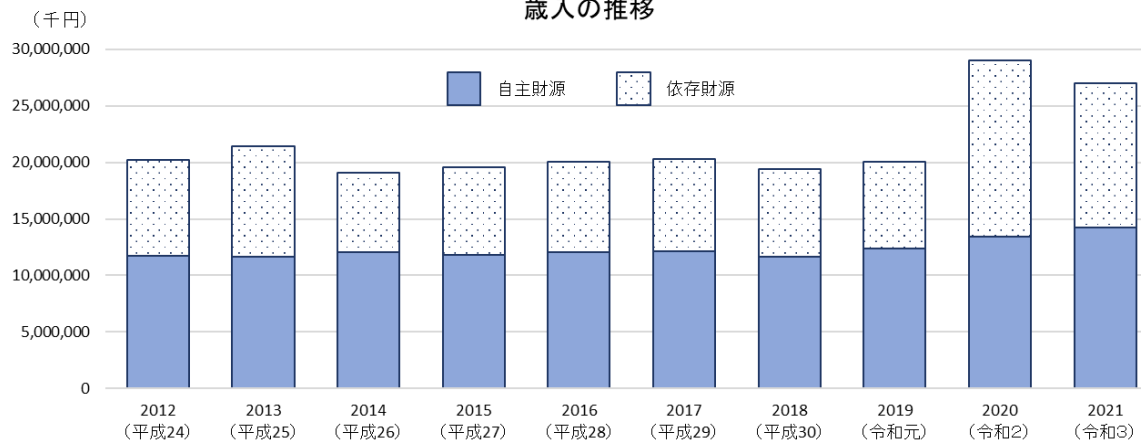
（単位：千円）

区分 \ 年度	2017 （平成29）	2018 （平成30）	2019 （令和元）	2020 （令和2）	2021 （令和3）
歳入総額	20,309,664	19,411,798	20,012,010	28,974,288	27,024,702
自主財源	12,149,551	11,675,997	12,389,228	13,416,529	14,259,122
依存財源	8,160,113	7,735,801	7,622,782	15,557,759	12,765,580
歳出総額	19,496,312	18,322,026	18,666,664	27,307,168	24,696,192
うち義務的経費	10,650,804	10,258,272	10,904,015	11,056,944	12,297,048
うち投資的経費	1,545,973	1,088,387	349,290	1,025,807	1,348,698

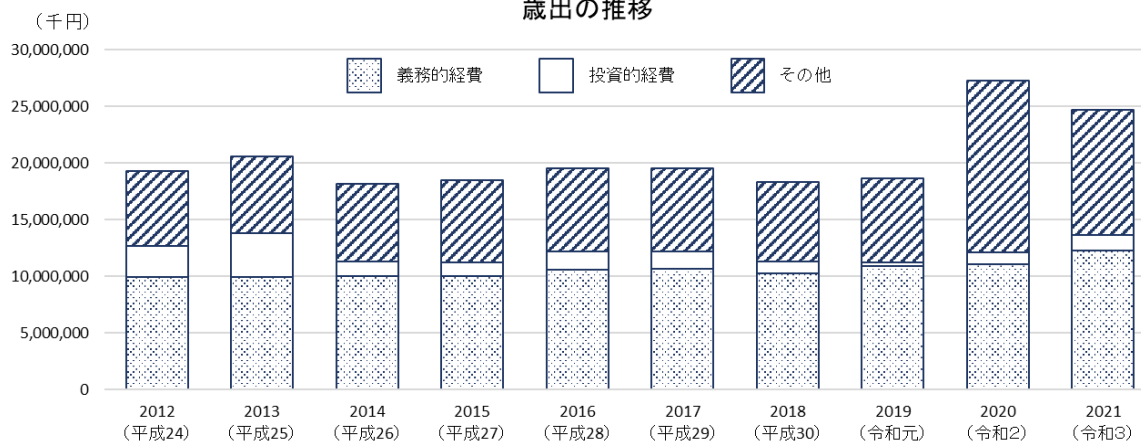
* 令和2年度は、特別定額給付金（59億6千万円）を含む新型コロナウイルス感染症対策関連経費68億4千万円などにより、決算規模が大幅に増大した。

* 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費21億円のほか、基金積立金などにより、決算規模の大きい状況が続いている。

歳入の推移



歳出の推移



◆ 市債の状況

(単位:千円)

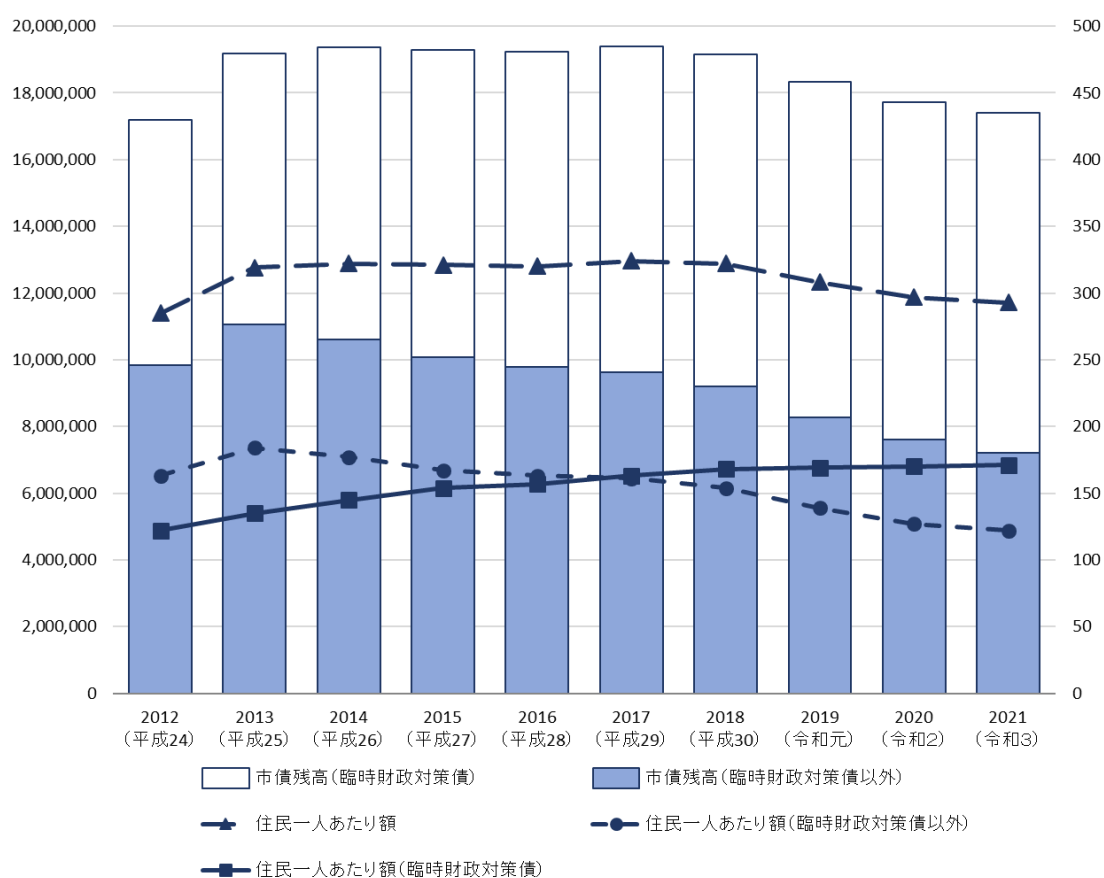
区分 \ 年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
市債残高	17,181,878	19,177,750	19,371,284	19,291,727	19,230,104
臨時財政対策債以外	9,847,806	11,068,212	10,619,079	10,065,528	9,785,890
臨時財政対策債	7,334,072	8,109,538	8,752,205	9,226,199	9,444,214
住民一人あたり額	285	319	322	321	320
臨時財政対策債以外	163	184	177	167	163
臨時財政対策債	122	135	145	154	157

(単位:千円)

区分 \ 年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
市債残高	19,386,639	19,162,198	18,333,174	17,718,491	17,391,159
臨時財政対策債以外	9,636,949	9,189,666	8,266,889	7,607,207	7,216,739
臨時財政対策債	9,749,690	9,972,532	10,066,285	10,111,284	10,174,420
住民一人あたり額	324	322	308	297	293
臨時財政対策債以外	161	154	139	127	122
臨時財政対策債	163	168	169	170	171

市債残高(千円)

住民一人あたり額(千円)



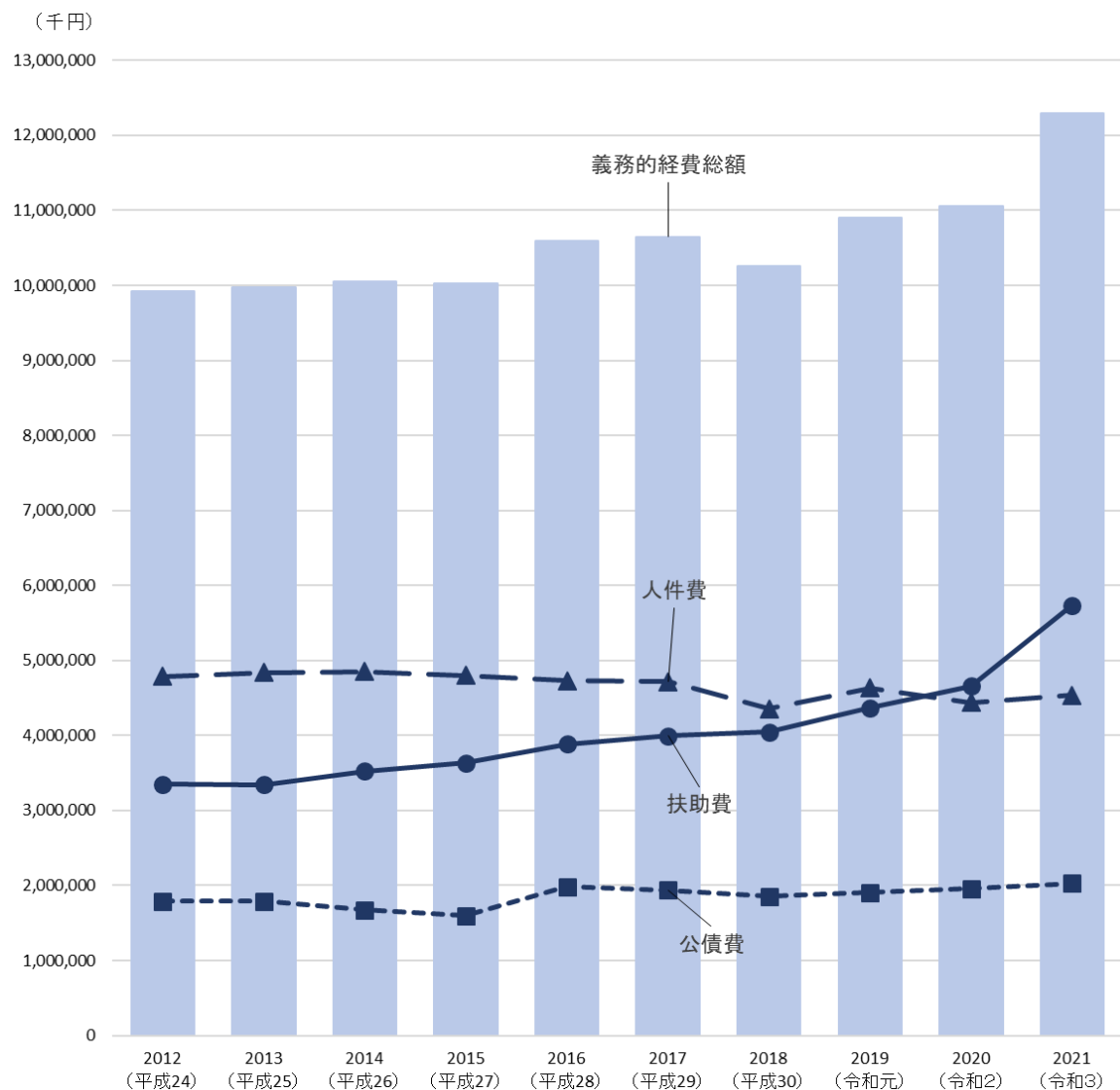
◆ 義務的経費の推移

(単位:千円)

区分 \ 年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
義務的経費総額	9,922,652	9,974,633	10,049,263	10,032,534	10,592,479
人件費	4,785,811	4,842,199	4,853,760	4,801,691	4,727,625
扶助費	3,347,536	3,342,557	3,524,792	3,632,077	3,884,674
公債費	1,789,305	1,789,877	1,670,711	1,598,766	1,980,180

(単位:千円)

区分 \ 年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
義務的経費総額	10,650,804	10,258,272	10,904,015	11,056,944	12,297,048
人件費	4,715,280	4,355,037	4,633,888	4,440,289	4,536,282
扶助費	3,997,701	4,047,306	4,365,796	4,660,408	5,733,711
公債費	1,937,823	1,855,929	1,904,331	1,956,247	2,027,055



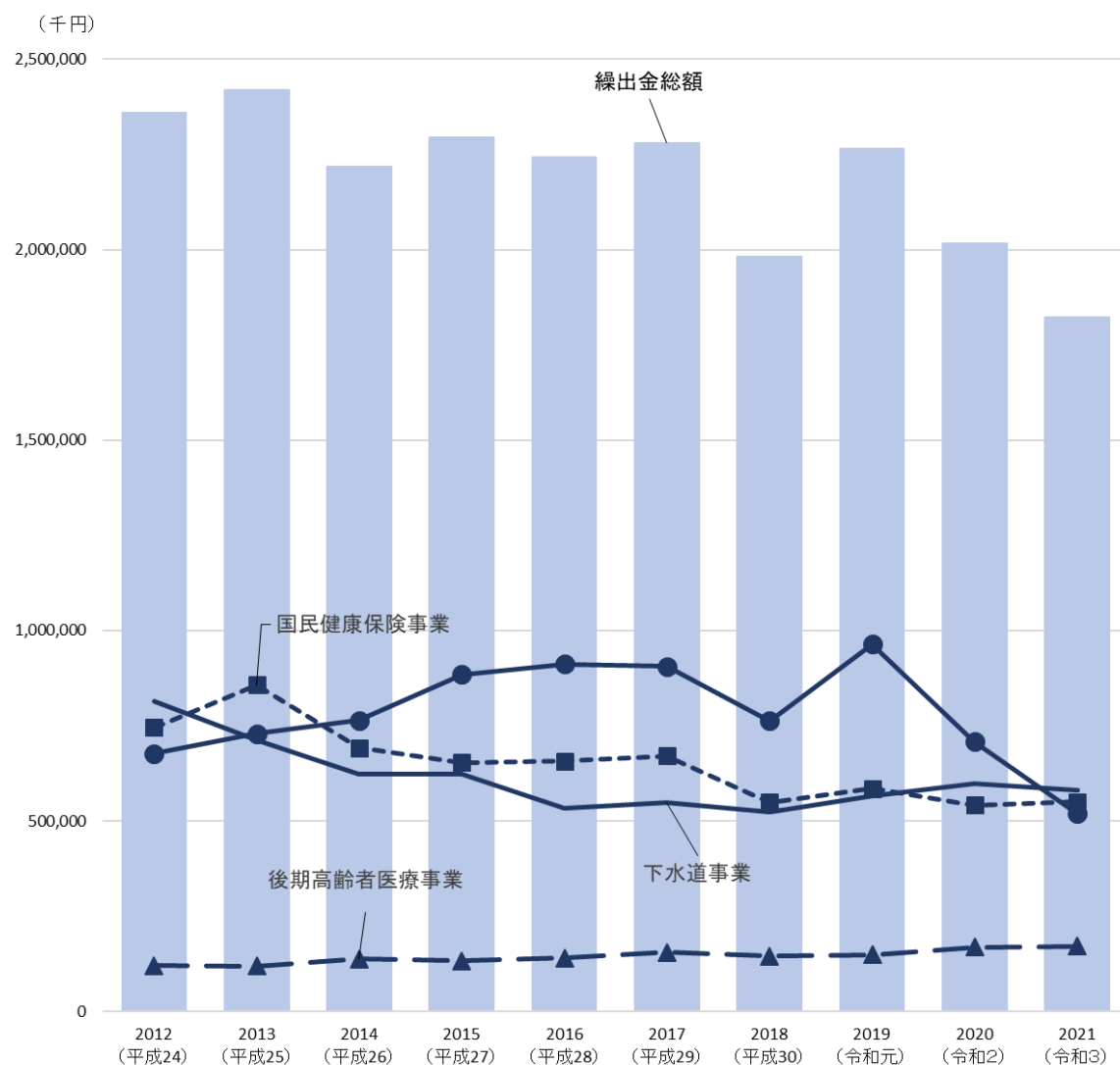
◆ 繰出金の推移

(単位:千円)

区分 \ 年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
繰出金総額	2,358,168	2,418,465	2,217,791	2,295,657	2,242,660
国民健康保険事業	745,871	856,960	692,416	653,991	657,275
後期高齢者医療事業	120,563	119,892	137,830	133,462	140,008
介護保険事業	677,817	730,043	764,226	884,897	911,567
下水道事業	813,917	711,570	623,319	623,307	533,810

(単位:千円)

区分 \ 年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
繰出金総額	2,280,310	1,981,837	2,264,688	2,017,353	1,822,566
国民健康保険事業	671,233	549,424	584,725	542,255	550,771
後期高齢者医療事業	155,466	145,217	148,862	168,533	171,579
介護保険事業	906,057	763,421	964,898	708,174	519,190
下水道事業	547,554	523,775	566,203	598,391	581,026



11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る 総合計画中期実施計画での位置付け対応表

まち・ひと・しごと 創生総合戦略		主な取り組み	総合計画中期実施計画での位置付け			
基本目標	基本的 方向		5本の柱	取り組み の方向	具体的施策	主な 取り組み
1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。	1 女性のがん検診の充実	1	2	①	③
		2 療育教育総合センターの運営	1	4	①	①
			2	4	②	①
		3 早期発見・早期療育のための相談体制等の充実	1	4	①	②
			2	4	②	②
		4 相談支援事業所との連携及び切れ目のない支援の充実	1	4	①	③
		5 乳幼児健診等の充実	1	5	①	①
		6 妊婦健診の充実	1	5	①	②
		7 産後ケア事業による支援	1	5	①	③
		8 妊産婦・乳児訪問等の実施	1	5	①	④
		9 ババママ準備クラスの充実	1	5	①	⑤
		10 不妊治療、不育症治療に係る助成	1	5	①	⑥
		11 思春期から妊娠適齢期の健康相談、健康教育等の実施	1	5	①	⑦
		12 子育て情報提供の充実	1	5	②	①
		13 ファミリー・サポート・センター事業の充実	1	5	②	②
		14 保育所、幼稚園等による相談、一時預かり等の支援の充実	1	5	②	③
		15 放課後児童への対応の充実（放課後児童クラブ）	1	5	②	④
		16 放課後児童への対応の充実（ふれあいスクール）	1	5	②	⑤
		17 親子遊びの場の運営	1	5	②	⑦
		18 ほっとスペースの運営	1	5	②	⑧
		19 子育てに係る相談の充実	1	5	②	⑨
		20 子育て支援センターの運営	1	5	②	⑩
		21 ひとり親家庭等への継続的な支援	1	5	②	⑪
		22 支援を必要とする子どもに対する学習支援	1	5	②	⑫
		23 子どもの貧困に関する取り組み	1	5	②	⑬
		24 小児医療費に係る助成の充実	1	5	②	⑭
		25 要保護児童に対する取り組み	1	5	②	⑮
		26 居場所づくりへの支援	1	5	②	⑯
		27 （仮称）逗子市子ども基本条例の制定	1	5	②	⑰
		28 保育の充実と選択肢の拡大	1	5	③	①
		29 幼稚園就園等に係る支援	1	5	③	④
		30 子育てと仕事を両立させる環境整備	1	5	③	⑤
		31 体験学習施設「スマイル」での講座やイベントの充実	1	5	④	①
		32 家庭教育推進事業の充実	2	1	①	②
		33 読書活動の推進	2	1	①	③
		34 子どもの読書活動の推進	2	1	①	④
		35 学校給食の安定的な提供	2	4	①	⑥
		36 学校や保護者との連携の推進	2	4	②	③
		37 支援が必要な児童・生徒についての情報共有の充実	2	4	②	④
		38 公園の整備	3	1	③	⑤

第4編 資料 11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る
総合計画中期実施計画での位置付け対応表

まち・ひと・しごと 創生総合戦略		主な取り組み	総合計画中期実施計画での位置付け			
基本目標	基本的 方向		5本の柱	取り組み の方向	具体的施策	主な 取り組み
1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	2 子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。	1 《再掲》療育教育総合センターの運営	1	4	①	①
			2	4	②	①
		2 《再掲》早期発見・早期療育のための相談体制等の充実	1	4	①	②
			2	4	②	②
		3 《再掲》相談支援事業所との連携及び切れ目のない支援の充実	1	4	①	③
		4 福祉教育の推進	1	4	④	③
		5 《再掲》放課後児童への対応の充実（放課後児童クラブ）	1	5	②	④
		6 《再掲》放課後児童への対応の充実（ふれあいスクール）	1	5	②	⑤
		7 《再掲》体験学習施設「スマイル」での講座やイベントの充実	1	5	④	①
		8 青少年の健全な育成に係る事業の推進	1	5	④	②
		9 共有活動の推進	2	1	③	①
		10 共有のイベントの開催	2	1	③	②
		11 子どもを対象とした文化活動の振興に係る事業の推進	2	2	①	③
		12 子どもを対象としたスポーツ活動に係る事業の推進	2	3	①	⑤
		13 教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業の推進	2	4	①	①
		14 教育指導教員の派遣	2	4	①	②
		15 授業研究校の委託	2	4	①	③
		16 研修の充実	2	4	①	④
		17 各担当者会の充実	2	4	①	⑤
		18 学校施設の整備・充実	2	4	①	⑦
		19 《再掲》学校や保護者との連携の推進	2	4	②	③
		20 《再掲》支援が必要な児童・生徒についての情報共有の充実	2	4	②	④
		21 学校教育を支援する専門性の高いスタッフの派遣	2	4	②	⑤
		22 授業におけるICT機器の効果的な活用	2	4	③	①
		23 児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育と情報リテラシーの育成方法の研究	2	4	③	②
		24 コミュニティ・スクールの実現	2	4	④	①
		25 効果的な研修内容の企画と提示	2	4	④	②
		26 幼稚園・保育園・小学校・中学校との連携の推進	2	4	④	③
		27 環境教育等の推進	3	1	②	⑨
	3 子どもたちが安心して暮らせる環境を整え、子育てしやすい環境を整える。	1 《再掲》ババママ準備クラスの充実	1	5	①	⑤
		2 《再掲》ファミリー・サポート・センター事業の充実	1	5	②	②
		3 《再掲》保育所、幼稚園等による相談、一時預かり等の支援の充実	1	5	②	③
		4 《再掲》放課後児童への対応の充実（放課後児童クラブ）	1	5	②	④
		5 《再掲》放課後児童への対応の充実（ふれあいスクール）	1	5	②	⑤
		6 病児・病後児保育の充実	1	5	②	⑥
		7 《再掲》子育てに係る相談の充実	1	5	②	⑨

第4編 資料 11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る
総合計画中期実施計画での位置付け対応表

まち・ひと・しごと 創生総合戦略		主な取り組み	総合計画中期実施計画での位置付け			
基本目標	基本的 方向		5本の柱	取り組み の方向	具体的施策	主な 取り組み
1 育 若 ての 世 代 の 希 望 を 結 婚 な ・ え る ・ 出 産 ・ 子	ク や 3 向 ・ す い 誰 け ラ イ 環 も た イ 境 が 取 フ 働 り ・ を 組 バ 整 み ラ え な を ン が 進 ス ら め の 子 の 育 実 ワ て 現 に し	8 保育士確保の取り組み	1	5	③	②
		9 様々な保育ニーズへの対応	1	5	③	③
		10 《再掲》子育てと仕事を両立させる環境整備	1	5	③	⑤
		11 《再掲》家庭教育推進事業の充実	2	1	①	②
		12 生涯学習活動の情報の提供	2	1	②	①
		13 生涯学習活動の場の提供	2	1	②	②
		14 テレワーク等の推進に関する取り組み	4	5	⑤	①
		15 市民協働推進事業の推進	5	1	②	①
		16 ずし男女平等参画プラン2030の推進	5	2	②	①
		1 空き家解消事業の推進	4	1	②	①
		2 転出者・転入者の実態、意識の把握・活用	5本の柱以外			
		3 移住・定住に関する取り組み	5本の柱以外			
		4 転入者に対するウェルカム感を高める施策に関する取り組み	5本の柱以外			
		5 不動産業、金融機関との連携策に関する取り組み	5本の柱以外			
		1 逗子アートフェスティバルの充実	2	2	①	①
2 逗子市への新しいひとの 流れをつくる	子に 潜 1 市確、的 逗 へ実、 子 るに 逗 子 。定結 市 住 望 住 希 。市 望 を 以 促 上 進 居 進 住 す 住 。を	2 「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。	2	2	①	①
		2 マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング	2	3	①	④
		3 文化財の展示活用の推進	2	5	①	①
		4 史跡の公開活用	2	5	①	②
		5 未指定文化財の調査	2	5	①	③
		6 自然の回廊プロジェクト事業の推進	3	1	①	①
		7 国際環境認証ブルーフラッグの継続取得	3	1	⑤	①
		8 景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」の活用	4	5	①	③
		9 景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」の活用	3	4	①	②
		9 東逗子地域の活性化をめざしたJR東逗子駅前複合施設整備事業の推進	4	4	①	②
		10 安全で快適な海水浴場の運営	4	5	①	①
		11 海水浴以外の海岸の活用の推進	4	5	①	②
		12 ふるさと納税に関する取り組み	4	5	②	③
		12 ふるさと納税に関する取り組み	4	5	⑥	④
		13 小坪漁港活用・活性化（海業）の推進	4	5	③	①
		14 小坪海浜地域の活性化の推進	4	5	③	②
		15 逗子市観光協会への助成	4	5	⑥	①
		16 逗子の魅力向上事業の推進	4	5	⑥	②
		17 観光情報発信の充実	4	5	⑥	③
		18 逗子市広報大使による発信	4	5	⑥	⑤
		19 企業版ふるさと納税に関する取り組み	5本の柱以外			
		20 シティプロモーション戦略の推進	5本の柱以外			
		21 情報発信の充実	5本の柱以外			

第4編 資料 11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る
総合計画中期実施計画での位置付け対応表

まち・ひと・しごと 創生総合戦略		主な取り組み	総合計画中期実施計画での位置付け			
基本目標	基本的 方向		5本の柱	取り組み の方向	具体的施策	主な 取り組み
3 逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる	1 「しごと」を 環境整備を 進めるよう に暮らしなが ら快適に 生活する 「しごと」を 進めるよう に暮らしなが ら快適に 生活する	1 歩行者と自転車を優先するまち推進事業の推進	4	3	①	①
		2 自家用車に頼らないまちづくりの推進	4	3	①	②
		3 駐輪場の整備等	4	3	①	③
		4 鉄道事業者との連携による通勤電車本数の維持	4	3	①	⑤
		5 より快適な通勤環境整備への支援	4	3	①	⑥
	2 商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。	1 《再掲》国際環境認証ブルーフラッグの継続取得	3	1	⑤	①
			4	5	①	③
		2 《再掲》空き家解消事業の推進	4	1	②	①
		3 逗子市商工会や市内商店街への支援	4	5	②	①
		4 地域産業の増収支援や地域資源開発に関する取り組み	4	5	②	②
		5 《再掲》ふるさと納税に関する取り組み	4	5	②	③
			4	5	⑥	④
		6 《再掲》小坪漁港活用・活性化（海業）の推進	4	5	③	①
		7 《再掲》小坪海浜地域の活性化の推進	4	5	③	②
		8 創業支援事業等の推進	4	5	④	①
		9 《再掲》逗子市観光協会への助成	4	5	⑥	①
		10 《再掲》逗子の魅力向上事業の推進	4	5	⑥	②
		11 《再掲》観光情報発信の充実	4	5	⑥	③
		12 《再掲》企業版ふるさと納税に関する取り組み	5本の柱以外			
		13 企業誘致に関する取り組み	5本の柱以外			
		14 AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術や官民データ活用の推進	5本の柱以外			
	3 ダイバーシティ（多様性）を 活かす 「しごと」を 進めるよう に暮らしなが ら快適に 生活する	1 障がい特性に応じた就労支援体制づくり	1	4	③	①
		2 知的障がい者等の雇用促進	1	4	③	②
		3 就労系障害福祉サービスの充実	1	4	③	③
		4 体験の機会・場の促進	1	4	⑤	③
		5 《再掲》子育てと仕事を両立させる環境整備	1	5	③	⑤
		6 《再掲》逗子市商工会や市内商店街への支援	4	5	②	①
		7 《再掲》創業支援事業等の推進	4	5	④	①
		8 《再掲》テレワークの推進に関する取り組み	4	5	⑤	①
		9 女性の就労支援	4	5	⑤	②
		10 就労等に関する情報の提供	4	5	⑤	③
		11 《再掲》AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術や官民データ活用の推進	5本の柱以外			

第4編 資料 11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る
総合計画中期実施計画での位置付け対応表

まち・ひと・しごと 創生総合戦略		主な取り組み	総合計画中期実施計画での位置付け			
基本目標	基本的 方向		5本の柱	取り組み の方向	具体的施策	主な 取り組み
4 魅力的で、 誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する	1 市民の誰もが 逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。	1 公共施設整備バリアフリー懇話会の運営	1	4	④	②
		2 《再掲》ほっとスペースの運営	1	5	②	⑧
		3 図書資料の充実	2	1	②	③
		4 《再掲》逗子アートフェスティバルの充実	2	2	①	①
		5 文化芸術活動の振興に係る事業の推進	2	2	①	②
		6 逗子市スポーツの祭典の開催	2	3	①	③
		7 《再掲》自然の回廊プロジェクト事業の推進	3	1	①	①
		8 みどりに親しむ環境づくりの推進	3	1	①	②
		9 緑化に係る事業の推進	3	1	②	①
		10 緑地の適正な維持管理	3	1	②	③
		11 緑地の安全対策	3	1	②	④
		12 歴史的風土特別保存地区の保全	3	1	②	⑦
		13 丘陵地の保全	3	1	②	⑧
		14 池子の森自然公園の維持管理	3	1	③	①
		15 公園の維持管理	3	1	③	②
		16 国営公園の整備推進	3	1	③	④
		17 《再掲》公園の整備	3	1	③	⑤
		18 《再掲》国際認証ブルーフラッグの継続取得	3	1	⑤	①
			4	5	①	③
		19 ごみの発生・排出抑制の意識啓発の推進	3	2	①	①
		20 ごみ処理手数料の適正化	3	2	①	②
		21 生活環境の保全	3	2	①	③
		22 家庭用生ごみ処理容器等の普及促進	3	2	②	①
		23 生ごみの分別収集・資源化	3	2	②	②
		24 環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画の策定	3	2	③	①
		25 民間委託の計画的な推進	3	2	③	②
		26 紙ごみの減量化・資源化の推進	3	2	④	①
		27 資源化効率の向上	3	2	⑤	①
		28 ごみと資源物の分別方法の意識啓発の推進	3	2	⑤	②
		29 ごみ処理の広域連携の推進	3	2	⑥	①
		30 環境に配慮したライフスタイルへの移行促進	3	3	①	①
		31 民生部門の再エネ・省エネ・畜エネの推進	3	3	①	②
		32 公共施設における再エネ・省エネ・畜エネの推進	3	3	①	③
		33 移動の脱炭素化の推進	3	3	①	④
		34 地域特性等に応じた景観形成	3	4	①	①
		35 生垣やシンボルツリーの苗木の配布	3	4	①	③
		36 計画的なまちづくり推進事業の推進	4	1	①	①
		37 コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の推進	4	1	①	②
		38 《再掲》空き家解消事業の推進	4	1	②	①
		39 《再掲》歩行者と自転車を優先するまち推進事業の推進	4	3	①	①
		40 《再掲》自家用車に頼らないまちづくりの推進	4	3	①	②
		41 公共施設マネジメントの推進	4	4	①	①

第4編 資料 11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る
総合計画中期実施計画での位置付け対応表

まち・ひと・しごと 創生総合戦略		主な取り組み	総合計画中期実施計画での位置付け			
基本目標	基本的 方向		5本の柱	取り組み の方向	具体的施策	主な 取り組み
4 魅力的で、 誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する	1 市民の誰もが 逗子市に住んで いることを誇りに 思い、「いつまでも 住み続けたい」と 思えるような、 魅力的な地域づく りを進める。	42 東逗子地域の活性化をめざしたJR東逗子駅前複合施設整備事業の推進	4	4	①	②
		43 無電柱化の推進	4	4	②	①
		44 市道のバリアフリー化の推進	4	4	②	②
		45 国・県道のバリアフリー化の推進	4	4	②	③
		46 市民協働による公共施設のバリアフリー化の推進	4	4	②	④
		47 都市機能を整えるインフラの整備	4	4	③	①
		48 街路樹の計画的な管理	4	4	③	③
		49 合流式下水道の改善	4	4	③	⑦
		50 下水処理場等下水道施設の再整備に向けた調査・研究等	4	4	③	⑧
		51 《再掲》安全で快適な海水浴場の運営	4	5	①	①
		52 《再掲》海水浴以外の海岸の活用の推進	4	5	①	②
		53 《再掲》小坪漁港活用・活性化（海業）の推進	4	5	③	①
		54 《再掲》小坪海浜地域の活性化の推進	4	5	③	②
		55 《再掲》逗子市観光協会への助成	4	5	⑥	①
		56 《再掲》逗子の魅力向上事業の推進	4	5	⑥	②
		57 《再掲》逗子市広報大使による発信	4	5	⑥	⑤
		58 逗子市市民活動・生涯学習情報サイトの充実	5	1	②	③
		59 市民参加制度の運用	5	1	③	①
		60 人権意識向上のための啓発活動	5	2	①	①
		61 人権に関する相談等への対応	5	2	①	②
		62 人権指針の検討	5	2	①	③
		63 相談体制の充実	5	2	②	②
		64 国際交流推進事業の推進	5	3	①	①
		65 フェアトレードタウンの取り組みの支援	5	3	①	②
		66 非核平和推進事業の推進	5	3	②	①
		67 広報ずし等発行事業をはじめとした情報発信の充実	5本の柱以外			
		68 くらしのガイドのリニューアル	5本の柱以外			
	2 市民同士のつ ながりを深め、 安全安心のまちづく	1 地域における支えあいの仕組みづくり	1	1	①	①
		2 避難行動要支援者の支援体制の整備	1	1	①	②
		3 社会的困窮者の自立の支援	1	1	①	③
		4 多機関協働による身近な地域での相談支援	1	1	①	④
		5 多様な主体による活動の支援と推進	1	1	①	⑤
		6 地域福祉計画等推進事業に係る事業の推進	1	1	①	⑥
		7 ICT等の活用による救急体制の充実	1	2	③	③
		8 要介護状態になるおそれのある者への支援	1	3	①	②
		9 障がい理解のための啓発と自発的な取り組みの支援	1	4	④	①
		10 各種講座事業の推進	2	1	①	①
		11 公園への花苗の植栽	3	1	②	②
		12 里山の環境の保全活用	3	1	②	⑤
		13 公園の保全と活用	3	1	③	③
		14 河川アダプト制度の活用	3	1	④	①
		15 河川環境保全に留意した維持管理の推進	3	1	④	②

第4編 資料 11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る
総合計画中期実施計画での位置付け対応表

まち・ひと・しごと 創生総合戦略		主な取り組み	総合計画中期実施計画での位置付け			
基本目標	基本的 方向		5本の柱	取り組み の方向	具体的施策	主な 取り組み
4 魅力的で、 誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する	2 市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。	16 河川環境保全に留意した改修工事の推進	3	1	④	③
		17 逗子海岸美化活動の推進	3	1	⑤	②
			4	5	①	④
		18 《再掲》空き家解消事業の推進	4	1	②	①
		19 自主防災組織の育成、加入率向上の支援	4	2	①	①
		20 災害対策用資機材等の計画的な整備	4	2	②	①
		21 避難施設整備事業の推進	4	2	②	②
		22 避難行動要支援者支援制度の普及・啓発の推進	4	2	③	①
		23 消防車両の更新整備	4	2	④	①
		24 消防水利の整備	4	2	④	②
		25 消防団の充実	4	2	④	③
		26 消防広域化の可能性の検討	4	2	④	④
		27 建築物等の耐震化の推進	4	2	⑤	①
		28 田越川準用河川浸水想定区域図の作成・公表	4	2	⑥	①
		29 田越川準用河川の整備	4	2	⑥	②
		30 田越川二級河川区間の河川改修の推進	4	2	⑥	③
		31 内水浸水想定区域図の作成・公表	4	2	⑥	④
		32 雨水浸透施設等の設置	4	2	⑥	⑤
		33 各関係機関との連携強化	4	2	⑦	①
		34 各関係機関との連携強化及び支援	4	2	⑧	①
		35 安全・安心に係る情報提供	4	2	⑧	②
		36 市道における適正な防犯灯の確保	4	2	⑧	③
		37 防犯対策事業の推進	4	2	⑧	④
		38 《再掲》自家用車に頼らないまちづくりの推進	4	3	①	②
		39 自転車通行帯の明確化	4	3	①	④
		40 道路アダプトプログラムの推進	4	4	③	②
		41 道路の拡幅や隅切り等の整備	4	4	③	④
		42 長寿命化対策の実施	4	4	③	⑤
		43 地震対策の実施	4	4	③	⑥
		44 道路沿いのがけ崩れ対策の推進	4	4	③	⑨
		45 市内の交通環境の改善	4	4	③	⑩
		46 住民自治協議会の支援	5	1	①	①
		47 ふれあい活動の推進	5	1	①	②
		48 《再掲》市民協働推進事業の推進	5	1	②	①
		49 市民活動の場の確保	5	1	②	②

第4編 資料 11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る
総合計画中期実施計画での位置付け対応表

まち・ひと・しごと 創生総合戦略		主な取り組み	総合計画中期実施計画での位置付け			
基本目標	基本的 方向		5本の柱	取り組み の方向	具体的施策	主な 取り組み
4 魅力的で、 誰もがいつまでも 安心して健康に暮ら せるまちづくりを推 進する	3 誰もがいつまでも健 康でいきいきと暮ら せるような環境づく りを進める。	1 誰一人取り残さない地域共生社会の実現	1	1	①	⑦
		2 健康増進・食育推進計画推進事業の展開	1	2	①	①
		3 特定健診・特定保健指導の推進	1	2	①	②
		4 《再掲》女性のがん健診の充実	1	2	①	③
		5 「未病を改善する半島宣言」の推進	1	2	①	④
		6 感染症予防対策の推進	1	2	②	①
		7 在宅医療介護連携の推進	1	2	③	①
		8 地域医療の充実	1	2	③	②
		9 地域自殺対策の推進	1	2	④	①
		10 高齢者の運動の機会の促進と啓発	1	3	①	①
		11 《再掲》要介護状態になるおそれのある者への支援	1	3	①	②
		12 高齢者の生きがいと健康づくりの推進	1	3	①	③
		13 要介護状態となることを予防する活動の実施	1	3	①	④
		14 高齢者同士の交流	1	3	①	⑤
		15 認知症になっても住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるための支援	1	3	①	⑥
		16 利用料の給付	1	3	②	①
		17 地域密着型サービスの提供	1	3	②	②
		18 介護人材の確保、業務効率化の取り組みの強化	1	3	②	③
		19 特別養護老人ホームの拡充	1	3	②	④
		20 グループホームの整備の支援	1	4	②	①
		21 グループホームの家賃助成	1	4	②	②
		22 緊急時の受け入れ・対応等の整備	1	4	⑤	①
		23 相談機能・地域の体制づくり等の充実	1	4	⑤	②
		24 スポーツ活動に係る事業の推進	2	3	①	①
		25 総合型スポーツクラブの普及・啓発	2	3	①	②

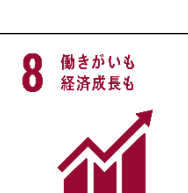
12 SDGs との関係

1 SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。



2 SDGs17 のゴールの詳細

 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	10 人や国の不平等をなくそう 	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	12 つくる責任 つかう責任 	つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	14 海の豊かさを守ろう 	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう 	陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	16 平和と公正をすべての人に 	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう 	2 気候変動に 適応しよう 	3 すべての人に 健康と福祉を 	4 質の高い教育を みんなに 
1 節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち	に 1 支え合う 人らしく 福祉のま ちを 生きるこ と」をお互 い	①地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築	①地域における支え合いの仕組みづくり				
			②避難行動要支援者の支援体制の整備				
			③社会的困窮者の自立の支援	●	●		
			④多機関協働による身近な地域での相談支援	●			
			⑤多様な主体による活動の支援と推進	●			
			⑥地域福祉推進事業等推進事業に係る事業の推進	●	●		
			⑦誰一人取り残さない地域共生社会の実現	●	●		
	ち 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のま	①健康づくり・食育の推進	①健康増進・食育推進計画推進事業の展開		●	●	●
			②特定健診・特定保健指導の推進			●	
			③女性のがん検診の充実			●	
			④「未病を改善する半島宣言」の推進			●	
		②感染症予防対策の推進	①感染症予防対策の推進			●	
			①在宅医療介護連携の推進			●	
			②地域医療の充実			●	
		③地域医療体制の推進	③ICT等の活用による救急体制の充実				
			④地域自殺対策の推進			●	
		3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち	①健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み	①高齢者の運動の機会の促進と啓発		●	
				②要介護状態になるおそれのある者への支援		●	
				③高齢者の生きがいと健康づくりの推進		●	
				④要介護状態となることを予防する活動の実施		●	
				⑤高齢者同士の交流		●	
				⑥認知症になっても住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるための支援		●	
		②介護サービス等の保険給付	①利用料の給付			●	
			②地域密着型サービスの提供			●	
			③介護人材の確保、業務効率化の取り組みの強化			●	
			④特別養護老人ホームの拡充			●	

[illegible]

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
1 節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち	4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち	①子どもの発達段階に応じた継続的な支援	①療育教育総合センターの運営				●
			②早期発見・早期療育のための相談体制等の充実				●
			③相談支援事業所との連携及び切れ目のない支援の充実				●
		②障がいのある人の居住支援	①グループホームの整備の支援				
			②グループホームの家賃助成				
		③障がいのある人の就労支援	①障がい特性に応じた就労支援体制づくり				●
			②知的障がい者等の雇用促進				●
			③就労系障害福祉サービスの充実				●
		④バリアフリーの推進	①障がい理解のための啓発と自発的な取り組みの支援				
			②公共施設整備バリアフリー懇話会の運営				●
			③福祉教育の推進				●
		⑤地域生活支援拠点等の充実	①緊急時の受け入れ・対応等の整備				
			②相談機能・地域の体制づくり等の充実				
			③体験の機会・場の促進				●
	5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち	①妊娠前からの子育ての相談・支援の充実	①乳幼児健診等の充実		●	●	
			②妊婦検診の充実		●	●	
			③産後ケア事業による支援		●	●	
			④妊産婦・乳児訪問等の実施		●	●	
			⑤パパママ準備クラスの充実		●	●	
			⑥不妊治療、不育症治療に係る助成			●	
			⑦思春期から妊娠適齢期の健康相談、健康教育等の実施		●	●	
		②子育てを支える取り組みの推進	①子育て情報提供の充実				●
			②ファミリー・サポート・センター事業の充実				
			③保育所、幼稚園等による相談、一時預かり等の支援の充実				●
			④放課後児童への対応の充実(放課後児童クラブ)				●
			⑤放課後児童への対応の充実(ふれあいスクール)				

5	ジェンダー平等を 実現しよう
6	安全な水とトイレ を世界中に
7	エネルギーみんなに もってこいよう
8	働きがいも 経済成長も
9	産業と技術革新の 基盤をつくろう
10	人や国の不平等 をなくそう
11	住み続けられる まちづくりを
12	つくる責任 つかう責任
13	気候変動に 具体的な対策を
14	海の豊かさを 守ろう
15	陸の豊かさ を守ろう
16	平和と公正を すべての人に
17	パートナーシップで 目標を達成しよう

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
1 節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち	5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち	②子育てを支える取り組みの推進	⑥病児・病後児保育の充実				
			⑦親子遊びの場の運営				
			⑧ほっとスペースの運営				
			⑨子育てに係る相談の充実			●	●
			⑩子育て支援センターの運営			●	●
			⑪ひとり親家庭等への継続的な支援	●	●	●	●
			⑫支援を必要とする子どもに対する学習支援				●
			⑬子どもの貧困に関する取り組み	●	●	●	●
			⑭小児医療費に係る助成の充実			●	
			⑮要保護児童に対する取り組み		●	●	●
			⑯居場所づくりへの支援				
			⑰(仮称)逗子市子ども基本条例の制定	●	●	●	●
		③幅広い保育ニーズに対応できる体制づくり	①保育の充実と選択肢の拡大				●
			②保育士確保の取り組み				●
			③様々な保育ニーズへの対応				●
			④幼稚園就園等に係る支援				●
			⑤子育てと仕事を両立させる環境整備				
		④子どもたちの居場所づくりの推進	①体験学習施設「スマイル」での講座やイベントの充実				●
			②青少年の健全な育成に係る事業の推進				

5 ジェンダー平等も 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
						●						
						●						
						●						
●											●	
											●	
●					●						●	
			●									
			●									
					●							

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
2 節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち	1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち	①学習機会の提供による社会教育の推進	①各種講座事業の推進				●
			②家庭教育推進事業の充実				●
			③読書活動の推進				
			④子どもの読書活動の推進				
		②生涯を通じた学習活動の支援	①生涯学習活動の情報の提供				●
			②生涯学習活動の場の提供				●
			③図書資料の充実				●
		③地域で子どもと大人が共に育つ学習環境の整備	①共育活動の推進				●
			②共育イベントの開催				●
	創2 文化を新に 造するまち	①文化芸術活動の推進（継承と創出）	①逗子アートフェスティバルの充実				
			②文化芸術活動の振興に係る事業の推進				
			③子どもを対象とした文化活動の振興に係る事業の推進				
	3 スポーツを楽しむまち	①スポーツの推進	①スポーツ活動に係る事業の推進				
			②総合型地域スポーツクラブの普及・啓発				
			③逗子市スポーツの祭典の開催				
			④マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング				
			⑤子どもを対象としたスポーツ活動に係る事業の推進				

[illegible]

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
2 節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち	4 学校教育の充実したまち	①教員の指導力及び教育課題への対応力向上	①教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業の推進				●
			②教育指導教員の派遣				●
			③授業研究校の委託				●
			④研修の充実				●
			⑤各担当者会の充実				●
			⑥学校給食の安定的な提供		●		
			⑦学校施設の整備・充実				●
		②子どもの発達段階に応じた継続的な支援	①療育教育総合センターの運営				●
			②早期発見・早期療育のための相談体制等の充実				●
			③学校や保護者との連携の推進				●
			④支援が必要な児童・生徒についての情報共有の充実				●
			⑤学校教育を支援する専門性の高いスタッフの派遣				●
		③ICTを活用した授業と情報教育の推進	①授業におけるICT機器の効果的な活用				●
			②児童・生徒の発達段階に応じた情報教育モラルと情報リテラシーの育成方法の研究				●
		④地域教育力の効果的な活用と幼・保・小・中の相互理解の促進	①コミュニティ・スクールの実現				●
			②効果的な研修内容の企画と展示				●
			③幼稚園・保育園・小学校・中学校との連携の推進				●
	5 産・学・官・民で連携したまち	①文化財保護の推進	①文化財の展示活用の推進				
			②史跡の公開活用				
			③未指定文化財の調査				

[illegible]

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
3 節 自然と人間を共に大切にするまち	1 自然を大切にするまち	①自然の回廊の保全と活用	①自然の回廊プロジェクト事業の推進				
			②みどりに親しむ環境づくりの推進				
		②みどりの保全と緑化の推進	①緑化に係る事業の推進				
			②公園への花苗の植栽				
			③緑地の適正な維持管理				
			④緑地の安全対策				
			⑤里山の環境の保全活用				
			⑥歴史的風土特別保存地区の保全				
			⑦丘陵地の保全				
			⑧環境教育等の推進				●
		③公園の活用及び維持管理	①池子の森自然公園の維持管理				
			②公園の維持管理				
			③公園の保全と活用				
			④国営公園の整備推進				
			⑤公園の整備				
		④河川環境の保全	①河川アダプト制度の活用				
			②河川環境保全に留意した維持管理の推進				
			③河川環境保全に留意した改修工事の推進				
		⑤良好で持続可能な逗子海岸の推進	①国際環境認証ブルーフラッグの継続取得				●
			②逗子海岸美化活動の推進				

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	●									●		
										●		
	●									●		
										●		
	●									●		
										●		
						●				●		
						●				●		
						●				●		
						●				●		
						●				●		
	●											
	●											
							●		●			
							●		●			

第4編 資料 12 SDGs との関係

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 廃棄物をなくそう	2 資源をぜいばに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
3 節 自然と人間を共に大切に するまち	2 廃棄物による環境負荷の少ないまち		①ごみの発生・排出抑制の意識啓発の推進				●
		①ごみの発生量・排出量の削減	②ごみ処理手数料の適正化				
			③生活環境の保全			●	●
		②生ごみの減量化・資源化の推進	①家庭用生ごみ処理容器等の普及促進				
			②生ごみの分別収集・資源化				
		③安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムの構築	①環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画の策定				
			②民間委託の計画的な推進				
		④紙ごみの減量化・資源化の推進	①紙ごみの減量化・資源化の推進				
		⑤資源化品目の拡大	①資源化効率の向上				
			②ごみと資源物の分別方法の意識啓発の推進				●
		⑥ごみ処理の広域連携の推進	①ごみ処理の広域連携の推進				
	3 ルをカーボンニュートラルを実現するまち	①2050年カーボンニュートラル実現の推進	①環境に配慮したライフスタイルへの移行促進				●
			②民生部門の再エネ・省エネ・蓄エネの推進				●
			③公共施設における再エネ・省エネ・蓄エネの推進				
			④移動の脱炭素化の推進				●
	4 に配慮したまち観	①景観まちづくりの推進	①地域特性等に応じた景観形成				
			②景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」の活用				
			③生垣やシンボルツリーの苗木の配布				

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
							●					
						●	●					
							●					
							●					
							●					
						●	●		●			
							●					
							●					
							●					
							●					
		●					●					
		●					●					
		●					●					
		●				●	●					
						●						
						●						
						●				●		

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
4 節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち	1 良好なまちがよき暮らし環境を	①計画的なまちづくりの推進	①計画的なまちづくり推進事業の推進				
		②コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の推進	②コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の推進				
	2 災害に強く、犯罪のない安全なまち	②空き家対策と利活用	①空き家解消事業の推進				
		①自主防災組織育成の推進	①自主防災組織の育成、加入率向上の支援				
		②災害対策に係る整備の充実	①災害対策用資機材等の計画的な整備				
			②避難施設整備事業の推進				
		③避難行動要支援者への支援の確立	①避難行動要支援者支援制度の普及・啓発の推進				
		④消防力の充実	①消防車両の更新整備				
			②消防水利の整備				
			③消防団の充実				
			④消防広域化の可能性の検討				
		⑤建築物等の耐震化の推進	①建築物等の耐震化の推進				
		⑥浸水対策の推進	①田越川準用河川浸水想定区域図の作成・公表				
			②田越川準用河川の整備				
			③田越川二級河川区間の河川改修の推進				
			④内水浸水想定区域図の作成・公表				
			⑤雨水浸透施設等の設置				
		⑦防災・消防・防犯分野の連携の推進	①各関係機関との連携強化				
		⑧犯罪のないまちづくりの推進	①各関係機関との連携強化及び支援				
			②安全・安心に係る情報提供				
			③市道における適正な防犯灯の確保				
			④防犯対策事業の推進				

[illegible]

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
4 節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち	3 歩行者と自転車を優先するまち	①歩行者と自転車を優先するまちの推進	①歩行者と自転車を優先するまち推進事業の推進				
			②自家用車に頼らないまちづくりの推進				
			③駐輪場の整備等				
			④自転車通行帯の明確化				
			⑤鉄道事業者との連携による通勤電車本数の維持				
			⑥より快適な通勤環境整備への支援				
	4 都市機能の整った快適なまち	①公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施	①公共施設マネジメントの推進				
			②東逗子地域の活性化をめざしたJR東逗子駅前複合施設整備事業の推進				
		②バリアフリーのまちづくりの推進	①無電柱化の推進				
			②市道のバリアフリー化の推進				
			③国・県道のバリアフリー化の推進				
			④市民協働による公共施設のバリアフリー化の推進				●
		③都市環境の改善	①都市機能を整えるインフラの整備				
			②道路アダプトプログラムの推進				
			③街路樹の計画的な管理				
			④道路の拡幅や隅切り等の整備				
			⑤長寿命化対策の実施				
			⑥地震対策の実施				
			⑦合流式下水道の改善				
			⑧下水処理場等下水道施設の再整備に向けた調査・研究等				
			⑨道路沿いのがけ崩れ対策の推進				
			⑩市内の交通環境の改善				

[illegible]

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
4 節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち	5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち	①逗子海岸保全活用事業の推進	①安全で快適な海水浴場の運営				
			②海水浴以外の海岸の活用の推進				
			③国際環境認証ブルーフラッグの継続取得				●
			④逗子海岸美化活動の推進				
		②商工業振興の推進	①逗子市商工会や市内商店街への支援				
			②地域産業の増収支援や地域資源開発に関する取り組み				
			③ふるさと納税に関する取り組み				
		③小坪漁港を中心とした小坪海浜地域活性化の推進	①小坪漁港活用・活性化(海業)の推進				
			②小坪海浜地域の活性化の推進				
		④創業への支援	①創業支援事業等の推進				
		⑤多様な働き手、柔軟な働き方の支援	①テレワーク等の推進に関する取り組み				
			②女性の就労支援				
			③就労等に関する情報の提供				
		⑥観光振興の推進	①逗子市観光協会への助成				
			②逗子の魅力向上事業の推進				
			③観光情報発信の充実				
			④ふるさと納税に関する取り組み				
			⑤逗子市広報大使による発信				

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーもみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
						●						
							●		●			
							●		●			
			●									
			●									
			●									
									●			
									●			
			●									
			●									
			●									
			●									

節	取り組みの方向	具体的施策	主な取り組み	1 貧困をなくそう 	2 気候変動に 適応しよう 	3 すべての人に 健康と福祉を 	4 質の高い教育を みんなに 
5 節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち	1 市民自治のまち	①住民による自治活動の推進	①住民自治協議会の支援				
			②ふれあい活動の推進				
		②市民活動の推進	①市民協働推進事業の推進				
			②市民活動の場の確保				
			③逗子市市民活動・生涯学習情報サイトの充実				
		③行政活動に対する市民参加の推進	①市民参加制度の運用				
	等 2 誰もが尊重され、自由で平	①人権啓発活動の推進	①人権意識向上のための啓発活動				
			②人権に関する相談等への対応				
			③人権指針の検討				
		②男女平等参画の推進	①ずし男女平等参画プラン2030の推進			●	●
			②相談体制の充実				
	すり 3 る、世 ま 平 ち 界 と つ 貢 な 献 が	①国際交流・国際理解の推進	①国際交流推進事業の推進				●
			②フェアトレードタウンの取り組みの支援				●
		②非核平和の推進	①非核平和推進事業の推進				●

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくも責任 つめよう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
											●	
												●
											●	●
●					●							
●					●							
●					●							
●			●		●							
●												
					●		●					●
					●		●				●	
											●	

◆ 用語解説

あ行

IoT (あいおーていー)	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
ICT (あいしーていー)	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術のことを指す。
アウトリーチ (あうとリーチ)	手を差し伸べることが原義。文化の分野では、文化に触れることが少ない人、関心のない人などに対して、積極的に手を差し伸べ、文化とのふれあいを創出する活動を意味する。一般的には、施設外での活動を対象としているが、本計画においては施設内も対象としている。
青色回転パトロールカー (あおいろかいてんぱとろーるカー)	警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの認定を受けた団体が、防犯パトロールを行う時に用いる青色回転灯を装備した車両。
アダプトプログラム (あだぷとぷろぐらむ)	アメリカで生まれた新しい美化システムで、特定の公共空間・地域を里子、住民を里親になぞらえ、わが子を愛し育てるように清掃美化活動を進めるもの。
アメニティ (あめにてい)	快適環境と訳される。人間的な住みやすさを示す概念であり、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統等が互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいう。
e スポーツ (いーすぽーつ)	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉。
池子住宅地区及び海軍補助施設 (いけごじゅうたくちくおよびかいぐんほじょしせつ)	逗子市池子、久木、横浜市金沢区六浦町に所在し、その面積は横浜市域も含め 288.4ha に及び、854 戸の米軍家族住宅が所在する。
池子米軍家族住宅 (いけごべいぐんかぞくじゅうたく)	池子住宅地区及び海軍補助施設（別項参照）にある米軍家族のための住宅のこと。

あ行

いのちの森 (いのちのもり)	地震や風水害に耐え、人命を守る防災・水源林の機能が備わった、その土地本来の樹木（潜在自然植生の常緑広葉樹）を主体とした森。
ウォーカブルなまちづくり (うおーかぶるなまちづくり)	街路空間を“車中心”から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取り組み。
海業 (うみぎょう)	海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの。
AI (えーあい)	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。
SDGs (えすでいーじーず)	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年～2030 年までの国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成される。
LGBT (えるじーびーていー)	LGBT（エルジービーティー）とは、様々な性的マイノリティ（性的少数者）のうち、代表的な「レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）の 3 つの性的指向と、トランスジェンダー（Transgender）」という性自認の各単語の頭文字を組み合わせた表現。
親子遊びの場 (おやこあそびのば)	乳幼児とその親が気軽に出かけることができ、地域の他の親らと交流することができる子育て支援の場所。小坪・沼間・池子の 3 箇所に設置している。
温室効果ガス (おんしつこうかがす)	大気中の二酸化炭素等は、太陽エネルギーを通す一方、地表面から放射される赤外線を吸収し、再び地表面に放射するため、大気の温度を上昇させる作用がある。温室効果ガスには、二酸化炭素の他にメタンや一酸化二窒素、フロンガス等が知られている。

か行

カーボンニュートラル (かーぼんにゅーとらる)	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
海洋プラスチックごみ (かいようぷらすちっくごみ)	海洋に流出するペットボトルやビニール袋などのプラスチックごみ。
学校看護介助員 (がっこうかngoかいじょいん)	市立小学校及び中学校に通う医療的ケア（日常的及び応急的に行われる医療的側面を持つ行為）が必要な児童・生徒に対して、逗子市立小・中学校において、主治医の指導に基づき医療的ケアを実施する者。看護師の資格を有する者をもって充てる。
学習支援員 (がくしゅうしえんいん)	市立小学校及び中学校に通う支援が必要な児童・生徒に対し、移動、その他身辺処理や生活支援、学習支援を行う者。
学校支援地域本部 (がっこうしえんちいきほんぶ)	地域住民が積極的に学校支援活動（例えば、学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校・地域との合同行事の開催等）に参加し、教員を支援することにより教員の負担軽減を図るとともに、地域住民と児童・生徒との異世代交流を通じて弱まった地域との絆を回復させ、地域の教育力の活性化を図る取り組み。「地域コーディネーター」、「学校支援ボランティア」、「地域教育協議会」から構成される。 ・「地域コーディネーター」：学校支援地域本部において、学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうなど、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を行う者。 ・「学校支援ボランティア」：学校支援地域本部において、実際に支援活動を行う地域住民など。 ・「地域教育協議会」：学校支援地域本部の方針等についての企画・立案を行う委員会。

か行

環境影響評価 (かんきょうえいきょうひょうか)	逗子市では対象事業の実施が自然環境に及ぼす影響について、事前に評価することをいう。自然環境評価は、植生、土地機能、居住快適性維持機能等について 10mメッシュごとに土地の自然環境ランクを設定している。
GIGA スクール構想 (ぎがすくーるこうそう)	Global and Innovation Gateway for All の略。society 5.0（別項参照）時代を生きる子ども達にとって、教育における ICT を基盤とした先端技術の活用は必須である。また、変化の激しい時代を生き抜くには従来の一斉教育だけではなく、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された創造性を育む教育の実現が重要であり、ICT 教育で次世代の人材を育てる必要がある。児童・生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
基幹相談支援センター (きかんそうだんしえんせんたー)	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに係る相談支援事業従事者の人材育成を中心に、事例検討、困難ケースへの対応等相談支援事業に係る総合的な事業を行う施設。
狭あい道路 (きょうあいどうろ)	建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路幅員が 4 m 未満の道路で、特定行政庁が指定したもの。
共育 (きょういく)	世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つこと。
教育相談コーディネーター (きょういくそうだんこーでいねーたー)	神奈川県では、子ども一人ひとりの課題を解決するためには、それぞれの教育的ニーズを把握し、それに基づく支援の計画・実施・評価をする教育相談のプロセスを通じて校内の支援体制づくりを進めることが重要としている。教育相談コーディネーターはそのキーパーソンとして、教育相談のプロセスの連絡調整や進行管理を行い必要に応じて学校内外の人や関係機関と連携し教育的ニーズを有する子どもへの支援を協働で行うための役割を担っている。
景観形成重点地区 (けいかんけいせいじゅうてんちく)	市の有する貴重な景観特性が象徴的に現れ、都市計画上重要な役割を担う場所として、良好な景観形成が特に必要とされる地区として、逗子市景観計画に定めた地区。

か行

景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」 （けいかんけいはつさつし「まちなみでざいんずし」）	逗子の美しい景観を保全し、また、つくり育てていくために市民自らが主体となって行政と協働し作成した景観啓発冊子。逗子の景観の特性や歴史、心地よいまちなみをつくるヒントが詰まった「基本編」、具体的な事例集の「実践編」及び「概要版」がある。
公会計化 （こうかいけいか）	学校給食費の徴収、督促や食材費の支払等を学校が行い学校会計の中で処理する「私会計」方式から、学校給食費を逗子市の歳入・歳出予算に計上し、議会の議決を経た上で、市が徴収・管理等する方式に変更すること。教員の業務負担の軽減による学校教育の質の向上や会計の透明性の向上などが期待できる。
合計特殊出生率 （ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）	15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
合流式下水道 （ごうりゅうしきげすいどう）	家庭などから排出された汚水と降雨による雨水を、一つの管路で集め、下水処理施設まで送る方式の下水道のこと。
高齢化率 （こうれいかりつ）	総人口に占める 65 歳以上人口の割合を百分率で表示した数値。
こころのバリアフリー （こころのばりあふりー）	障がいや障がいのある人等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくすこと。
子育て （こそだち）	子どもが成長する過程において、子ども自身が主体的に学び、成長していくこと。
子育て支援センター （こそだてしえんせんたー）	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や、育児不安等についての相談・指導、子育てに関する情報の提供等、子育てに悩みや不安をもつ親たちに対して育児支援を行う施設。
個別避難計画 （こべつひなんけいかく）	大規模な災害が発生した際に高齢者や障がい者などの支援者のうち、災害時に特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの。

か行

コミュニティ・スクール (こみゆにてい・すくーる)	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、力を合わせて一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるために取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができると言われている。
コミュニティバス (こみゆにていばす)	地域住民の移動手段を確保するために、従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスを提供するために運行されるバス。
コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造 (こんぱくと・ぷらす・ねっとわーくがたとしこうぞう)	日常生活を営む身近なエリアと中心市街地エリア間を公共交通が有機的に結び、誰もが不自由なく、様々な公共サービス・生活サービスにアクセスできる都市構造のこと。

さ行

再生可能エネルギー (さいせいかのうえねるぎー)	エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。
在宅医療 (ざいたくいりょう)	できる限り住み慣れた家庭等で療養することができるように在宅で行う医療のこと。
サロン活動 (さろんかつどう)	高齢者や障がい児・者、子育て中の人などが、地域でのつながりを深め、助け合いの基礎を育む交流の場。

さ行

支援教育 (しえんきょういく)	特別支援教育は、障がい児教育の新しい呼称。2001 年（平成 13 年）の春から文部科学省は、旧来の特殊教育に代えて、この呼称を使用している。神奈川県では障がいのある子どもの他に通常級に在籍している発達障がいの子どもや不登校の児童生徒なども含め、教育的ニーズを持つものとして、広く「支援教育」と呼んでいる。
支援教育推進巡回指導員 (しえんきょういくすいしんじゅんかいしどういん)	市立小・中学校に支援教育推進のために派遣している指導員。支援を必要とする子どもたちが学級集団の中で困らないよう、個に応じたアドバイスを行っている。また、巡回指導員が直接、学級でグループワーク等を行い、子ども同士の望ましい関係づくりをレクチャーしたり、教職員に対しては、支援教室の運営方法や教材についてアドバイスを言ったりする。
支援シート (しえんしーと)	神奈川県において、「個別の支援計画」または「個別の教育支援計画」を作成するときの書式の呼称。支援シートは、教育的ニーズのある児童生徒に関して、次の進路先（就学先、進学先等）に伝え、進路先の指導や支援に生かすことを目的として神奈川県教育委員会発行のパンフレットに沿って作成する。主な事項は、「これまでの取り組み」や「取り組みの評価」等で、保護者・担任等とともに記載していく。
市街化区域 (しがいかくいき)	すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域 (しがいかちょうせいいき)	市街化を抑制すべき区域。
自主防災組織 (じしゅぼうさいそしき)	災害対策基本法第 5 条第 2 項に規定する地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。
自然の回廊 (しぜんのかいろう)	豊かな自然と様々な文化に触れられる場所をつなぎ合わせ、回遊性を持たせた道。
指定管理者制度 (していかんりしやせいど)	公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

さ行

自治体情報システムの標準化・共通化 (じちたいじょうほうし すてむのひょうじゅん か・きょうつうか)	自治体が使用する情報システムに対して一定の基準や規格を設け、統一的な取り扱いができるようにすること。
自治体フロントヤード (じちたいふろんとやー ど)	自治体と住民の接点となる庁舎窓口や公共施設などのこと。
シティプロモーション (していぷろもーしょ ん)	地域を持続的に発展させるために、その魅力を発掘し、内外に効果的に訴求していくこと。
指導主事 (しどうしゅじ)	教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項、第2項）、教育公務員特例法上の専門的教育職員に位置づけられている。教育に関する見識を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験を有する者である。校長や教員に助言や指導を与え、教育活動を効果的にするのがその役割。大学以外の公立学校の教員をもって充てることができる（同法第18条第4項）。
市民参加 (しみんさんか)	市が意思決定をする過程において市民が意見を述べ、または提案することにより行政活動に参加し、市政を推進すること。
社会教育 (しゃかいきょういく)	学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。
住民自治協議会 (じゅうみんじちきょう ぎかい)	地域の課題を地域で解決し、地域の個性と実情に応じた地域づくりをするために、小学校区を1つの単位として、地域住民、地域の自治会・町内会などの地縁団体、地域で活動する各種団体などが連携して組織する地域自治組織。
重要業績評価指標（KPI） (じゅうようぎょうせき ひょうかしひょう、けー ぴーあい)	施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。 Key Performance Indicator の略。

さ行

循環型社会 (じゅんかんがたしゃかい)	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
準用河川 (じゅんようかせん)	一級河川・二級河川以外の河川で、市町村が指定したもの。二級河川に関する規定が準用される。
小1プロブレム (しょういちぷろぶれむ)	小学校に入学したばかりの1年生が、学習に集中できない、落ち着いて教員の話聞けず、友だちと騒いだり教室を歩き回ったりするなどして授業が成立しない状態や、学級がうまく機能しない状況が続くこと。
省エネ・蓄エネ設備 (しょうえね・ちくえねせつび)	温室効果ガスの排出抑制に資する省エネルギー設備及び蓄エネルギー設備のことを言い、都市ガスから電気とお湯をつくる「燃料蓄電池（エネファーム）」や蓄電池（電気自動車などの次世代自動車の車載用バッテリーを含む）が挙げられる。
生涯学習 (しょうがいがくしゅう)	一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身に付けたり、生きがいのある充実した人生にするため、自分の意思に基づき、必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで生涯を通じて行う学習活動。
小規模多機能型居宅介護 (しょうきぼたきのうがたきょたくかいご)	要介護認定者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスで、1事業所あたりの登録が25人以下の小規模で行われるもの。
情報セキュリティ (じょうほうせきゅりてい)	情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。機密性とは、情報にアクセスすることが認められた者だけがアクセスできることを確実にすることをいい、完全性とは、情報及び処理の方法が正確であること及び完全であることを保護することをいい、可用性とは、アクセスの権限のある者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。

さ行

情報モラル（教育） （じょうほうもらるきょういく）	学習指導要領において「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容となっている。
情報リテラシー （じょうほうりてらしー）	情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。リテラシー（literacy）とは、本来は、文字の読み書き能力を意味し、これを情報一般に当てはめて情報リテラシーと呼んでいる。情報は様々な形式で表されるため、情報リテラシーは、これまでの文字に代表される印刷物以外のメディアについても広く対象とされるようになってきている。現在では、コンピュータ（モバイルフォンやネットワーク全般を含む。）の普及から、特にこれらを扱う能力を指すようになってきている。
浸水想定区域図 （しんすいそうていくいきず）	河川や下水道が処理できる能力を超える豪雨により、浸水が予想される範囲や深さを図にしたもの。
スクールカウンセラー （すくーるかうんせらー）	学校に配置されたカウンセラーのこと。神奈川県では、いじめや不登校などの様々な課題解決を図るために心理の専門家であるスクールカウンセラーを各中学校に配置し、そこを拠点に学区の小学校にも派遣している。児童・生徒や保護者、教職員の悩み等に対して専門的な知識や経験に基づいて相談に応じている。勤務は週1日7時間の勤務。また、逗子市内では市費でスクールカウンセラーを雇い、小学校・中学校を巡回して相談にあたっている。
逗子市まちづくり基本計画 （ずししまちづくりきほんけいかく）	約130名の公募市民からなる逗子市まちづくり基本計画市民会議の作成した素案をもとに提案され、逗子市議会の審査・議決を経て平成19年12月に策定された計画。

さ行

ずし平和デー (ずしへいわデー)	戦争の悲惨さや平和の大切さ、いのちの尊さを、子どもたちに伝えていくためのイベントで、非核平和などの活動をしている市民団体が企画を持ち寄り、映画会・コンサートなどを市と共催で開催するもの。
ストックマネジメント計画 (すとっくまねじめんとけいかく)	下水道施設全体の長寿命化対策を進めるにあたり、膨大な量の施設状況を客観的に把握、評価し、計画的かつ効率的に管理するために、長期的な施設の状態を予測しながら策定した計画のこと。
スポーツ都市宣言 (すぽーつとしせんげん)	青い海と豊かな緑に恵まれた美しい郷土にあって、生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心とからだをつくり、明るく活力に満ちた、創造力あふれる逗子市を築くことを目的に、昭和 59 年 5 月に宣言。
生活習慣病 (せいかつしゅうかんびょう)	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。がんや心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、脂質異常症などがある。
ゼロ・ウェイスト (ぜろ・うえいすと)	ごみを焼却、埋立て処理をせず、資源の浪費や、有害物質や非再生可能資源の利用をやめて環境負荷を減らしながら、たい肥化等の物質回収や再生可能エネルギー利用、リサイクルによって、ごみをゼロにする考え方。
創業支援ネットワーク (そうぎょうしえんねつとわーく)	逗子市商工会や地域金融機関と連携して、ビジネスモデルの構築や資金調達など創業に必要な要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な支援を提供する体制。

さ行

総合型地域スポーツクラブ （そうごうがたちいきすぽーつくらぶ）	地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブであり、以下のような特徴がある。 1. 単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目が用意されている。 2. 障がいの有無にかかわらず子どもからお年寄りまで、また、初心者からトップレベルの競技者まで、そして、楽しみ志向の人から競技志向の人まで、地域住民の皆さんの誰もが集い、それぞれが年齢・興味・関心・体力・技術・技能レベルなどに応じて活動できる。 3. 活動拠点となるスポーツ施設を持ち、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。 4. 質の高い指導者がいて、個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる。 5. スポーツ活動だけでなく、できれば文化的活動も準備されている。
総合地震対策計画 （そうごうじしんたいさくけいかく）	下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して、被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な計画のこと。
想定最大降雨 （そうていさいだいこうう）	水防法第 14 条第 1 項に規定する、想定し得る最大規模の降雨のこと。
ソーシャルインクルージョン （そーしゃるいんくるーじょん）	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

さ行

society 5.0（超スマート社会） （そさえていごてんぜろ、ちょうすまーとしゃかい）	狩猟社会（society 1.0）、農耕社会（society 2.0）、工業社会（society 3.0）、情報社会（society 4.0）に続く新たな社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。IoTで人とモノがつながることで今までにない新たな価値を生み出し、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服され、社会の変革を通じて、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会の実現をめざすもの。
---	--

た行

体験学習施設「スマイル」 （たいけんがくしゅうしせつ「すまいる」）	平成26年4月に第一運動公園内に開所した施設で、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまでいろいろな活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。スマイルは愛称。
地域共生社会 （ちいききょうせいしゃかい）	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援拠点 （ちいきせいかつしえんきよてん）	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
地域制緑地 （ちいきせいりよくち）	「逗子市緑の基本計画」において、緑地のうち、法的に何らかの担保策が図られ、今後永続的に保全されることが見込まれる緑地のこと。

た行

地域包括支援センター (ちいきほうかつしえんせんたー)	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、市内には3箇所設置。 地域における福祉の総合相談窓口の機能を有する。
地域防犯連絡所連絡協議会 (ちいきほうはんれんらくしよれんらくきょうぎかい)	警察と地域との連絡員である防犯連絡員約100名で構成し、自主防犯活動の推進を図り、犯罪のない安全安心なまちづくりを推進する。連絡員は、逗子警察署長と防犯協会会長が連名で委嘱する。
チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050 (ちゃれんじ！ずしかーぼんにゅーとらるにーぜろごーぜろ)	2022年1月31日に、逗子市において2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明したもの。逗子市では、ライフスタイルの変革に焦点を充て、市、市民、事業者が一体となり、国や他の自治体とも協力しながら、取り組みを進めていくこととしている。
中1ギャップ (ちゅういちぎゃっぷ)	小学生から中学1年生への進学後、新しい環境での学習や生活の変化にうまく適応できず、不登校や問題行動等につながっていく事態。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (ていきじゅんかい・ずいじたいおうがたほうもんかいごかんご)	居宅の要介護者が定期的な巡回介護、または随時通報によりその者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けることのできるサービス。
データヘルス計画・特定健康診査等実施計画 (でーたへるすけいかく・とくていけんこうしんさとうじっしけいかく)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、特定健康診査等基本指針に則して、2008年度（平成20年度）から5年間で1期として定める計画のこと。計画策定は各保険者に義務付けられ、特定健康診査等の具体的な実施方法・目標等を定めることとされている。
デジタルデバインド (でじたるでばいど)	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

た行

DX（デジタル・トランスフォーメーション） （でいーえつくす、でじたる・とらんすふおーめーしょん）	Digital Transformation の略で、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること。
特定健康診査、特定健診 （とくていけんこうしんさ、とくていけんしん）	2008 年度（平成 20 年度）から各保険者が 40 歳～74 歳までの加入者に対し実施することが義務付けられたメタボリックシンドロームの予防と解消を目的とした健診をいう。
特定保健指導 （とくていほけんしどう）	特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要があるとされた方に対し、専門的知識・技術を持つ者が行う保健指導を指し、保険者に実施が義務付けられている。指導形態には、生活習慣病を発症する可能性の程度により、積極的支援と動機付け支援がある。
特別養護老人ホーム （とくべつようごろうじんほーむ）	老人福祉法に規定する老人福祉施設の一つ。おおむね 65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを行うことを目的とする施設。介護保険では介護老人福祉施設として位置付けられ、要介護の認定を受けた者で施設入所を希望する者について契約による入所を行っている。
ドメスティック・バイオレンス（DV） （どめすていっく・ばいおれんす、でいーぶい）	夫婦や同棲相手、恋人同士など親密な関係にある者又はあった者の間に起こる身体的・精神的・経済的・性的等の暴力行為。

な行

内水 （ないすい）	下水道の雨水排水能力を上回る降雨による浸水のこと。
生ごみ処理容器等 （なまごみしよりようきとう）	生ごみを減量化又は堆肥化させるもので、コンポスター容器や電動処理機等の種類がある。

な行

二級河川 (にきゅうかせん)	災害の防止、機能維持、環境保全など総合的に管理することを目的とした河川法に規定する一級河川以外の水系で、都道府県知事が指定したものをいう。
ノーマライゼーション (のーまらいぜーしょん)	障がいのある人や高齢者も、地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという理念。また、障がいのある人の自己決定を最大限に尊重し、障がいのために必要とする「特別なサービスを受ける権利」を持つことも同時に主張する思想。国連の障害者の権利宣言やそのほかの障がい者福祉・教育の基本理念として世界的に認知され、その実現がめざされている。

は行

バリアフリー (ばりあふりー)	年齢や能力に関わりなく、自由に活動し快適に暮らしていくために、物理的、制度的、精神的な障壁、障害、不便（バリア）を取り除いて（フリー）いこうとする考え方。
PFI (ピーえふあい)	民間の資金と経営能力やノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。
ビッグデータ (びっぐでーた)	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。
避難行動要支援者 (ひなんこうどうようしえんしゃ)	ひとり暮らし高齢者や障がい者など、災害時に自分自身を守るための情報収集や自力避難が容易でないなどにより、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする人々。
ファミリー・サポート・センター (ふぁみりー・さぽーと・せんたー)	小さな子どもを持つ保護者が安心して子育てできるように、子どもの預かりについて地域の人たちが互いに助け合っていくための会員制の相互援助活動を行うもの。育児の援助を受けたい会員を「依頼会員」、育児の援助を行いたい会員を「支援会員」という。
風致 (ふうち)	都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観。

は行

フェアトレード (ふえあとれーど)	適正な価格で取引することを通して、開発途上国の農家や小規模生産者・女性など、立場の弱い人々の自立を支援する国際協力のこと。
ブルーフラッグ (ぶるーふらっぐ)	国際 NGO FEE（国際環境教育基金）が実施するビーチ・マリナー・観光用ボートを対象とした世界で最も歴史ある国際認証制度。①水質、②環境教育と情報、③環境マネジメント、④安全性・サービスの4分野、30数項目の認証基準を達成すると取得でき、毎年審査を通じて、ビーチやマリナー等における持続可能な発展を目指すもの。
ふれあい活動 (ふれあいかつどう)	家庭や地域で抱えている問題の解決を手助けするために、地域の人たちが知恵を出し合い、交流すること。
ふれあい活動圏 (ふれあいかつどうけん)	日常生活圏域を指し、互いに顔が見え、交流ができ、歩いて行ける半径 300m 程度の範囲を想定している。
ふれあいスクール (ふれあいすくーる)	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもの遊びの場を提供するもの。異年齢交流などを通じ、子どもたちの創造性、社会性を養い、児童の健全な育成を図ることを目的に市が全小学校に設置している。
ポータルサイト (ぽーたるさいと)	インターネットを利用する際、まず最初に閲覧されるような利便性の高いウェブ・サイトの総称。ポータル (portal) は、玄関、入口の意味。
放課後児童クラブ (ほうかごじどうくらぶ)	保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る施設。
防災・防犯メール (ぼうさい・ぼうはんめーる)	防災（防災行政無線情報等）、防犯、生活情報に関する情報を直接市役所から携帯電話やパソコンにメール配信するシステム。配信内容は、市ホームページでも閲覧可能。
防犯アドバイザー (ぼうはんあどばいざー)	防災安全課に所属する会計年度任用職員等。警察官として勤務経験がある者から市長が任命し、地域住民による地域安全活動に関する助言等を行うほか、暴力団排除にかかる業務や行政暴力への対応、警察との連絡調整など、防犯活動全般に携わる。

は行

ポケットパーク (ぽけっとぱーく)	道路の余地に植栽や修景施設などとベンチ等の休憩施設を造り、道路に潤いを与えるようにするもの。
ほっとスペース (ほっとすぺーす)	市立小学校の多目的教室等や親子遊びの場などを利用し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、参加しやすいイベント等を行う子育て支援の場をいう。
ボランティアセンター (ぼらんていあせんたー)	ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人の情報収集、コーディネート事務等を行う場所。本市では、逗子市社会福祉協議会がボランティアセンターを設置している。

ま行

民生委員・児童委員 (みんせいいいん・じどういいん)	民生委員法、児童福祉法によって設置された、地域住民を支援するボランティア。 必要な支援が受けられるよう関係機関や団体とのパイプ役になる。
--------------------------------------	---

や行

ユニバーサルデザイン (ゆにばーさるでざいん)	すでにあるバリア（障壁、障害、不便）を取り除くというバリアフリーの考え方をさらに進めて、はじめから年齢や能力に関わりなく、すべての人に快適な環境空間づくりを行っていくという考え方。
要介護等認定、要介護認定者 (ようかいごにんてい、ようかいごにんていしゃ)	介護保険を利用する際に、認定調査、介護認定審査会による審査等により、どれくらい介護サービスが必要かを判断する。その結果、要介護1～5の認定を受けた場合は「要介護認定者」となり、要支援1～2の認定を受けた場合は「要支援認定者」となる。
養浜 (ようひん)	波の侵食等により砂の量が減った砂浜に人工的に砂を供給して砂浜の安定化を図ること。

ら行

ライフサイクルコスト (らいふさいくるこすと)	建物の企画設計から建設、運営管理及び解体に至るまでの、建物の一生（ライフサイクル）にかかる総費用のこと。
ライフステージ (らいふすてーじ)	人間の一生を発達段階ごとに分けた「幼年期」「青年期」「壮年期」「老年期」などの段階のこと。
立地適正化計画 (りっちてきせいかけいかく)	地域の生活機能の誘導・集約や防災指針を軸とした防災・減災を推進するとともに、多様なライフスタイルを支えるコンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりを推進するための、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に規定された計画。
療育 (りょういく)	障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とのかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。
緑地 (りょくち)	都市緑地法では、樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独でもしくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものを緑地としている。
リハビリテーション (りはびりてーしょん)	障がいのある人や高齢者などに対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助。
歴史的風土特別保存地区 (れきしてきふうどくべつほぞんちく)	歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上特に重要な部分を構成している地域のことで、都市計画決定により地区が定められる。

逗子市総合計画 基本構想・中期実施計画

第3期 逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行日 | 2025 年（令和 7 年）3 月

発 行 | 逗子市（経営企画部企画課編集）

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

TEL 046-873-1111（代表）

FAX 046-873-4520